

ISSN 2186-3040

労働力調査の解説

[第5版改訂版]

総務省統計局

ま え が き

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための統計を得ることを目的とし、1946年9月に調査が開始されて以来、毎月実施されています。調査結果は、各種の雇用対策や、景気判断等のための重要な基礎資料として利用されています。

最近の雇用・失業を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展、産業構造の変化、雇用形態の多様化など大きく変化しています。

これらの状況を的確に把握するため、労働力調査の重要性はますます高まっており、調査の正確な実施及び調査結果の迅速かつ分かりやすい形での提供が求められているところです。

この解説書は、労働力調査の結果をより有効に活用するため、統計データの見方を説明するとともに、調査の仕組みや標本の抽出方法などについて解説したものとなっています。

本書が労働力調査に対する理解の一助となれば幸いです。

2019年6月

総務省統計局

この冊子は、次の URL からダウンロードできます。

URL : <https://www.stat.go.jp/data/roudou/10.htm>

目 次

I 労働力調査の結果の見方と利用

第1章 結果の公表体系と公表方法

1 公表体系.....	1
2 公表方法.....	3

第2章 基本的諸概念と用語

1 就業状態の分類方法.....	5
2 就業状態の定義.....	6
3 就業状態に関する各種比率.....	11

第3章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

1 時系列結果の接続.....	14
2 調査結果を見る際の注意点.....	20

II 労働力調査の仕組み

第4章 調査の概要

1 調査の目的.....	24
2 調査の沿革及び法的根拠.....	24
3 調査の範囲及び調査対象.....	25
4 調査の期日及び期間.....	26
5 調査事項.....	26
6 調査の流れ.....	28
7 調査の方法.....	28
8 調査結果の集計及び公表.....	29

第5章 把握事項

1 基本的把握事項.....	30
2 詳細把握事項.....	39

III 労働力調査の標本設計と結果の推定

第6章 調査世帯の選び方

1 標本調査の考え方.....	45
-----------------	----

2	標本調査区の抽出	46
3	標本調査区内における住戸の抽出	52
4	標本の交代方法	54

第7章 結果の推定方法と標本誤差等

1	線型推定	57
2	比推定の考え方	58
3	推定方法	59
4	推定値の誤差	61
5	季節調整値	66
6	時系列回帰モデルによる都道府県別結果の推定	70

IV 労働力調査における諸定義の発展と調査の変遷

第8章 諸定義の発展と国際基準

1	国際的にみた労働力調査の起源	73
2	就業状態の定義の変遷及び国際基準	75
3	諸定義の国際基準	90
4	主要各国の労働力調査	95

第9章 我が国の労働力調査の変遷

1	標本設計等に関わる主な変更	98
2	調査方法、調査事項等の変遷	100
3	就業状態の定義の変遷	108
4	標本設計の変遷	112

付 録

付録1-1	労働力調査基礎調査票	118
付録1-2	労働力調査特定調査票	120
付録2	労働力調査結果表一覧	122
付録3	労働力調査集計事項一覧	126
付録4	労働力調査規則（昭和58年総理府令第23号）	136
付録5	労働力調査層別調査区数一覧	142
付録6	センサス局法の概要	144
付録7	ILO第19回国際労働統計家会議における決議（仮訳）（抄）	150
付録8	第二次世界大戦前の「失業統計」	159

I 労働力調査の結果の見方と利用

第1章 結果の公表体系と公表方法

労働力調査では、我が国における就業及び不就業の状態を毎月把握し、雇用・失業状況の詳細を明らかにすることを目的として、その結果を集計・公表している。本章では、労働力調査における結果の公表体系と公表方法について解説する。

1 公表体系

(1) 集計区分

ア 基本集計

労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、労働力人口、就業者数・雇用者数（産業別・雇用形態別など）、就業時間、完全失業者数（求職理由別など）、完全失業率、非労働力人口などである。

イ 詳細集計

主として労働力調査特定調査票（付録1－2参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、非正規の職員・従業員が現職についての理由、転職等希望の有無、仕事につけない理由、失業期間、就業希望の有無、未活用労働指標などである。

詳細集計は2002年1月から開始し、2001年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注1)}（労働力調査特別調査は2002年に労働力調査に統合）。調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、これら二つの調査結果の時系列比較は可能である（ただし、現時点の詳細集計との比較は、調査項目がほぼ同じである1984年2月の調査結果から可能である。）。

(2) 公表系列

ア 全国結果

【基本集計】

月次、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表している^{注2)}。

【詳細集計】

四半期平均及び年平均の結果を公表している。

結果表の一覧及び集計事項については、「付録2 労働力調査結果表

注1) 労働力調査特別調査の変遷については、第9章参照

注2) 2000年から2010年までは半期平均（1～6月期及び7～12月期）の結果も公表

一覧」及び「付録3 労働力調査集計事項一覧」を参照されたい。

イ 地域別結果

【基本集計】

11 地域別^{注1)} (北海道, 東北, 南関東, 北関東・甲信, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 沖縄) の四半期平均及び年平均の結果を公表している。各地域に含まれる都道府県は下表のとおりである。

地域区分	構成都道府県
北海道	北海道
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
南関東	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県
北関東・甲信	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県
北陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
東海	岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
近畿	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
中国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
四国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
沖縄	沖縄県

なお, 以下を参考値として公表している。

- ・南関東及び近畿については, 月別の結果を公表している。ただし, これら2地域の月別結果は標本規模が小さいことから, 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないため, 結果の利用に当たっては注意を要する。
- ・都道府県別結果については, 時系列回帰モデルにより推計した都道府県別の結果(主要項目のみについて, 1997年以降の四半期平均及び年平均)を公表している。ただし, 標本規模が比較的大きい北海道, 東京都, 神奈川県, 愛知県, 大阪府及び沖縄県は比推定により推計した値である。なお, 労働力調査は, 都道府県別に結果を表章するように標本設計を行っておらず(北海道及び沖縄県を除く。), 標本規模も小さいことなどにより, 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから, 結果の利用に当たっては注意を要する(都道府県別結果(モデル推計値)の算出方法は, 第7章を参照)。

【詳細集計】

地域別結果は公表していない^{注2)}。

注1) 2011年までは九州と沖縄を一つの地域とし, 10地域別結果を公表していた。詳細については第3章を参照

注2) 2002年から2011年までは10地域別, 2012年は11地域別に年平均結果を公表していたが, 2013年以降は公表していない。詳細は第3章を参照

2 公表方法

(1) 結果の公表期日

労働力調査のような基幹統計調査の結果は、あらかじめ定められた期日及び方法により公表することが統計法（平成19年法律第53号）第8条に規定されている。

公表期日等については、国際通貨基金（IMF）や国際労働機関（ILO）が定める国際基準により、公表日程を事前に公表すること及び集計結果を全ての関係者に対して同時に公表することなどが求められている^{注1)}。

労働力調査においては、毎年1月末に翌年度の公表日程を報道機関に配布するとともに、総務省統計局ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している。また、IMFのDSBB（IMFが運営管理するインターネット上の公表基準掲示板）にも登録している^{注2)}。

なお、基本集計の結果については、原則、公表日の閣議に報告するとともに、報道機関に対して説明を行っている。

公表日程は、原則として以下のとおりである。

ア 基本集計（公表時刻は午前8時30分）

- 月次 調査月の翌月末
- 四半期平均^{注3)} 各四半期最終調査月の翌月末
- 年平均^{注4)} 12月分結果公表時
- 年度平均 3月分結果公表時

イ 詳細集計（公表時刻は午後2時）

- 四半期平均 各四半期最終調査月の翌々月
- 年平均 10～12月期平均結果公表時

注1) IMF, 特別データ公表基準(SDDS) : <http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/Overview.aspx>
ILO, 労働統計の公表に関するガイドライン :

http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/standards-and-guidelines/guidelines-adopted-by-international-conferences-of-labour-statisticians/WCMS_087614/lang--en/index.htm

注2) IMF, Dissemination Standards Bulletin Board (DSBB) :

<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/ARCCtyCtgList.aspx?ctycode=JPN>

注3) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については、各四半期最終調査月の翌々月末公表

注4) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については、1月分結果公表時に、前年平均の結果を公表

(2) 結果の提供

ア 刊行物

(ア) 速報

公表の際、速報冊子（結果の概要及び主要な統計表を掲載したもの）を作成し、配布している。

(イ) 年報

当該年の翌年5月に刊行する。

※ 月報は2009年まで刊行していたが、2010年以降はインターネットのみで提供し、2017年で提供を終了した。

イ インターネット

結果原表、データベース、主要項目の長期時系列データ及び「ア 刊行物」に示した内容をホームページ及び政府統計の総合窓口“e-Stat”（以下「e-Stat」という。）において提供している。

ウ CD-R, マイクロフィルム

インターネットにより提供していない過去の結果等（報告書に非掲載の統計表を含む。）については、総務省統計図書館で、CD-R 及びマイクロフィルムにより閲覧が可能である。

第2章 基本的諸概念と用語

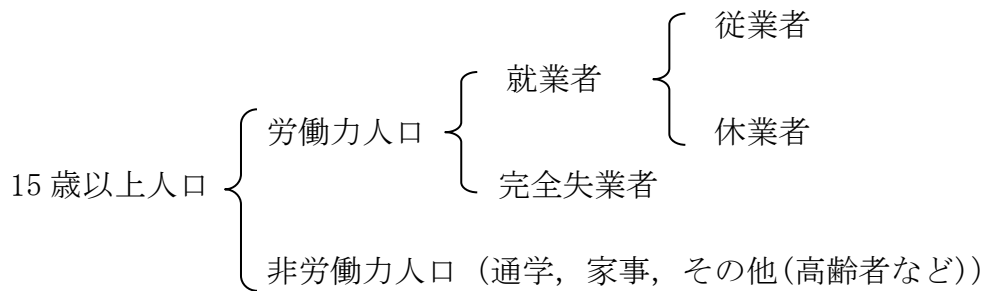
労働力調査では、我が国の雇用・失業状況を様々な視点から捉えるために、就業状態を把握して比較分析を行うのに適切な基本的概念を明確に定義することが必要である。本章では、労働力調査に用いている基本的諸概念と用語について解説する。

1 就業状態の分類方法

(1) 基本集計及び2017年以前の詳細集計

労働力調査（基本集計及び2017年以前の詳細集計）において「就業状態」とは、15歳以上人口について、「月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」によって以下のように分類される。

このように調査週間を1週間というような短い期間に限定し、その期間に仕事をしたか否かによって就業状態を分類しようとする方法を「アクチュアル方式」又は「労働力方式」という。



ここで、この分類の最小区分である「従業者」、「休業者」、「完全失業者」、「非労働力人口」は、この順に分類される。具体的には、まず調査週間中に少しでも仕事をしていれば「従業者」となり、従業者ではないが「休業」の要件を満たす者は「休業者」、従業者でも休業者でもなく、「失業」の要件を満たす者は「完全失業者」、また、従業者、休業者、完全失業者のいずれにも属さない者は「非労働力人口」となる。つまり、経済活動に強く結び付いている者から順に取り出していくことになる。

これらの考え方は、国際労働機関（ILO）の1982年の第13回国際労働統計家会議で決議された国際基準（以下「ILO基準（1982年決議）」という。）に準拠したものとなっている（詳細は第8章参照）。

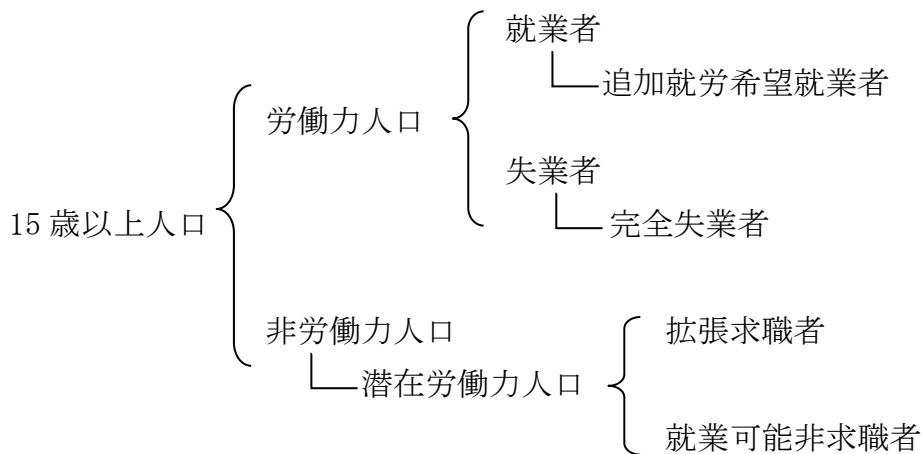
このような短い期間の状態での就業状態を分類する方式のほかに、期間を定めず、「ふだんの状態」で就業状態を分類する方法もある（例えば、就業構造基本調査における調査票では、「あなたはふだん何か収入になる仕事をしていませんか」というような質問がある。）。この方法は一般に「ユージュアル方式」又

は「有業者方式」と呼ばれており、就業状態は、ふだん仕事をしているか否かにより「有業者」と「無業者」の二つに分かれ、休業、失業といった区別はない。

第8章で述べるように、定義が厳密で失業の把握に適しているという理由から、現在では各国ともアクチュアル方式が一般的であるが、就業構造基本調査では、無業者やふだんの就業状態の分析などのために、1956年の調査開始以来、ユージュアル方式を採っている。

(2) 2018年以降の詳細集計

2013年の第19回国際労働統計家会議（ICLS）における決議では、「未活用労働」という新たな概念が取り入れられ、未活用労働に含まれる「失業者」の求職活動期間が「4週間又は1か月以内」と明確に定められた。これを踏まえ、2018年1月から調査項目を変更し、詳細集計においては、2018年1～3月期結果から、完全失業者の求職活動期間を1か月に拡大した失業者等の未活用労働を含む、以下の就業状態区分に変更した。



2 就業状態の定義

(1) 基本集計及び2017年以前の詳細集計

ア 従業者

「従業者」は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者をいう。ここでいう仕事とは、労働の対価として、給料、賃金、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事のことであり、調査週間中に1時間以上仕事をしていれば、仕事の内容は問わない。すなわち、学生がたまたまアルバイトをした場合や、主婦がパートタイムの仕事や内職をした場合なども仕事をしたことになる。ただし、個人経営の商店や農家で家業を手伝って

いる家族は、仮に無給でも仕事をしたとする（このような者は「無給の家族従業者」という。）。

このような従業者の定義は、会社で毎日残業している者も、たまたま1週間だけアルバイトをした学生も、就業状態の区分の観点からは同等に扱うものであり、経済活動に関係した者を全て把握して、様々な就業の実態を明らかにすることができる。

なお、従業者は、調査週間中に主に仕事をしてきたか否かにより、次のように三つに分類している。この区分は、回答者の判断による部分も大きく、厳密なものではないが、パートタイム労働や学生アルバイトの動向を大掴みに知りたい場合は有効である。

従業者 { 主に仕事をしていた
通学のかたわらに仕事をしていた
家事などのかたわらに仕事をしていた

イ 休業者

「休業者」は、仕事を持っていないながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、

- ① 雇用者（その仕事会社などに雇われてする仕事である場合）で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ② 自営業主（その仕事が自分で事業を営んで行う仕事である場合）で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

をいう。雇用者については、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も、こうした給付は給料・賃金の代替と考えるのがより適切と考えられるので、給料・賃金をもらっているものとみなし、休業者とする。ただし、家族従業者については、自分で仕事を持っているとみなされないため休業者とはならない。また、日雇い労務者なども、仕事を休んでいても休業者とはならない。

このように、賃金・給料の支払の有無や休業期間の長さにより条件を付けるのは、仕事との結び付きにおいて一定の基準を設けようとするものである。不規則に仕事をする者、1年の一時期のみ仕事をする者などは、月末1週間の状態を毎月調べて就業状態を時系列的に明らかにするという労働力調査

の趣旨からすれば、休業者に含めることは適当ではない。さらに、休んでいる間に賃金・給料の支払を受けない雇用者は、求職活動をしている可能性もあり、失業に近い状態にあるとも考えられる。また、30日以上休んでいる自営業主は、次の新しい仕事をするための準備中である可能性もある。こうしたことから、上記のような定義を採用している。

ウ 就業者

「就業者」は、従業者と休業者を合わせたものをいう。労働力調査では、就業者が、いわゆる「働いている者」として分析の対象となる。就業者となった者については、第5章で述べるように従業上の地位、産業など細かい属性が調査される。

エ 完全失業者

「完全失業者」は、以下の三つの要件を満たす者をいう。

- ① 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者とならなかった)
- ② 仕事があればすぐ就くことができる
- ③ 調査週間中に、求職活動をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

「完全失業者」の定義は、現在、他の概念と同様、ILO 基準(1982年決議)に準拠しており、求職活動について、ILO では「調査対象期間中に有期雇用又は自営業に就業するため明確な手段を講じた者。明確な手段とは、公営又は私営の職業紹介所への登録、…などである。」としている。これに沿って労働力調査においても、公共職業安定所(ハローワーク)に申し込んだり、求人広告・求人情報誌や、インターネットの求人サイトなどを見て応募したり、学校・知人などにあっせん・紹介を依頼したり、事業所の求人に直接応募したり、登録型派遣への登録をすることなどを、求職活動をしていたとする。また、自営の仕事を始めようとしている者は、賃金・資材の調達など事業を始める準備をしていれば、求職活動をしていたとする。いずれの場合も、何か具体的な活動をしていることが要求される。

なお、完全失業者について、「失業」という言葉を使っているが、定義から分かるように何らかの求職活動を行っていることが必要である。したがって、新規学卒者や新たに収入を得る必要が生じた者のような新しく仕事を始めようとする者(労働市場への新規参入者)、結婚・育児などで一時離職したが再び仕事を始めようとする者(労働市場への再参入者)なども、すぐに就業可能で求職活動をしていれば完全失業者となるし、よりよい仕事を求め

て転職を繰り返す者は、転職の都度一時的に完全失業者となる可能性がある。一方、いくら会社が倒産して仕事を失ったとしても、求職活動をしていなければ労働市場への参入者とはならないので、完全失業者とはならない。

オ 労働力人口、非労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものを「労働力人口」という。労働力人口は、既に仕事を持っている者とこれから仕事を持とうと求職活動している者の合計といえるから、労働市場において供給側に立つ者の集まりとすることができる。すなわち、一国の経済が財やサービスの生産のために利用できる人口ということになる。

また、15歳以上人口のうち労働力人口以外の者を「非労働力人口」という。非労働力人口は、調査週間中に少しも仕事をしなかった者（ただし、仕事を休んでいた者や仕事を探していた者は除く。）が主に何をしていたかにより、「通学」、「家事」、「その他（高齢者など）」の三つに分類される。

(2) 2018年以降の詳細集計

ア 従業者、休業者、就業者

「従業者」、「休業者」及び「就業者」の定義は、基本集計及び2017年以前の詳細集計と同様である。

イ 追加就労希望就業者

「追加就労希望就業者」は、以下の四つの要件を満たす者をいう。

- ① 就業者である
- ② 週35時間未満の就業時間である
- ③ 就業時間の追加を希望している
- ④ 就業時間の追加ができる

追加就労希望就業者とは、就業時間が週35時間未満の就業者のうち、もっと長い時間働きたい者や、今の仕事に加えて新たに別の仕事を増やしたい者のように、今よりも多くの時間を働きたい者をいう。

具体的には、パートなどで働いている女性などでフルタイム勤務を希望している者や、生産調整などの会社都合で短時間勤務となっている者などが考えられる。

(参考) 追加就労希望就業者について、週35時間未満の就業者を対象としている理由は、我が国のほとんどの企業で週所定労働時間を35時間

以上としているためである。また、国際的にも 35 時間をしきい値としている国が最も多くなっている。

なお、我が国の労働力調査では、従来から 1 週間の就業時間が 35 時間という基準で短時間か否かを判断している。

週所定労働時間階級別企業構成比

週所定労働時間	構成比 (%)
34:59以下	0.9
35:00～35:59	2.6
36:00～36:59	2.2
37:00～37:59	8.7
38:00～38:59	10.3
39:00～39:59	8.1
40:00	61.7
40時間超	5.4

出典：平成30年就労条件総合調査報告（厚生労働省）第3表

ウ 失業者

「失業者」は、完全失業者の求職活動期間（月末1週間）を1か月に拡大したものであり、その他の要件については完全失業者と同様である。

エ 完全失業者

「完全失業者」の定義は、基本集計及び 2017 年以前の詳細集計と同様であり、「失業者」の内数として表章される。

オ 労働力人口、非労働力人口

就業者と失業者を合わせたものを「労働力人口」、15 歳以上人口のうち労働力人口以外の者を「非労働力人口」という。なお、基本集計及び 2017 年以前の詳細集計における「労働力人口」は、就業者と完全失業者を合わせたものであることから、「労働力人口」及び「非労働力人口」という同一名称であっても、基本集計及び 2017 年以前の詳細集計と、2018 年以降の詳細集計では定義が異なる。

カ 潜在労働力人口

「潜在労働力人口」は、就業者でも失業者でもない者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

【拡張求職者】

- ① 1 か月以内に求職活動を行っている
- ② すぐではないが、2 週間以内に就業できる

【就業可能非求職者】

- ① 1か月以内に求職活動を行っていない
- ② 就業を希望している
- ③ すぐに就業できる

潜在労働力人口とは、就業者でも失業者でもない者のうち、仕事を探しているが、すぐには働くことができない者や、働きたいが仕事を探していない者といった、潜在的に就業することが可能な者をいう。

具体的には、家事や学業のため、すぐに仕事に就くことはできないが、2週間以内に仕事に就くことが可能となるため、この1か月以内に求職活動を行った者や、就業を希望していて、すぐに仕事に就くこともできるが、自分に合う仕事がない等の理由で、求職を諦めた者（求職意欲喪失者）などが挙げられる。

3 就業状態に関する各種比率

(1) 労働力人口比率

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{労働力人口比率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

(2) 就業率

「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{就業率 (\%)} = \frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたものなので、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示しているといえる。

今日の人口減少社会の下では、労働市場の動向について、人口減の影響も加味して見る場合の指標として就業率があり、近年では完全失業率と合わせて注目すべき数字となっている。

(3) 完全失業率

「完全失業率」とは、労働力人口に占める完全失業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{完全失業率 (\%)} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

完全失業者は、労働力人口のうち実際には活用されていない部分であるといえるから、その割合を示す完全失業率は、労働市場に供給されている人的資源の活用の度合いを示す指標といえる。

(4) 未活用労働指標

「未活用労働指標」とは、雇用情勢をより多角的に把握するため、詳細集計において、2018年1～3月期から公表を開始したもので、「未活用労働補助指標」を合わせ、以下の六つからなる。

未活用労働指標 1 (LU1)	=	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}}$	× 100 (%)
未活用労働指標 2 (LU2)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}}$	× 100 (%)
未活用労働指標 3 (LU3)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}}$	× 100 (%)
未活用労働指標 4 (LU4)	=	$\frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}}$	× 100 (%)
未活用労働補助指標 1	=	$\frac{\text{非自発的失業者}}{\text{労働力人口}}$	× 100 (%)
未活用労働補助指標 2	=	$\frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}}$	× 100 (%)

注) 「非自発的失業者」とは、失業者のうち、「定年又は雇用契約の満了」及び「勤め先や事業の都合」により失業した深刻度の高い者

① 未活用労働指標 1 (LU1)

労働力人口に占める失業者の割合であり、現在働いておらず、1か月以内に求職活動を行っている者がどれだけいるかを示す指標である。

② 未活用労働指標 2 (LU2)

労働力人口に占める、失業者及び追加就労希望就業者の割合を示す指標であり、例えば、パートで働いている女性でフルタイム勤務を希望している者や、生産調整などの会社都合で短時間勤務となっている者などが多い場合は、この指標が高くなる。

仮にLU1が低下していてもLU2が上昇している局面では、失業者は減少しているが、追加的に働きたい人が増加している状況であり、LU1の低下ほど雇用情勢は改善していないとみることもできる。

③ 未活用労働指標 3 (LU3)

労働力人口と潜在労働力人口に占める、失業者及び潜在労働力人口の割合を示す指標であり、働きたいが仕事を探していない高齢者や、求職を諦めた者などが多い状況では、この指標が高くなる。

仮にLU1とLU3の差が大きい局面では、働きたいが、求職をあきらめたため非労働力人口となっている者が多い状況等であり、活用されていない労働力人口が多く存在しているとみることもできる。

④ 未活用労働指標 4 (LU4)

労働力人口と潜在労働力人口に占める、失業者、追加就労希望就業者及び潜在労働力人口の割合を示す指標であり、未活用労働全体の大きさを示すものである。この指標は、最も広く未活用の労働力を把握するもので、失業者のほか、労働市場で活用可能な者全てを対象とした率とすることができる。

⑤ 未活用労働補助指標 1

失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勧奨退職、雇い止めのため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者を把握する指標である。

⑥ 未活用労働補助指標 2

1か月以内に求職活動をしていて、すぐに就業可能な者（失業者）と2週間以内に就業可能な者（拡張求職者）を把握する指標である。

LU1よりも就業可能時期を広げたもので、就業可能時期を2週間以内としているEU諸国との比較を可能にするものである。

第3章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

労働力調査では、調査事項の変更等に伴う時系列の接続、基準人口の切替え、産業分類や季節調整値の改定等、結果を見る際に注意すべき点が幾つかある。本章では、時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点について解説する。

1 時系列結果の接続

(1) 調査事項の変更等による遡及改定に関する注意点

労働力調査の時系列結果は、最も長い系列で1953年1月まで遡及可能^{注1)}である。なお、1953年以後、調査事項、概念の定義、標本設計、基準人口などの変更に伴い、過去の数値の遡及改定をこれまでに8回行っている^{注2)}。

ア 遡及改定1回目（1956年1月の変更）

1956年1月に比推定用ベンチマーク人口の算出方法を変更し、さらに、1957年5月に基準人口を1955年国勢調査1%抽出結果に切り替えた。これらに伴い生じた断層を調整するため、1953年1月から1957年4月までの期間を含む数値を遡及改定した。この遡及改定の結果は『労働力調査改算結果報告』（1957年11月刊）にまとめている。

イ 遡及改定2回目（1959年1月の変更）

1959年1月には、労働力人口に含める年齢をそれまでの14歳から現行の15歳以上へ変更したことにより遡及改定を行った。この改定の際に『15歳以上人口による労働力調査結果1953年1月－1958年12月』（1959年8月刊）を刊行している。

ウ 遡及改定3回目（1961年10月の変更）

1961年7～9月に標本の規模を約2倍に拡大するとともに、調査票の様式及び推計方法を改正し、10月分から新手法による結果を公表した。これを9月分以前の結果と比較可能にすると同時に、15歳以上男女別人口の基準改定による断層（1959年5月と6月、1960年12月と1961年1月、1961年9月と10月）等の影響を補正するため、1953年1月以降の数値を遡及改

注1) 結果の遡及が調査開始の1946年9月までではなく、1953年1月までにとどめられた理由は、1952年11月から行われた標本設計の改正（層化3段抽出から層化2段抽出への変更等）によって生じた断層が修正できなかったことによるためである。また、1953年1月から3月までの数値には、標本設計改正（1952年11月～1953年3月）の影響があり、1953年4月以降の数値との比較には注意を要する。

注2) 1952年11月以前も、我が国の実情により合ったものとするため、調査事項、諸概念の定義、標本設計等をしばしば変更した。このような変更により生じた時系列上の断層を補正し、当時の時系列の数字をまとめたものとして、『労働力調査総合報告書』（1952年11月刊）、『第2回労働力調査総合報告書』（1955年3月刊）がある。前者には、1947年7月から1952年4月までの時系列データ、後者には、1952年1月から1954年12月までの時系列データを掲載している。

定した。この改定の際に『労働力調査改算結果報告 1953年1月～1961年9月』（1963年3月刊）を刊行している。

エ 遡及改定4回目（1967年9月の変更）

1967年9月には、実地調査の方法を調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替えた。これに伴い、調査票の質問形式を大幅に変更したことから、結果数値に時系列上の変化が生じた。このため、改正前の系列について時系列接続用の数値を作成し、1967年以降との接続の便を図った。この改定の結果は、報告書としては特に刊行していないが、1968年報以降の年報に一部掲載している。

オ 遡及改定5回目（1978年1月の変更）

1977年12月までは、1975年国勢調査1%抽出集計結果を基準人口として用いていたが、1978年1月から1975年国勢調査全数集計結果を基準人口とした。この確定人口による補正により、1970年10月から1977年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である1977年以前の報告書の数値とは異なる。

カ 遡及改定6回目（2012年1月の変更）

2011年12月までは、2005年国勢調査結果を基準人口として用いていたが、2012年1月から2010年国勢調査結果を基準人口とした（詳細は下記（2）参照）。この切替えに伴う変動を考慮し、2005年10月から2011年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である2011年以前の報告書の数値、ホームページ及びe-Statの結果原表並びにデータベースの数値とは異なる。

キ 遡及改定7回目（2017年1月の変更）

2016年12月までは、2010年国勢調査結果を基準人口として用いていたが、2017年1月から2015年国勢調査結果を基準人口とした（詳細は下記（2）参照）。この切替えに伴う変動を考慮し、2010年10月から2016年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である2016年以前の報告書の数値、ホームページ及びe-Statの結果原表並びにデータベースの数値とは異なる。

ク 遡及改定8回目（2022年1月の変更）

2021年12月までは、2015年国勢調査結果を基準人口として用いていたが、2022年1月から2020年国勢調査結果を基準人口とした（詳細は下記（2）参照）。この切替えに伴う変動を考慮し、2015年10月から2021年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時

の公表値である 2021 年以前の報告書の数値，ホームページ及び e-Stat の結果原表並びにデータベースの数値とは異なる。

<参考>

ホームページ及び e-Stat の長期時系列データは，上記の遡及改定を反映したデータの整備を行っているが，結果原表及び付随するデータベースは遡及改定を行っていない。また，刊行物で利用可能なものは下表のとおりである。

期 間	利用可能な刊行物	備 考
1953～1961 年	<ul style="list-style-type: none"> 『労働力調査改算結果報告 1953 年 1 月～1961 年 9 月』1963 年 3 月 刊行 ・1963 年以降の年報※ 	1956 年，1959 年及び 1961 年の調査改正による断層を補正（上記ア～ウ）
1962～1966 年	<ul style="list-style-type: none"> ・1963 年以降の年報※ 	
1967～1969 年 （～1970 年 9 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・1968 年以降の年報※ 	1967 年 9 月の調査改正による断層があるため，1967 年平均については，改正後に補正した数値を作成（上記エ） なお，1967 年報は暫定的な数値
1970～1977 年 （1970 年 10 月 ～1977 年 12 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・1978 年以降の年報※ 	1978 年 1 月に基準人口を 1975 年国勢調査全数集計結果に変更したことによる補正（上記オ）
1978～2004 年	<ul style="list-style-type: none"> ・1978 年以降の年報※ 	
2005～2009 年	<ul style="list-style-type: none"> ・2012 年以降の年報※ 	2012 年 1 月に基準人口を 2010 年国勢調査に変更したことによる補正（上記カ）
2010～2014 年	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年以降の年報※ 	2017 年 1 月に基準人口を 2015 年国勢調査に変更したことによる補正（上記キ）
2015～2021 年	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年以降の年報※ 	2022 年 1 月に基準人口を 2020 年国勢調査に変更したことによる補正（上記ク）
2022 年～	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年以降の年報※ 	

※<参考> 年報（報告書）の表題の変遷

1963～1967 年：労働力調査報告（〇年年平均分）
 1968～1975 年：労働力調査報告（〇年年報）
 1976 年～ ：労働力調査年報（〇年）

(2) 基準人口の切替えに伴う注意点

労働力調査では、結果の推計（比推定）に当たり、推計人口をベンチマーク人口として利用している（詳細については第7章参照）。このため、国勢調査の確定人口に基づく最新の推計人口（新基準）へ基準人口を切り替えることに伴い、結果数値には5年ごとに変動が生じる。この切替えに伴う変動の影響が大きいと考えられる場合は、上記(1)のとおり遡及改定を行っている。

直近では、2022年1月分（詳細集計は同年1～3月期平均）結果から基準人口を、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口から2020年国勢調査確定人口に基づく推計人口に切り替えた。この切替えに伴う変動（15歳以上人口では約26万人の増加）を考慮し、2015年10月から2021年12月までの期間を含む数値については、2022年以降の結果と接続できるように、主要な数値について遡及改定を行った。

なお、基準人口の切替えは、1982年以降、5年ごとに行っており、それ以降の切替えに伴う変動は次表のとおりである。

基準人口の切替え等による変動分（基本集計）（推計；概数）〔単位 万人，ポイント〕

	15歳以上人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	完全失業率
1982年1月切替え(1981年平均結果) (1980年国勢調査基準への切替え)	- 4	- 3	0	- 1	0.0
1987年1月切替え(1986年平均結果) (1985年国勢調査基準への切替え)	+ 7	+ 4	0	+ 3	0.0
1992年1月切替え(1991年平均結果) (1990年国勢調査基準への切替え)	-11	- 7	0	- 4	0.0
1997年1月切替え(1996年平均結果) (1995年国勢調査基準への切替え)	+28	+17	+ 1	+10	0.0
2002年1月切替え(2001年平均結果) (2000年国勢調査基準への切替え)	- 6	- 4	0	- 2	0.0
2007年1月切替え(2006年平均結果) (2005年国勢調査基準への切替え)	+ 6	- 6	- 1	+13	0.0
2012年1月切替え(2011年12月結果) (2010年国勢調査基準への切替え)	+69	+44	+ 1	+24	0.0
2017年1月切替え(2015年9月結果) (2015年国勢調査基準への切替え)	+35	+27	0	+ 7	0.0
2022年1月切替え(2020年9月結果) (2020年国勢調査基準への切替え)	+26	+33	+ 1	- 8	0.0

(注1) 2007年から、推計人口の算出方法が変更されたため、2007年の推計人口の季節変動は2006年の推計人口の季節変動と異なっている。この影響により、2007年月次結果の基準人口の切替え等による変動分は月により異なる。

(注2) 2010年基準切替え（2012年1月～）については、2011年平均が東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果であることから、全国結果での変動分を参考とするため、2010年国勢調査基準（推計上の地域区分変更を含む）による2011年12月分について遡及結果と公表値との差を掲載している。

(3) 対象地域に関する注意点

ア 沖縄の本土復帰

沖縄の本土復帰に伴い、1972年7月以降、沖縄県も調査の範囲に含めたが、この調整は行っていない。1973年平均及び1972年7月から1973年12月までの数値は、沖縄県を含む結果と含まない結果との両方を公表しているため、前後の増減などの計算には注意を要する。

イ 東日本大震災の影響

(ア) 被災3県を除く結果

2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）において調査の実施が一時困難となった。このため、2011年3月から8月までの期間を含む全国及び東北地域の結果については、被災3県を除く44都道府県結果を公表し、さらに、時系列比較のため、2009年、2010年及び2012年についても、44都道府県の集計結果を公表している。

(イ) 補完推計値

上記(ア)のとおり、被災3県を除く結果を公表したが、「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（2011年9月22日統計委員会）において、「全国を対象とする基幹統計調査等については、調査対象地域の一部を除外するなど特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を講ずる必要がある」とされた。これを受け、労働力調査においても、主要な数値について、被災3県を含む全国結果の補完推計を行い、参考値（補完推計値）として算出し、統計局ホームページ（<https://www.stat.go.jp/data/roudou/120424/index.htm>）において公表した。また、ホームページ及びe-Statの長期時系列データ並びに2013年以降の刊行物については、補完推計値を掲載している。

(4) 地域別結果に関する注意点

ア 基本集計の地域別結果

1982年10月から1983年1月にかけて行われた労働力調査の改正の際に、標本規模が拡大され、1983年第1四半期平均結果から10地域別（北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に四半期平均結果及び年平均結果の集計及び公表を開始した。さらに、2012年第1四半期平均結果から「九州・沖縄」地域を「九州」と「沖縄」

に分割し、11地域別に集計及び公表を行っている。ただし、季節調整値については、従来どおり「九州・沖縄」を一つの地域として公表している。

なお、南関東及び近畿については、参考として1998年1月から月別の結果を公表している。ただし、これらの2地域の月別結果は標本の大きさが小さいことから、全国の月別結果に比べ結果精度が十分に確保できないため、結果の利用に当たっては注意を要する。

イ 詳細集計の地域別結果

2002年から2011年までは10地域別、2012年は11地域別に年齢階級、雇用形態別雇用者数の年平均結果を公表していた。

雇用形態別雇用者数を把握するための調査事項（勤め先における呼称）は、2012年までは、特定調査票において可能であったが、非正規雇用の実態把握の迅速化の観点から、2013年の調査事項の変更時において、「勤め先における呼称」を把握する調査事項を特定調査票から基礎調査票へ移動した。

これにより、詳細集計の地域別結果と同様の結果を、基本集計で公表可能となったため、2013年以降、詳細集計の地域別結果は廃止した。

(5) 詳細集計と労働力調査特別調査の接続上の注意点

詳細集計は2002年1月から開始したが、2001年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注)}（労働力調査特別調査は2002年に労働力調査に統合し、現在に至っている。）。

このため、詳細集計では、労働力調査特別調査と調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、労働力調査特別調査の結果まで遡って集計結果を比較することが可能である。

ただし、現時点の詳細集計と調査項目がほぼ同じ1984年2月の労働力調査特別調査から比較可能となる。

労働力調査(詳細集計)と労働力調査特別調査の主な相違点		
調査名	労働力調査(詳細集計)	労働力調査特別調査
調査時期	年	2002年～
	月	毎月実施
調査対象	基本集計(約4万世帯)の約4分の1の世帯(約1万世帯)を対象	約4万世帯を対象。ただし、8月調査は約3万世帯を対象
集計及び公表	四半期平均及び年平均を公表	調査月の単月結果を公表

注) 労働力調査特別調査の変遷については、第9章参照

(6) 詳細集計における2017年以前と2018年以降の接続上の注意点

第2章にあるとおり、詳細集計においては、2018年1～3月期から、「完全失業者」の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大した「失業者」などの「未活用労働」を含む就業状態区分を導入した。これに伴い、2018年以降の「労働力人口」については、2017年までの「就業者」と「完全失業者」を合わせたものから、「就業者」と「失業者」を合わせたものとなった。

このため、「労働力人口」と「非労働力人口」という同一名称であっても、2017年以前と2018年以降では、定義が異なることに注意が必要である。なお、「就業者」及び「完全失業者」については、2017年以前と2018年以降で定義は同一であるため、そのまま接続可能である。

(7) 時系列データの利用に関する注意点

本章で述べているように、調査事項、集計項目の変更のほか、概念の定義などの改定により、長期に時系列データとして利用できる年次は結果項目ごとに異なる。また、産業（及び職業）別結果についても、産業分類（及び職業分類）の改定により、長期に正確な接続をすることはできないことに注意を要する（本章の2を参照）。

なお、主要項目については、ホームページ及びe-Statに長期時系列データとして掲載している。

2 調査結果を見る際の注意点

(1) 基本集計と詳細集計の違い

ア 対象範囲

基本集計の集計対象には、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を含めているが、詳細集計では除いている。また、詳細集計では対象世帯数が基本集計の約4分の1になっている。詳細集計の算出においても、基本集計の男女、年齢階級、就業状態、従業上の地位、雇用形態別人口を基準とする比推定（詳しくは第7章参照）を用いているが、このように対象範囲が異なっていることから、基本集計と詳細集計の数値は必ずしも一致しない。

イ 就業状態区分（2018年以降）

第2章及び本章1(6)にあるとおり、詳細集計においては、2018年1～3月期から、「未活用労働」を含む就業状態区分を導入した。これに伴い、2017年以前の「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」を合わせたものであるが、2018年以降は「就業者」と「失業者」を合わせたものとなった。

このため、アの対象範囲の違いに加え、2018年以降の詳細集計と基本集計（及び2017年以前の詳細集計）で、「労働力人口」及び「非労働力人口」の定義が異なる。

(2) 産業分類の取扱い

ア 分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、労働力調査の集計に用いる就業者の産業分類が改定される。改定ごとに可能な範囲で遡及データを整備しているが、改定による分類内容の変更の影響等により、長期の正確な遡及接続はできない点に注意が必要である。

日本標準産業分類の改定回数及び時期	対応する労働力調査の時系列データの範囲
第13回（2013年）	2002年～
第12回（2007年）	2002年～
第11回（2002年）	1998年～2009年
第10回（1993年）	1953年～2002年

改定内容、データ等の詳細は、下記URLを参照されたい。

（産業分類別の結果）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sangyo.htm>

イ 日本郵政の分社・統合等

2007年10月1日に、日本郵政公社が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に民営・分社化されたことに伴い、産業分類間の移動（「複合サービス事業」から「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」への移動）及び従業者規模間の移動（「官公」から「500人以上」のうち「1000人以上」への移動）があった。さらに、2012年10月1日に郵便事業株式会社、郵便局株式会社が統合し、日本郵便株式会社となり、産業分類間の移動（主に「運輸業、郵便業」から「複合サービス業」への移動）があった。このため、以上に関連する産業、従業者規模別の時系列比較には注意を要する。

ウ 労働者派遣事業所の派遣社員に関する産業分類上の取扱い

労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の産業を調査しているが、2012年12月までは、派遣元事業所の産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類していた。このため、産業別の雇用者数や就業者

数を2012年12月までの数値と比較する際には、補正を行う必要がある^{注1)}。

(3) 有期雇用契約者の把握

2013年1月から調査事項を変更し、「従業上の地位」の「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割した。しかしながら、従前に「臨時雇」と回答していた者が新たな調査票において、「常雇（有期の契約）」に回答したとみられる事例が多数あるため、2012年以前の数値との比較には注意が必要である^{注2)}。

なお、以下(4)のとおり、2018年1月から雇用契約期間を直接把握することとしたため、「従業上の地位」の「常雇（有期の契約）」、「常雇（無期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の調査事項は廃止した。

(4) 雇用契約期間の把握

2018年1月から調査事項を変更し、「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇（無期の契約）」、「常雇（有期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」、「(雇用契約期間の定めがあるか) わからない」等のように、詳細に把握することとした。

調査票変更前の「従業上の地位」と変更後の「雇用契約期間」については、例えば、「従業上の地位」の「臨時雇」は雇用契約期間が1か月以上1年以下であるので、「雇用契約期間」の「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」、「6か月超1年以下」の合計と対応するが、調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後でこのような対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできない^{注3)}。

(5) 季節調整値の年次改定

ア 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年1月結果公表時には、前年12月までのデータに基づき過去10年間の各年各月の季節指数及び季節調整値の再計算した数値を公表するとともに、当該年の各月の推

注1) 2012年12月までの数値と比較する際の補正方法は、労働力調査の結果を見る際のポイントNo. 17 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point17.pdf> を参照

注2) 詳細は労働力調査の結果を見る際のポイントNo. 18 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point18.pdf> を参照

注3) 詳細は労働力調査の結果を見る際のポイントNo. 19 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point19.pdf> を参照

計季節指数を計算している（例：2019年1月結果公表時には、2009年1月から2018年12月までの結果を遡及改定した。）。

イ 季節調整値の計算は、1972年6月までは沖縄県を除く結果を、7月以降は沖縄県を含む結果を用いて行っている。

(6) 都道府県別結果（モデル推計値）の年次改定

都道府県別結果については、時系列回帰モデルを用いて推計した結果を参考として公表している（詳しくは第7章参照）。この時系列回帰モデルに用いるパラメーターは、前年12月までの結果を基に計算する。毎年、1～3月期平均結果の公表時には、新たな1年分の結果を追加してパラメーターの再計算を行うため、前年までの過去5年間の各四半期平均及び年平均結果を遡及改定している。

Ⅱ 労働力調査の仕組み

第4章 調査の概要

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするために、毎月実施している調査である。本章では、調査対象、調査の期日、調査事項、調査の方法などについて解説する。

1 調査の目的

国民の多くは生活に必要な財及びサービスを生産するため、あるいはそれらを消費するのに必要な収入を得るため、経済活動に参加している。労働力調査は、そうした経済活動への参加の状況及びその月々の変化を明らかにしようとするものである。雇用・失業関連の統計は業務統計等も含めて幾つかあるが、労働力調査は、世帯の側から経常的に調査を行うことにより、労働力の供給面における時系列変化を把握することで、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

国民の就業及び不就業の状態を世帯側から明らかにする調査としては、労働力調査のほかに、国勢調査及び就業構造基本調査があるが、これらは次のような特徴を持っている。国勢調査は、5年に1回、全国民を対象として行われる人口に関する調査で、調査事項は基本的なものに限られているが、市町村別など小さな地域についての集計が可能であり、産業構成なども詳細に知ることができる。また、就業構造基本調査は、5年に1回（1987年以前はほぼ3年に1回）行われる大規模な標本調査で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている有業者及びふだん仕事をしていない無業者の就業状態に関する基本的事項のほか、就業異動、職業訓練や自己啓発の種類、就業に対する意識、育児・介護の有無、就業時間又は就業日数の調整の有無等について様々な調査事項を設けており、我が国の就業構造を、全国はもちろんのこと都道府県別にも種々の面から明らかにすることができる。一方、労働力調査は、調査項目数、標本規模は就業構造基本調査より小さいものの、就業及び不就業の状態に関する基本的な事項を毎月調査することにより雇用・失業の動向などを月々明らかにし得るという特徴があるといえる。

2 調査の沿革及び法的根拠

労働力調査は、1946年9月に連合国軍総司令部（GHQ）の指導の下に開始され、約1年間の試験期間を経て1947年7月から本格的に実施されるようになった。1950年4月には、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第30号に指定され、その後、調査方法、調査の規模、調査票の様式等に幾つかの変更が

加えられている。また、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るために統計法の全部改正が行われ、2009年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）により、労働力調査は基幹統計に指定されている。

基幹統計とは、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計を総務大臣が指定し、その旨を公示したものである。また、基幹統計調査とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査であり、調査対象となった者に報告の義務がある一方、調査関係者に対しては秘密の保護が厳格に課せられている。国の行う基幹統計調査について必要な事項は、統計法に定めるもののほか、政令や省令等の命令で定めることとされており、労働力調査の実施については、労働力調査規則（昭和58年総理府令第23号）（付録4参照）が定められている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲、すなわち労働力調査がその属性を明らかにしようとする人口は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の範囲に含まれない。

労働力調査は標本調査であり、調査の範囲に含まれる人口から一部を抽出して全体を推計する仕組みとなっている。抽出の方法は、第6章で詳しく述べるが、まず約100万の国勢調査の調査区の中から一部の調査区を調査地域として抽出し、抽出された調査区内の全ての住戸（一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）の中から更に一部を選び出し、そこに住む世帯に対して調査を行う方法を採用している。

調査地域として抽出されるのは毎月約2,900調査区で、調査の対象となるのは毎月約4万世帯及びその世帯人員約11万人、そのうち就業状態を調査する15歳以上人口は約10万人である。調査対象世帯は、同じ住戸に居住していれば、2か月継続して調査され、翌年の同月にも調査されることから、合計4か月調査されることとなる。

なお、自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者、刑務所・拘置所の収容者のうち刑の確定している者、及び少年院・婦人補導院の在院者については、調査の範囲には含まれているが、それらの者に調査票を配布して調査を行う方法は採らず、別途行政資料を用いて集計に加えている。

4 調査の期日及び期間

労働力調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在で行う。

なお、調査事項のうち、「就業状態」については、毎月末日を最終日とする1週間（ただし12月は20～26日）の状態について調査しており、この1週間を「調査週間」と呼んでいる。

5 調査事項

労働力調査は、毎月使用する労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）及び2年目2か月目の調査対象世帯に対する調査のみで使用する労働力調査特定調査票（付録1－2参照）により、次に掲げる事項を調査している。各調査事項により把握される内容の詳細については、第5章を参照されたい。

(1) 労働力調査基礎調査票

ア 全ての世帯員について（15歳未満の世帯員については、1か月目調査の世帯のみ調査）

- (ア) 男女の別
- (イ) 出生の年月
- (ウ) 世帯主との続き柄

イ 15歳以上の世帯員について

- (ア) 氏名
- (イ) 配偶の関係
- (ウ) 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態
- (エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類
- (オ) 所属の企業全体の従業者数
- (カ) 仕事の種類
- (キ) 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
- (ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
- (ケ) 月末1週間の就業時間及び就業日数
- (コ) 1か月間の就業日数
- (サ) 最近の求職活動の時期
- (シ) 就業の可能性
- (ス) 探している仕事の位置付け（主にする仕事又はかたわらにする仕事か）
- (セ) 求職の理由

ウ 世帯について

- (ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数

(イ) 世帯員の異動状況（2か月目調査の世帯のみ調査）

(2) 労働力調査特定調査票（2年目2か月目調査の世帯のみ調査）

ア 15歳以上の世帯員について

(ア) 氏名

(イ) 在学，卒業等教育の状況

(ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者について

(ア) 短時間就業及び休業の理由

(イ) 就業時間増減希望の有無

(ウ) 現職に就いた時期

(エ) 今の雇用形態を選んだ理由

(オ) 転職などの希望の有無

(カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否

(キ) 前職の有無

ウ 失業者について

(ア) 求職活動の方法

(イ) 求職活動の期間

(ウ) 探している仕事の形態

(エ) 就職できない理由

(オ) 前職の有無

エ 非労働力人口について

(ア) 就職の希望の有無

(イ) 非求職の理由

(ウ) 希望する又は内定している仕事の形態

(エ) 就業の可能性

(オ) 前職の有無

オ 前職のある者について

(ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態

(イ) 前職の事業の内容

(ウ) 前職の仕事の内容

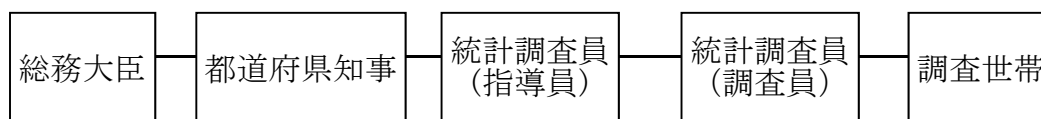
(エ) 前職の企業全体の従業者数

(オ) 前職をやめた時期

(カ) 前職をやめた理由

6 調査の流れ

労働力調査は、次の流れによって行っている。



上図に示す指導員は、調査員の指導、調査票の検査等の事務を行っている。

実地の調査に当たる調査員は、原則として4か月間（同一の調査区は4か月継続して調査を行う。）の実地調査週間と、次で述べる抽出単位のリスト作成のための1か月間を含めて5か月間程度調査事務に従事する。なお、調査員は都道府県知事が任命した特別職の地方公務員である。

7 調査の方法

調査は、次のような順序で行っている。

- ① 総務大臣は、国勢調査の調査区の中から調査地域を選定し、都道府県知事に、その所管内の調査地域（調査区）を指定する。
- ② 都道府県知事は、総務大臣から指定を受けた調査区について、その調査区の実情を把握し、担当調査員を設置する。
- ③ 指導員は調査員に対し、事務説明及び必要に応じ指導を行う。
- ④ 調査員は、担当調査区の境界の確認を行うとともに、最初の調査が行われる月の前月の15日現在で調査区内の全ての住戸を把握して「労働力調査調査区地図」及び抽出単位のリストを作成し、指導員に提出する。

なお、労働力調査では、調査区内の一部の世帯を選び出す場合、第6章で詳しく述べるように、世帯を直接抽出するのではなく、住戸を抽出してその住戸に居住する世帯に対し調査を行う方法を採用している。この住戸のリストが抽出単位のリストである。

- ⑤ 指導員は、抽出単位のリストを用い、指定された抽出方法により調査を行う住戸を選定して調査員に当該住戸を指定する。指定された住戸は、2か月継続して調査が行われ、翌年の同期に再び2か月間継続して調査が行われる。
- ⑥ 都道府県知事は、事前（調査員が指定された住戸を訪問する前段階）に事前依頼はがきを郵送するなどの方法により、可能な限り調査対象への調査実施の周知を行う。
- ⑦ 調査員は、指定された住戸を調査週間の始まる前7日以内に訪問し、その

住戸に住んでいる世帯を確認し、個々の世帯ごとに労働力調査基礎調査票を配布（2年目2か月目調査の場合には労働力調査特定調査票も併せて配布）して記入を依頼する。

- ⑧ 調査票を配布された個々の世帯は、必要な事項を所定の方法によって記入する。
- ⑨ 調査員は、調査週間終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容その場で検査の上、調査票を取集する。
- ⑩ 調査員は、取集された調査票を再度検査・整理した後、指導員へ提出する。
- ⑪ 指導員は、提出された調査票を検査して都道府県知事へ提出する。
- ⑫ 都道府県知事は、調査票を総務大臣に提出する。

8 調査結果の集計及び公表

都道府県知事から総務大臣に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて、記入内容を審査し、産業分類など必要な符号付けを行った後、電子計算機により集計する。

集計結果は、総務省統計局において取りまとめた後、定められた期日に公表するとともに閣議に報告する。公表系列、公表の方法等については第1章で述べたとおりである。

第5章 把握事項

労働力調査では、基礎調査票において就業状態、月末1週間の就業時間、勤め先の事業の種類、求職理由などの就業及び不就業の状態に関する基本的事項を調査している。また、特定調査票では非正規の職員・従業員についての理由、失業期間、就業希望、就業異動の状況などの詳細な事項を調査している。本章では、これら調査票から把握される事項について解説する。

1 基本的把握事項

労働力調査基礎調査票（付録1-1）では、就業及び不就業の状態に関する基本的事項について把握している。

(1) 就業者^{注)}

就業者については、問6及び7の就業日数及び就業時間に関する事項（「月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間」及び「当月の1カ月に仕事をした日数」）、問8～12により調査週間中にした仕事の内容に関する事項（「勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」、「雇用契約期間の定めの有無及び1回あたりの雇用契約期間」、「勤め先・業主などの経営組織」、「勤め先・業主などの名称」、「勤め先・業主などの事業の内容」、「本人の仕事の内容」及び「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」）を調査している。このうち、仕事の内容に関しては、調査週間中に実際にした仕事について記入することになっているが、二つ以上の仕事を調査週間中にした場合は、そのうち最も長い時間した仕事について記入し、仕事を休んでいた場合は、その休んでいた仕事について記入することになっている。各項目の定義は次のとおりである。

ア 就業時間

調査週間中実際に仕事に従事した時間をいう。二つ以上仕事をした場合は、それらの就業時間を合計したものであり、副業に従事した時間も含まれる。休業者は0時間となり、従業者は少なくとも1時間以上となる。

全ての就業者（従業者でも同じ）の週間就業時間を合計したものを「延週間就業時間」といい、これは国民全体の調査週間中における就業時間で測った総投下労働量であるといえる。

なお、延週間就業時間は、残業時間やフルタイムとパートタイムによる就業時間の違いも反映した集計値となっている。例えば、不況になり企業が残業カットなどでまず対応すると、就業者数は減少しなくても（したがって完全失業者数や非労働力人口は増加しなくても）、それぞれの就業者の週間就

注) 「就業者」は、基礎調査票の問5において、「おもに仕事」、「通学のかたわらに仕事」、「家事などのかたわらに仕事」及び「仕事を休んでいた」に記入した者が該当する。

業時間が減少するので、延週間就業時間は減少することになる。

また、延週間就業時間を従業者数（就業時間不詳を除く。）で割ったものを「平均週間就業時間」といい、これは実際に仕事に従事した者の平均仕事時間である。平均週間就業時間の変化は、景気の影響によるほか週休2日制の普及など所定労働時間の減少や、パートタイマーの増加等によっても生じる。

就業時間は、雇用形態の違いに対応しているとも考えられるので、就業時間によりフルタイムとパートタイムに分類することがある。一般には、週30時間又は35時間未満をパートタイム、それ以上をフルタイムとすることが多く、OECDでは週30時間未満をパートタイムとして扱っている。一方で、たまたま病気や休暇などでその週だけ短時間しか働けなかったという者もいることや、調査週間中に祝日、振替休日等が入ると、この影響で平均就業時間が変化することがあるので注意する必要がある^{注)}。

イ 就業日数

調査週間中、本業・副業に関わらず、実際に仕事をした日数を「月末1週間の就業日数」という。また、調査月の1か月間に実際に仕事に従事した日数を「月間就業日数」という。「月末1週間の就業時間」を「月末1週間の就業日数」で除し、これに「月間就業日数」を乗じることにより、「月間就業時間」が算出される。さらに、「月間就業時間」を用いて、「平均年間就業時間」が推計される。

ウ 産業

「産業」とは、「勤め先・業主などの名称及び事業の種類」に基づき分類されるもので、調査週間中に働いていた事業所の主な事業の種類をいう。事業所とは、①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること、②財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること、を満たすものとして定義されるもので、一般には商店、工場、事業所、営業所、学校、寺院、病院などが該当する。支店、営業所を各地に持つ企業の場合は、支店、営業所のそれぞれが事業所となり、自宅で内職をしたり、ピアノを教えているという場合はその自宅が事業所となる。

産業の分類は、労働力を提供した事業所がどのような経済活動を主として行っているかで決定されるもので、本人の仕事内容とは別の概念である。また、産業は事業所についての分類であるので、特に調査週間中に限って事業

注) 1989年には、調査週間中に昭和天皇の「大喪の礼」（2月24日）が執り行われこの日が休日となったため、当該月の平均週間就業時間が大きく落ち込んだ。

内容が決定されるわけではない。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合には、派遣先事業所の事業の種類を分類した^{注)}。

産業分類の基準は、日本標準産業分類を参考として、国勢調査の適用基準を準用している。労働力調査では、標本規模との関係から細かい分類による結果数値の表章が困難なため、大分類と、一部を除く中分類を用いている。

なお、日本標準産業分類は、各産業の成長や衰退などを取り入れる形で、数年に一度改定されており、それに伴い労働力調査に用いる産業分類も改定される。直近では、2013年10月の第13回改定に伴い、労働力調査に用いる産業分類も2015年1月から改定されている。

実際の分類は、分類基準の統一性、分類の正確性等の面を考慮し、独立行政法人統計センターにおいて一括して調査票に書かれた内容を見て分類符号を付けることによって行われる。

注) 労働者派遣事業所の派遣社員については、2012年まで派遣元事業所が属する企業の産業としていたが、2013年1月から派遣先に変更した。詳細については第3章参照

労働力調査における産業分類（2015年1月結果から）

全産業	郵便業（信書便事業を含む）
農業，林業	卸売業，小売業
農業	卸売業
林業	各種商品小売業
非農林業	織物・衣服・身の回り品小売業
漁業	飲食料品小売業
漁業（水産養殖業を除く）	機械器具小売業
水産養殖業	その他の小売業
鉱業，採石業，砂利採取業	金融業，保険業
建設業	不動産業，物品賃貸業
製造業	不動産業
食料品製造業	物品賃貸業
飲料・たばこ・飼料製造業	学術研究，専門・技術サービス業
繊維工業	学術・開発研究機関
木材・木製品製造業（家具を除く）	専門サービス業（他に分類されないもの）
家具・装備品製造業	広告業
パルプ・紙・紙加工品製造業	技術サービス業（他に分類されないもの）
印刷・同関連業	宿泊業，飲食サービス業
化学工業	宿泊業
石油製品・石炭製品製造業	飲食店
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	持ち帰り・配達飲食サービス業
ゴム製品製造業	生活関連サービス業，娯楽業
なめし革・同製品・毛皮製造業	洗濯・理容・美容・浴場業
窯業・土石製品製造業	その他の生活関連サービス業
鉄鋼業	娯楽業
非鉄金属製造業	教育，学習支援業
金属製品製造業	学校教育
はん用機械器具製造業	その他の教育，学習支援業
生産用機械器具製造業	医療，福祉
業務用機械器具製造業	医療業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	保健衛生
電気機械器具製造業	社会保険・社会福祉・介護事業
情報通信機械器具製造業	複合サービス事業
輸送用機械器具製造業	郵便局
その他の製造業	協同組合（他に分類されないもの）
電気・ガス・熱供給・水道業	サービス業（他に分類されないもの）
情報通信業	廃棄物処理業
通信業	自動車整備業
放送業	機械等修理業（別掲を除く）
情報サービス業	職業紹介・労働者派遣業
インターネット附随サービス業	その他の事業サービス業
映像・音声・文字情報制作業	政治・経済・文化団体
運輸業，郵便業	宗教
鉄道業	その他のサービス業
道路旅客運送業	外国公務
道路貨物運送業	公務（他に分類されるものを除く）
水運業	国家公務
航空運輸業	地方公務
倉庫業	分類不能の産業
運輸に附帯するサービス業	

日本標準産業分類の改定（第13回）は，2013年10月に行われた。

エ 職業

「職業」とは、「本人の仕事の種類」として調査されるもので、調査週間に働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類に基づき分類される。したがって、どういう事業所で働いていたかというのは直接的には関係せず、同一の事業所で働いていても様々な職業が存在する一方、全く異なった種類の産業でも同一の職業が存在し得る。

職業分類の基準は、日本標準職業分類を参考として国勢調査の適用基準を準用し、その仕事の形態、必要とする資格・技術・技能、組織内での役割、生産物の内容等によって行われる。実際の分類は、産業分類同様、統計センターで符号を付けることによって行われる。

なお、日本標準職業分類も社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に適合させるため、必要に応じて改定されている。直近では、2009年12月に第5回改定が行われ、労働力調査に用いる職業分類も改定されている。

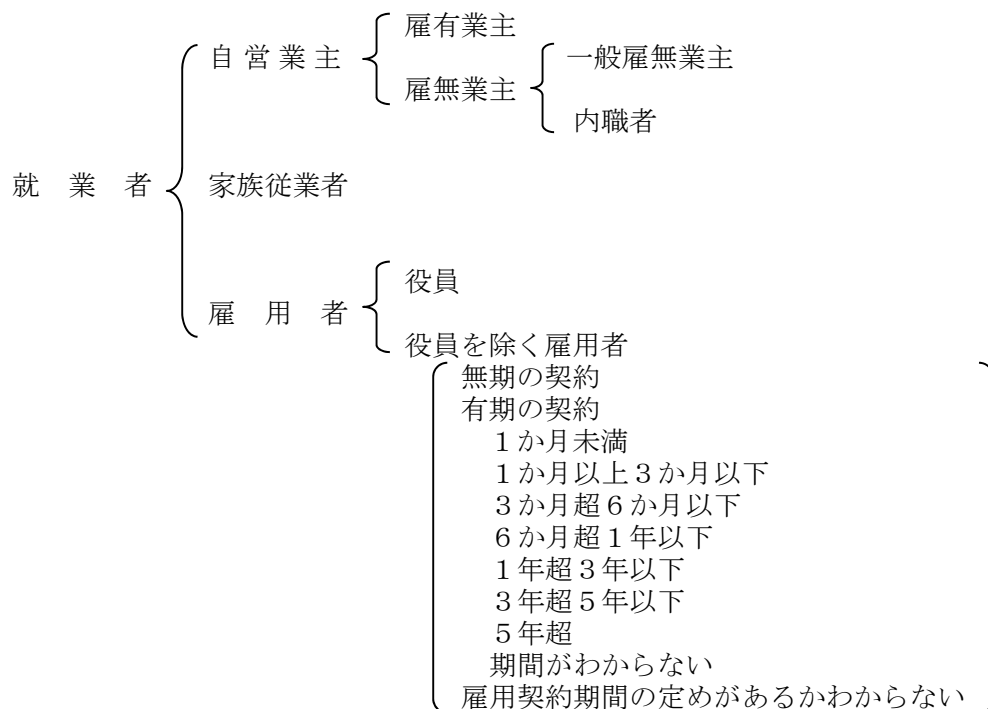
労働力調査における職業分類（2011年1月結果から）

労働力調査の職業分類事項	内 容
管理的職業従事者	管理的公務員，法人・団体役員，その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者 技術者 保健医療従事者 教員 その他の専門的・技術的職業従事者	研究者，社会福祉専門職業従事者，法務従事者，経営・金融・保険専門職業従事者，宗教家，著述家，記者，編集者，美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者，音楽家・舞台芸術家，その他の専門的職業従事者
事務従事者 一般事務従事者 会計事務従事者 その他の事務従事者	生産関連事務従事者，営業・販売事務従事者，外勤事務従事者，運輸・郵便事務従事者，事務用機器操作員
販売従事者 商品販売従事者 販売類似職業従事者 営業職業従事者	
サービス職業従事者 介護サービス職業従事者 生活衛生サービス職業従事者 飲食物調理従事者 接客・給仕職業従事者 その他のサービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者，保健医療サービス職業従事者，居住施設・ビル等管理人，その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	
農林漁業従事者	農業従事者，林業従事者，漁業従事者
生産工程従事者 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 機械組立従事者 機械整備・修理従事者 製品検査従事者 機械検査従事者 生産関連・生産類似作業従事者	
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者，自動車運転従事者，船舶・航空機運転従事者，その他の輸送従事者，定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設・土木作業従事者，電気工事従事者，採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者 運搬従事者 清掃従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者	包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	

日本標準職業分類の改定（第5回）は，2009年12月に行われた。

オ 従業上の地位

「従業上の地位」とは、調査週間中に働いていた事業所における地位をいい、就業者を次のように分類する。



これらの定義は次のとおりである。

自営業主：個人経営の事業を営んでいる者をいい、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家などの自由業者、自宅で内職（賃仕事）をしている者などが含まれる。しかし、商店などでも法人組織になっている場合は、その店主は雇用者（役員）となる。

^{こあり}雇有業主：一人以上の有給の雇用者（パートなども含む。）を雇っている者

^{こなし}雇無業主：雇用者を雇わず、自分一人で、あるいは自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

一般雇無業主：「雇無業主」のうち、「内職者」を除いた者

内職者^{注)}：自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

注) 詳細集計においては、2010年までは「内職者」は「自営業主」と並列項目であったが、2011年以降は、基本集計に合わせ「自営業主」に「内職者」を含めるようになった。

雇用者：会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて賃金給料をもらっている者及び会社、団体の役員をいう。雇用者は、「役員」と「役員を除く雇用者」に分類される。

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などを含む。）

役員を除く雇用者：「役員」以外の者で、雇用契約期間別に分類される。

無期の契約：雇用契約期間の定めがないもの（定年までの場合を含む。）

有期の契約：雇用契約期間に定めがあるもの

カ 雇用形態

雇用形態については、会社・団体等の役員を除く雇用者について、「勤め先における呼称」によって以下のように分類している。

- ・ 正規の職員・従業員
- ・ パート
- ・ アルバイト
- ・ 労働者派遣事業所の派遣社員
- ・ 契約社員^{注)}
- ・ 嘱託
- ・ その他

なお、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、いわゆる労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所から派遣される者に相当する。その他の雇用形態については、勤め先における呼称により調査している。これは、事業所におけるパートやアルバイトなどの取扱いが必ずしも明確ではなく、雇用者本人が自らの雇用形態を正確に把握していない可能性があるためである。

正規の職員・従業員以外の6区分を「非正規の職員・従業員」としている。非正規の雇用者数やその比率をみることは、雇用の多様化の状況や、雇用形態による就業状況の違いを把握するために必要となる。

キ 従業者数（従業者規模）

従業者数は、調査週間中に働いていた事業所が属する企業にふだん勤めている者の数であり、次のような階級で調査している。

1	人	100～499 人
2～4	人	500～999 人
5～9	人	1000 人以上
10～29	人	官 公
30～99	人	

注) 契約社員については、2018年3月までは、雇用契約期間の定めのある者に限定していたが2018年4月以降は、雇用契約期間の定めのない者も含めるようになった。

この従業者数は、働いている事業所が属する企業全体の従業者数であるから、本店、支店、工場、出張所など全てを含めたものになる。また、労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先事業所の属する企業の従業者数の規模により区分している^{注)}。

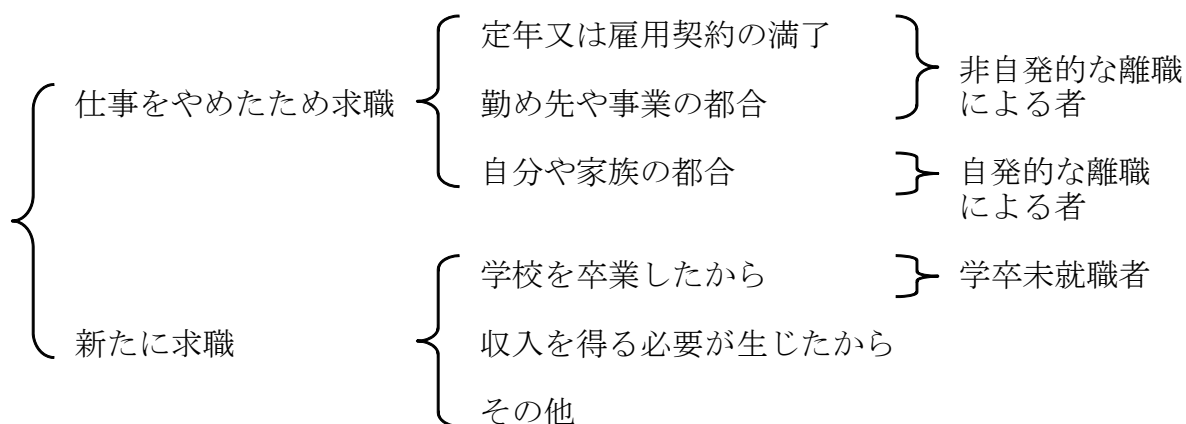
ただし、勤め先が官公庁、国営・公営の事業所（例えば、国・公立の小学校、中学校、高等学校、国・公立の病院）、独立行政法人、国立大学法人などの場合は、従業者数で区分せず、「官公」としている。

従業者数に関する区分は、大企業と中小企業とに区分する際に必要となる。我が国においては、中小企業は、従業者数、生産額ともかなりの割合を占めているが、大企業に比べると、産業構造の変化や不況などへの対応の仕方も異なっている。従業者規模別の就業者数の動向は、企業規模別に雇用情勢を知る上で大変重要である。

(2) 完全失業者

失業の要因は様々であり、景気動向のみによって失業が生ずるわけではない。また、生活様式が多様化している現在においては、就業に対する緊要度も様々であり、パートや派遣社員など、探している仕事の形態も多様である。これらのことは、雇用・失業動向を正しく把握するためには、失業の内容の分析も必要であることを示唆する。

労働力調査基礎調査票では、失業の内容としては、問15の「探している仕事について」において、「おもにしていける仕事」を探しているか、「通学や家事などのかたわらにしていける仕事」を探しているかを調査するとともに、問16の「仕事を探し始めた理由」において、求職理由を調査している。問16の回答肢は、次のとおりとなっている。



注) 労働者派遣事業所の派遣社員については、2012年まで派遣元事業所が属する企業の従業者数としていたが、2013年1月から派遣先に変更した。

この分類が示すように、完全失業者は、離職によって仕事を探し始めた者と新たに仕事を探し始めた者とに分けることができる。新たに求職する者には、労働市場への新規参入者と再参入者が含まれることになる。また、仕事をやめたため求職している者のうち、定年又は雇用契約の満了及び勤め先や事業の都合で前の仕事をやめた者を「非自発的な離職による者」とし、自分や家族の都合により前の仕事をやめた者を「自発的な離職による者」と呼んでいる。「非自発的な離職による者」（特に勤め先や事業の都合で仕事をやめた者）は、景気変動の影響を受けている可能性の高い者であるから、その増減は重要な意味を持つ。

なお、この完全失業者の求職理由は、2002年1月の労働力調査の見直しにより、それまでの4区分（「非自発的な離職による者」、「自発的な離職による者」、「学卒未就職者」、「その他の者」）から上記6区分に細分化した。2001年以前の結果については、本来は「非自発的な離職による者」に含まれるべき定年等の者が、「その他の者」の中に含まれていた可能性があり、2002年以降の結果の「定年又は雇用契約の満了」と「勤め先や事業の都合」を単純に合計しても、従来の「非自発的な離職による者」にならないと考えられるため、時系列比較には注意が必要である。

また、2018年から就業者及び完全失業者以外の者について、問13^{注1)}で「最近の求職活動の時期」及び問14^{注2)}で「就業の可能性」を調査することにより、完全失業者の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大して捉えた「失業者」や、すぐに仕事に就くことができないが、2週間以内に仕事に就くことが可能となる者（拡張求職者）を把握している。

2 詳細把握事項

労働力調査特定調査票（付録1-2）は、従来の労働力調査特別調査の調査票を継承するものであり、失業の実態、就業異動の状況、未活用労働など就業及び不就業に関する詳細な事項を把握している。

2001年までは、年1回又は2回実施していた労働力調査特別調査により、失業や不完全就業の実態、就業異動の状況など就業及び不就業に関する詳細な事項を調査し、労働力調査を補う詳細な統計を提供してきたが、2002年1月から、

注1) 「失業者」を把握するため、2018年1月に特定調査票から基礎調査票へ移設した調査事項

注2) 「失業者」及び「拡張求職者」を把握するため、2018年1月に特定調査票から移設・追加した調査事項

この労働力調査特別調査を労働力調査に統合し、従来の結果に加えて、雇用情勢の変化要因等を把握するための詳細なデータを四半期ごとに提供している。

2018年からは、雇用情勢をより多角的に把握するため、複数の未活用労働指標を公表している。未活用労働指標の作成を開始したことに伴い、就業状態について未活用労働を含む区分に変更したため、「非労働力人口」等の定義は、2017年までとは異なる。

なお、公表体系については、第1章を参照されたい。

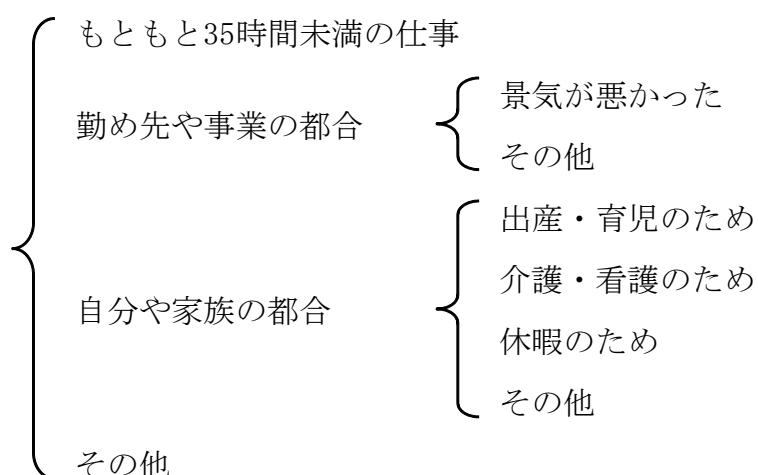
(1) 就業者

就業者については、問A1で「短時間就業及び休業の理由」、問A2で「就業時間の増減希望の有無」を調査することにより、短時間就業の状況を把握し、問A6^{注)}で「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」を調査することにより、今よりも多くの時間を働きたい者（追加就労希望就業者）を把握している。問A3で「現職についての時期」、問A4で非正規の職員・従業員に対して、「今の雇用形態を選んだ理由」を調査することにより雇用形態の多様化の動向を把握している。また、問A5で「転職などの希望の有無」、問A7で「前職の有無」を調査することにより、雇用の流動化の進展について把握している。

これらは、就業者の新たな就業行動の起因となり得る要素であり、その動向は、将来的な雇用情勢を分析する上で重要な意味を持つ。

ア 短時間就業及び休業の理由

「短時間就業及び休業の理由」については、週間就業時間が35時間未満の者について、次のように分類している。



注) 「追加就労希望就業者」を把握するため、2018年1月に新たに追加した調査事項

イ 今の雇用形態を選んだ理由（非正規の職員・従業員）

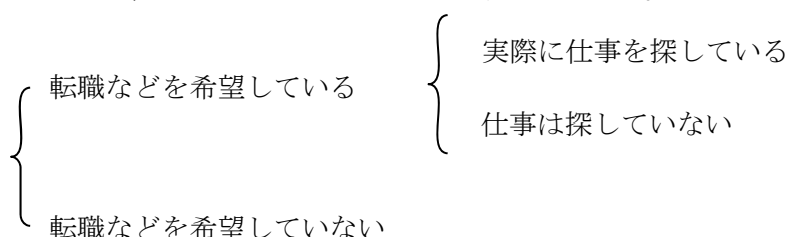
非正規の職員・従業員が「今の雇用形態を選んだ理由」については、以下の回答肢から複数選択及び主なもの一つについて選択する設問となっている。

- ・自分の都合のよい時間に働きたいから
- ・家計の補助・学費等を得たいから
- ・家事・育児・介護等と両立しやすいから
- ・通勤時間が短いから
- ・専門的な技能等をいかせるから
- ・正規の職員・従業員の仕事がないから
- ・その他

これらは、非正規雇用者について、非正規雇用が本意か否か等を把握することができ、非正規雇用者の詳細な実態が明らかになり、非正規雇用の増加の背景等に関する分析に当たり有用なデータを得ることが可能となっている。

ウ 転職などの希望の有無

「転職などの希望の有無」については、仕事に対する希望と求職活動の有無によって、次のような選択肢で把握している。



(2) 失業者^{注1)}

失業者については、問B 1で「求職方法」（求職活動の方法）、問B 3で「探している仕事の形態」、問B 4で「仕事につけない理由」を調査し、摩擦的失業や構造的失業^{注2)}の発生状況について把握するとともに、問B 2で「失業期間」、問B 5で「前職の有無」を調査し、長期失業の動向等その実態を把握している。

注1) 完全失業者の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大してとらえたもの。詳しくは、第2章の1を参照

注2) このほか、需要不足失業として、文字どおり景気の低迷などで労働力に対する需要が減った場合に生ずる失業がある。摩擦的失業とは、転職をする際に、求人情報が十分に得られないなど労働市場が効率的に機能しないために一時的に生ずる失業である。構造的失業とは、労働力の需要と供給が、地域間、産業間、年齢間などでアンバランスである場合に生ずる失業である。

ア 求職方法（求職活動の方法）

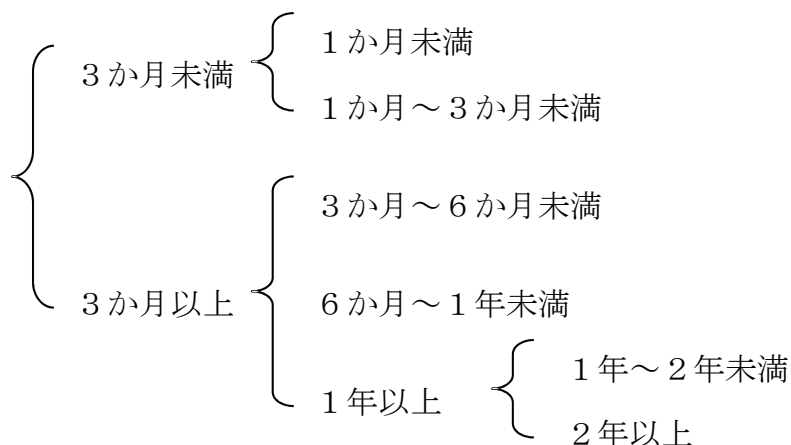
「求職方法」については、以下の回答肢から複数選択及び主なもの一つについて選択する設問となっている。

- ・ 公共職業安定所に申込み
- ・ 民間職業紹介所などに申込み
- ・ 労働者派遣事業所に登録
- ・ 求人広告・求人情報誌などによる
- ・ 学校・知人などにあっせん・紹介を依頼
- ・ 事業所の求人に直接応募
- ・ 資金・資材の調達など事業を始める準備中
- ・ 求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた^{注)}
- ・ 求職活動の結果を待っていた^{注)}
- ・ その他

失業者が実際に求職活動に用いる方法を把握し、雇用対策に役立てることを目的としている。

イ 失業期間

「失業期間」（求職活動期間）については、次のような時間区分を設けている。



失業の期間を把握することは、景気の悪化による失業者の増加や、長期失業者の動向、つまり失業者の滞留の状況等を知るために非常に重要である。

ウ 仕事につけない理由

「仕事につけない理由」については、以下の回答肢から主な理由一つを選択する形式となっている。

- ・ 賃金・給料が希望とあわない
- ・ 勤務時間・休日などが希望とあわない
- ・ 求人の年齢と自分の年齢とがあわない

注) 2017年12月まで「最近の求職活動の時期」により把握していた、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を、2018年1月以降も把握するため追加した。

- ・自分の技術や技能が求人要件に満たない
- ・希望する種類・内容の仕事がない
- ・条件にこだわらないが仕事がない
- ・その他

この設問は、基本的把握事項における完全失業者の項でも触れたように、雇用のミスマッチを分析する上で重要である。例えば、一般的に需要不足失業とされる「条件にこだわらないが仕事がない」と、構造的な失業とされる「求人の年齢と自分の年齢とがあわない」とでは、景気の変化による動向に違いが出てくる。

(3) 非労働力人口

非労働力人口は、調査週間において、労働市場に参入していない者である。しかしながら、その中には、適当な仕事がありそうにないと判断し、求職を諦めている者（いわゆる求職意欲喪失者）や、子育てなどにより一時的に労働市場を離れている者など、景気の動向等により、今後、労働市場に参入する可能性がある者も多く含まれている。このため、非労働力人口について就業に関する意識等その実態を把握することは、将来的な雇用情勢を分析する上で重要である。

非労働力人口については、問C1で「就業の希望の有無」、問C2で「非求職の理由」、問C3で「希望する又は内定している仕事の形態」、問C4で「就業可能時期」、問C5で「前職の有無」を調査している。このうち、問C1及び問C4により把握した就業可能非求職者を、2018年から公表している。

「非求職理由」については、就業希望者に対して、就業を希望しながらも仕事を探す活動をしていない理由について調査している。回答肢は次のとおりである。

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---------------------------|
| { | 適当な仕事がありそうにない | { | 近くに仕事がありそうにない |
| | 自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない | | |
| | | | 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない |
| | | | 今の景気や季節では仕事がありそうにない |
| | | | その他 |
| { | 出産・育児のため | | |
| | 介護・看護のため | | |
| | 健康上の理由のため | | |
| | その他 | | |

(4) 前職について

雇用の流動化や就業形態の多様化に伴う就業異動の動向を把握するためには、現在の就業状態のほか、前職のある者については前職の状況及びその離職理由は不可欠な情報である。労働力調査特定調査票では、就業者、失業者（完全失業者）、非労働力人口のそれぞれについて、前職の有無を調査している。さらに、前職のある者については、問D 1で「前職をやめた時期」、問D 2で「前職の従業上の地位及び雇用形態」、問D 3で「前職の産業（事業の種類）」、問D 4で「前職の職業（仕事の種類）」、問D 5で「前職の企業全体の従業者数」、問D 6で「前職の離職理由」について調査している。

(5) その他

このほか、労働力調査特定調査票では、就業や転職などの就業行動に大きく影響を及ぼす要因として、問E 1で在学、卒業等「教育」の状況、問E 2で「仕事からの収入（年間）」を調査している。我が国の場合、新規学卒者の就職については、学校の就職あっせんが重要な役割を担っており、教育課程ごとの就職や転職の状況を把握することは、個人と企業との間をつなぐマッチングプロセスの検討のためにも不可欠である。また、収入は、世帯員間の就労調整など、就業行動に変化をもたらす大きな要因の一つと考えられる。

Ⅲ 労働力調査の標本設計と結果の推定

第6章 調査世帯の選び方

労働力調査は、全国から調査世帯（住戸）を無作為に抽出する標本調査であり、層化2段抽出法を用いている。本章では、標本調査の考え方のほか、標本調査区の抽出、標本調査区内における住戸の抽出、そして標本交代の方法について解説する。

1 標本調査の考え方

労働力調査が明らかにしようとするのは、雇用者数や完全失業者数など、ある属性を持つ15歳以上の総数である。我が国の15歳以上人口は約1億1千万人（2018年推計）であるが、労働力調査ではその約1/1,100の10万人を調査することにより全体を推定している。このように、抽出した一部を調べて全体を推定する調査を標本調査という。また、属性を明らかにしようとしている対象全体を母集団（この場合は15歳以上人口）、抽出されたものを標本と呼ぶ。

このような標本調査の結果から精度の高い推定をするためには、標本が母集団の良い縮図になっている必要がある。労働力調査の場合でも、大都市に住む者しか含まれていない標本や、収入の多い者しか含まれていない標本など、標本に偏りがあっては全体を正しく推定することはできない。

母集団の良い縮図を得る方法として、標本を無作為に抜き出す方法がある。いわゆるくじ引きの原理によって一人ずつ選んでいく方法で、この方法を採用した場合、自然に様々な属性の者が含まれるようになる。しかし、1億1千万人から直接、無作為に10万人選び出すというのは簡単ではない。くじ引きのためにはくじを作らなければならないと同様、まず、1億1千万人のリストを作成する必要がある、そのためには国勢調査と同等の規模の調査が必要となる。しかも、そのリストが調査時点における母集団の姿を反映したものであるためには、毎月のメンテナンスが必要となる。これは労働力調査そのものより大変な作業となる。さらに、仮にリストが完成し、標本を抽出できたとしても調査の実施は大変なものとなる。全国に散在する10万人を調査するという事は、調査員一人一人が広い地域に住んでいる数人を巡回して調査するという事であり、非常に多くの調査員が必要になるからである。

このようなことから、労働力調査では、まず全国で約100万ある国勢調査の調査区から約2,900調査区を抽出し、次に抽出した各調査区について調査対象の住戸を約16戸ずつ抽出するという、2段抽出法を用いて抽出を行っている。この方法は幾つかの利点を持つ。まず、第1段目の抽出である調査区の抽出においてリスト作りの困難がない。5年に1度行われる国勢調査において調査区

の設定が行われており、このリストから必要な数の調査区を抽出すればよいからである。また、調査区は地面の区画であって、そこに住む人間がどう動こうとも変わることはないため、原則としてリストのメンテナンスが必要ない。次に、第2段目の抽出で用いられる住戸リストについても、調査区内の住戸のみをリストアップすればよいから、全国の住戸をリストアップすることに比べかなり容易である。さらに、実地調査の面からみると、国勢調査の調査区はおおむね50世帯となるように設定されており、一人の調査員が担当するのに適当な世帯数になっている。

このように、国勢調査の調査区を用いた2段抽出法は抽出作業や実地調査上の利点が多い。一方で、標本に様々な属性の者が入るようにして良い縮図を得るといった観点からみると、調査区という「かたまり」を抜き出しているため、例えば社会福祉施設だけからなる調査区のような同じ属性の者の集まりが偏って抽出されてしまうおそれがあるなど、全国から直接10万人抽出する場合より推定の精度は劣ると考えられる。

そこで、労働力調査では精度を上げるため、様々な手法を用いている。以下、そのような手法の解説も交えつつ、労働力調査における標本の抽出方法を説明する。

2 標本調査区の抽出

第1段目の抽出は国勢調査の調査区の抽出である。これは、データ化された調査区のリストを用いてコンピュータにより行われる。抽出の際には、単純に抽出していくのではなく、次のような工夫をしている。

(1) 調査区の層化

調査区には、会社の独身寮があるもの、農家世帯の割合が高いもの、サラリーマン世帯の割合が高いものなど、様々なタイプがある。このことは、例えば産業別の就業者数を高い精度で推定しようとする場合、農家世帯の割合が高い調査区がたまたま多く抽出されるなどということが起こらないような工夫が必要であることを示唆する。そこで労働力調査では、調査区の抽出に層化抽出法を用いている。これは、調査区を持つ特性によって調査区を幾つかのグループに分けておき、各グループで独立に抽出するという抽出方法である。このグループを層といい、グループに分けることを層化という。層化抽出は、良い縮図を得るために非常に有効である。

例えば、抽出率1/100(100個に1個の割合で母集団から標本を選ぶこと。)で調査区を抽出する場合、地域ごとに層化してから、それぞれの地域において1/100の抽出率で抽出することで、たまたまある地域の調査区が多い標本とな

るおそれがなくなり、地域間のバランスのよい標本となる。同様に、第1次産業の割合が高い調査区、第2次産業の割合が高い調査区、第3次産業の割合が高い調査区というように、産業の特性により層化して抽出することで、たまたま農業人口の割合が高い調査区が多く選ばれてしまうというおそれがなくなる。

労働力調査では、地域別及び産業別表章において一定の精度を確保するため、国勢調査の結果から得られる調査区に関する詳細な情報を利用して、地域区分（11 地域）に加え、産業、従業上の地位により各調査区を分類した次の「調査区の層化基準」を作成し、利用している。

なお、この分類は国勢調査の調査時点の情報であるため、調査から月日が経つと次第に実態から離れてしまう。このため、5年に1度、国勢調査の調査区関連資料がそろった段階で、新しいものに切り替えている。つまり、直近の国勢調査で設定された調査区を新たに層化し、これを抽出のためのリストとして使用している。

また、本章の4で述べるような標本の交代方法からくる制約から、一つの層から8の倍数の数の抽出を行う必要があり、各層から最低8調査区は抽出するようになっている。このため、地域別に「調査区の層化基準」に従って分類を行った場合、調査区を抽出しようとする上で調査区が不足する可能性がある。その場合は、これら分類上の産業特性が類似している層を幾つかまとめて一つの層とし、そこから抽出を行っている。

「付録5 労働力調査層別調査区数一覧」には、層別の国勢調査調査区数と地域別、層別の標本調査区数を示してある。

第6章 調査世帯の選び方

調査区の層化基準

大分類	分類符号 小分類	層化基準	令和2年国勢調査		
			調査区数	ウェイト計	
01		後置番号が5（刑務所、拘置所などのある区域）、6（自衛隊区域）、7（駐留単区域）、9（水面調査区）の調査区	-	-	
02		後置番号が4と8以外で人口が0の調査区	19,361	19,361	
03		後置番号が4と8以外で換算世帯数が16以下の調査区	34,277	34,277	
04		後置番号が4（社会施設、おおむね200人以上の収容施設を有する病院のある区域）	-	-	
		後置番号が8（おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮などの区域）			
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区			
		後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区			
01	01	学生の寮・寄宿舎（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	1,258	3,913	
	02	病院・療養所（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	3,490	13,131	
	03	社会施設（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	14,484	38,333	
	04	04	後置番号が4のうち、0402、0403層のいずれにも属さない単位区、又は後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める「病院・療養所」の入院者と「社会施設」の入所者の計（50人未満）の比が0.5以上の単位区	15,897	20,144
		11	寮などに住む「建設業」の就業者が50人以上の単位区	41	122
	12	「建設業」の世帯の比が0.2以上の単位区	99	274	
	21	寮などに住む「製造業」の就業者が50人以上の単位区	702	2,582	
	22	「製造業」の世帯の比が0.3以上の単位区	912	2,710	
	31	寮などに住む「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の就業者が50人以上の単位区	30	90	
	32	「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の世帯の比が0.3以上の単位区	93	236	
	41	寮などに住む「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の就業者が50人以上の単位区	17	47	
	42	「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の世帯の比が0.2以上の単位区	243	717	
	51	寮などに住む「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の就業者が50人以上の単位区	123	429	
	52	「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の世帯の比が0.3以上の単位区	701	2,057	
	61	寮などに住む「医療、福祉」の就業者が50人以上の単位区	34	122	
	62	「医療、福祉」の世帯の比が0.4以上の単位区	116	276	
	71	71	寮などに住む「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の就業者が50人以上の単位区	30	94
		72	「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の世帯の比が0.4以上の単位区	469	1,185
	81	寮などに住む「公務（他に分類されるものを除く）」の就業者が50人以上の単位区	63	215	
	82	「公務（他に分類されるものを除く）」の世帯の比が0.4以上の単位区	2,097	5,938	
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	4,693	7,981	
	92	後置番号が4と8以外で給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	642	1,603	
	93	後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	780	1,920	
	05		「漁業」の就業者の比が0.2以上の調査区	1,022	2,746
	06		「漁業」の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	1,848	4,990
	07		「建設業」、「製造業」の業主の比が0.1以上の調査区	142	389
	08		「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の業主の比が0.1以上の調査区	1,283	3,032
	09		「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の業主の比が0.1以上の調査区	1,638	4,074
	10		「農業、林業」の就業者の比が0.3以上の調査区	4,848	12,602
	11		「農業、林業」の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	36,442	107,564
	12		「公務（他に分類されるものを除く）」の就業者の比が0.1以上の調査区	5,997	18,477
	13		「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	8,365	24,183
14		「製造業」の雇用者の比が0.3以上の調査区	4,926	16,128	
15		「医療、福祉」の雇用者の比が0.2以上の調査区	3,573	10,186	
16		「建設業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	9,349	26,897	
17		「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用者の比が0.2以上の調査区	17,037	46,392	
18		「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の雇用者の比が0.2以上の調査区	6,681	18,356	
19		「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	55,651	173,151	
20		「医療、福祉」の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	144,271	482,450	
21		「製造業」の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	24,026	86,488	
22		「製造業」の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	156,830	542,646	
23		「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	228,886	744,501	
24		「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	88,622	281,950	
99	13	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	3,241	9,480	
	16	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「建設業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	3,169	9,176	
	20	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「医療、福祉」の雇用者の比が0.1以上の調査区	20,904	65,931	
	22	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「製造業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	16,392	51,965	
	23	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用者の比が0.1以上の調査区	34,589	109,161	
	24	不詳 [※] を除いた15歳以上人口に占める「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の雇用者の比が0.1以上の調査区	16,588	51,893	
	91	65歳以上人口の比が0.7以上の調査区	2,958	7,364	
	92	65歳以上人口の比が0.5以上0.7未満の調査区	29,676	88,158	
	93	65歳以上人口の比が0.4以上0.5未満の調査区	22,456	71,183	
	99	上記のいずれにも属さない調査区	13,135	42,694	

※ 就業状態、従業上の地位、産業のいずれかが不詳の者

2020年国勢調査結果による層化基準（2023年5月に調査開始の調査区から適用）

(2) 確率比例抽出

労働力調査では、リストから一つずつ無作為に調査区を抽出するのではなく、系統抽出法を用いて調査区を抽出している。系統抽出法とは、母集団に一連番号を付け、標本とする番号を等間隔に選ぶ方法である。例えば、200 調査区から 10 調査区を抽出する場合（抽出率 1/20）は、まず 1 から 200 までの番号を調査区に付ける。次に、1 から 20 までの数字から無作為に一つの数字を選び抽出起番号とし、これに抽出間隔（抽出率の逆数）を次々に足して、得られる数の一連番号を持つ調査区を抽出する。仮に抽出起番号を 7 とすると、7 に抽出間隔 20 を次々に足した 7, 27, 47, ……., 187 を一連番号とする調査区が抽出される。

系統抽出法は抽出作業が容易であるという利点に加え、例えば調査区を市町村ごとに並べた上で一連番号を付与すれば、標本が一部の市町村に偏ることがなくなり、層化に似た効果も期待できる。

また、国勢調査の調査区は、1 調査区当たりの世帯数がおおむね 50 世帯となるように設定されているが、実際には世帯数はかなりばらついている。これは推定の精度を低下させる原因となるが、抽出時に調査区の規模に関する情報を利用して確率比例抽出を行うことにより、精度を向上させることができる。

例えば、3 調査区から一つ抽出し、その調査区に居住する者を全て調べて 3 調査区全体の就業者数を推定する場合を考えてみる。仮に、調査区（A, B, C）の規模が次のようになっていたとして、A, B, C のいずれかを調べて 120 人という就業者数を推定してみる。

	A	B	C	計
総人口	100 人	60 人	40 人	200 人
就業者	60 人	40 人	20 人	120 人

無作為抽出や、上のような系統抽出の場合、A, B, C のそれぞれが選ばれる確率（抽出確率）は 1/3 である。仮に A が選ばれたとすると、全体の就業者数の推定値は、

$$60 \text{ 人} \times \frac{3}{1} = 180 \text{ 人}$$

ということになる。ここで 3/1 倍したというのは、抽出率 1/3 の逆数を乗じたのであるが、抽出確率の逆数を乗じたともいうことができる。同様に B 及び C が抽出された場合の推定値は、それぞれ 120 人、60 人となる。

一方、各調査区の総人口が事前に分かっていた場合、つまり、A, B, C の人口規模の比が 5 : 3 : 2 であることが事前に分かっていた場合は、A, B,

Cから一つ選ぶ場合の確率をそれぞれ0.5, 0.3, 0.2とすることができる。このような抽出法を確率比例抽出という。

こうした場合、全体の推定値は等確率で抽出した場合と同様、抽出確率の逆数を乗じることによって得られる。例えばAが選ばれた場合は、

$$60 \times \frac{1}{0.5} = 120$$

となり、B, Cが選ばれた場合はそれぞれ

$$40 \times \frac{1}{0.3} = 133.3\cdots \quad 20 \times \frac{1}{0.2} = 100$$

となる。各推定値の分布は抽出確率に従うので、例えば10回に5回は120という推定値に、10回に3回は133.3...という推定値になる。等確率(1/3)で選んだ場合は180, 120, 60という推定値がいずれも3回に1回の割合で得られるが、これと比べて確率比例抽出を行った場合はばらつきが小さくなり、しかも母集団の値に近い推定値が得られることが多くなる。

このように確率比例抽出を行うことにより一般に精度が向上する。この例では調査区の規模が完全に分かっていると仮定したが、ある程度近似的な状況でも同様の効果が期待できる。このような考え方により、労働力調査では、国勢調査時に得られる情報から換算世帯数を求めて抽出に利用している^{注)}。

$$\text{換算世帯数} = \left(\begin{array}{l} \text{2人以上の} \\ \text{一般世帯数} \end{array} \right) + \frac{\left(\text{1人の一般世帯数} \right) + \left(\text{施設等の世帯人員} \right)}{2.5}$$

※ 施設等とは寮、寄宿舍、病院などをいう。

実際の抽出においては、換算世帯数は次のようにウェイトという形に集約して使用している。例えば、ウェイト2の調査区は同じ調査区を2個並べ、ウェイト4の場合は4個並べるといようにして調査区を1列に並べた上で、等間隔に抽出している。これは確率比例系統抽出とも呼ばれている。

換算世帯数	ウェイト
1～16	1
17～32	2
33～48	3
49～64	4
⋮	⋮

注) 2020年国勢調査結果に基づく層化基準の見直しの際に、換算世帯数を算出するための単身世帯の換算率を1/3から1/2.5に変更した。また、これによる調査対象数の減少を回避するため、ウェイト算出に用いる基本数を15から16に変更した。

(3) 標本調査区の抽出及び地域別配分

ア 調査区のウエイト付け

第1次抽出における抽出確率となる、各調査区のウエイトの算出方法は次のとおり。

ウエイト = 換算世帯数 ÷ 16 (小数点以下切り上げ)

ただし、層符号 01, 02 の調査区は全てウエイト 1 としている。

また、1 調査区当たりの調査世帯数をおおむね 16 としていることから、各調査区における第2次抽出単位の抽出率として、ウエイトの逆数を用いている。

イ 標本調査区数の地域別配分

労働力調査では、毎月標本調査区数を 2,912 調査区^{注1)}としている。

労働力調査では、毎月全国結果を集計するほか、11 地域別結果を四半期ごとに集計することとしている。このため、地域別結果が一定の精度を達成できるよう、標本調査区は各地域に次のように配分した(「地域別標本調査区数」参照)。また、本章の4で述べるように、標本交代の方法による制約から標本調査区数は8の整数倍とした。

(ア) 沖縄及び最小地域(四国)の標本調査区数

11 地域に区分したときに最も人口規模の小さい四国及び沖縄については、地域別結果の精度を一定水準に保つことができるよう、それぞれ 152 調査区及び 144 調査区とした。

(イ) 四国及び沖縄以外の地域の標本調査区数

全国 2,912 調査区から、四国に配分した 152 調査区及び沖縄に配分した 144 調査区を除いた残りの 2,616 調査区を、調査の継続性を考慮しつつ線型変換法^{注2)}によって人口比例的に各地域に配分し、それを8の整数倍となるように調整した。

注1) 1982年10月から1983年1月にかけて、1980年国勢調査調査区への切替えを行うとともに、標本設計の改定により標本を拡大し、毎月標本調査区数をそれまでの2,140調査区から2,880調査区とした。また、2003年1月からの2000年国勢調査調査区への切替えにおいて2,912調査区とした。

注2) 線型変換法とは、人口比により配分した値(P_i)を次の1次式により再配分する方法である。

$$Q_i = \frac{M - Q_{\min}}{M - P_{\min}}(P_i - P_{\min}) + Q_{\min}$$

ここで、

N : 全国の標本調査区数

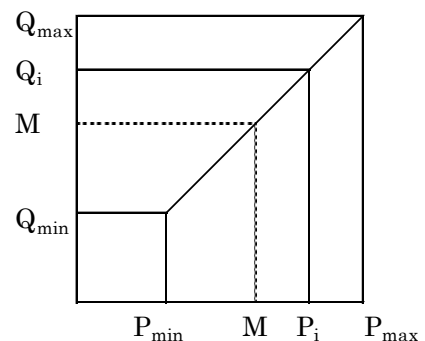
M : 1地域当たり平均標本調査区数 (= N/10)

P_i : i地域の比例配分値

P_{min} : 最小地域(四国)の比例配分値

Q_i : 変換後のi地域の標本調査区数

Q_{min} : 最小地域(四国)の標本調査区数



(4) 地域、層別標本調査区数

地域別に、標本調査区数を各層の調査区のウェイトの合計に比例配分し、それを8の整数倍となるように調整した。

なお、調査区のウェイトの合計が著しく小さい層は、特性が類似している層と合併^{注)}した。

地域別標本調査区数

地 域	構成都道府県	調査区数
北 海 道	北海道	176
東 北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	224
南 関 東	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	624
北関東・甲信	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県	232
北 陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	176
東 海	岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県	312
近 畿	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	392
中 国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	200
四 国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	152
九 州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県	280
沖 縄	沖縄県	144
全 国 計		2,912

2020年国勢調査結果に基づく標本調査区数（2023年5月に調査開始の調査区から適用）

3 標本調査区内における住戸の抽出

第2段目の抽出、すなわち抽出された調査区における調査対象の抽出は、調査区のようにコンピュータのプログラムにより抽出するのではなく、調査員が実地に調査区を巡回してリストを作成し、指導員が抽出している。

この場合、何のリストを作成して抽出を行うかが問題となる。労働力調査は個人の属性を調べる調査であるから、①調査区内に居住する者のリストを作成し、個人を直接抽出する方法がまず考えられる。また、②世帯のリストを作成し、抽出した世帯の世帯員について調査する方法、③建物やアパートの部屋といった「入れもの」のリストを作り、抽出した「入れもの」に居住する世帯を調査する方法も考えられる。

労働力調査では、このうち③の方法、すなわち「入れもの」のリストを作成

注) ただし、層符号が02, 03, 0401, 0402, 0403, 0404の各層は、全く異質の特性を持つ層なので、層の合併は行わず、それぞれ独立に標本調査区の抽出を行っている。

して抽出する方法を採っている。この「入れもの」を「住戸」と呼んでおり、抽出の際の単位となるものとして「抽出単位」（調査区を第1次抽出単位とみた場合は、住戸は第2次抽出単位）とも呼んでいる。抽出単位（住戸）は「調査区内にある住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画」と定義され、例えば、一戸建住宅の場合はその建物全体が抽出単位（住戸）となり、アパート、マンションなどの場合は建物内の各区画それぞれが抽出単位（住戸）となる。

住戸を抽出単位とする大きな理由は、リストが劣化しにくい点にある。労働力調査では、同一の調査区を4か月継続して調査し、リストは開始月の前月に作成する。仮に世帯や個人のリストを用いた場合、転出及び転入などによりリストの内容が調査時点と合わなくなりやすく、また精度の高い推定を行うために必要なリストのメンテナンスも困難である。住戸を抽出単位とした場合は、世帯や個人の移動にかかわらず抽出された住戸に調査時点で住む者を調査すればよく、またリストのメンテナンスも急に家が建ったり、取り壊されたりした場合などに限られるため、比較的容易である。

(1) 住戸の把握

まず、調査員が実地に調査区を巡回して調査区地図を作成することにより、調査区内の全ての住戸を把握する。調査区地図には、抽出単位である住戸のほか、調査区の境界及び道路、河川、鉄道や建造物など目印となるものを記入する。また、調査員は把握した各住戸の名称や住所、居住者の有無を抽出単位名簿に記入する。調査区地図は、抽出後、調査対象となった住戸に居住する世帯を訪問するときが必要となる。また、翌年の調査で、前年と同じ住戸に居住する世帯を確実に調査するためにも必要である。

住戸の把握に当たっては、調査時に人が居住している可能性のあるものは全て把握して調査区地図及び抽出単位名簿に記入しなければならない。居住部分のない事務所や工場は、人が住む可能性がないのでその必要はないが、空き家は人が住む可能性があるため記入する。また、建築中の家についても、調査時に完成している可能性があれば記載する。調査区地図及び抽出単位名簿の作成は、正確な調査を行うために極めて重要な作業である。

なお、病院、高齢者介護施設のような社会福祉施設、建設従業者宿舎などでは、部屋ごとに抽出単位（住戸）としているが、1室が10人以上収容できるようになっている場合、柱や通路などの目印によって更に小さく分割することとしている。これは、後述する住戸の抽出において、住戸内の人口の大きさを均等とみなして等確率としており、精度を考えた場合、各抽出単位内に居住す

る者の数が均等に近い方が好ましいためである。

(2) 調査を行う住戸の抽出

調査対象となる住戸は、調査員が作成した抽出単位名簿から指導員が抽出する。この抽出は、住戸に一連番号を付して等確率で系統抽出を行っている。一連番号は、把握時に居住者のなかったものから番号を付け、次に居住者があつたものに番号を付ける。これは層化と同じ効果を狙ったもので、この方法により調査区内における居住者がいない住戸、居住者がいる住戸の比に応じて、住戸が抽出されるようになる。

抽出率は、調査区のウエイトの逆数を用いている。ウエイトは、換算世帯数16を単位に定めるため、例えば国勢調査時に換算世帯数が50であった調査区は、ウエイトは4で、その調査区における住戸の抽出率は1/4となる。このとき、抽出単位名簿で抽出の起点（抽出起番号）を2とすると、 $2 \cdot 6 \cdot 10 \cdots 46 \cdot 50$ の計13世帯が抽出される。この方法を採用すると、調査区における抽出単位数が多くなるに従い抽出率は小さく（抽出率の分母は大きく）なり、どの調査区も16世帯程度調査されるようになる。これは、調査員の事務量が平均化するという利点と、第7章で述べるように推定式が簡単になるという利点を持っている。

しかし、住戸の抽出の実務においては、マンションが建築されるなど、調査区内に国勢調査以後住戸が多く建設された場合は、当初の抽出率で抽出すると抽出される住戸の数が非常に多くなり、調査を円滑に行うことが困難となる。このため、一定の基準を超えて住戸が増加した場合は抽出率を変更できることとしている。さらに、抽出率の変更のほか、国勢調査以後著しく住戸が増加し、抽出率の変更によっても、なお円滑な調査が困難となる場合は、調査区を分割してその中の1分割部分を調査できることとしている。

また、国勢調査以後、住戸が著しく減少した調査区について、当初の抽出率をそのまま適用すると抽出される住戸の数が一定の基準を超えて少なくなる場合については、抽出率を変更することとしている。

4 標本の交代方法

(1) 標本交代の工夫

雇用・失業動向などをみるために労働力調査の結果を利用する場合、前月差（比）や前年同月差（比）によって動向を把握することが多い。このため、各月の推定値の精度向上だけではなく、前月、前年同月との比較上の安定性のための工夫も必要となる。

そこで、労働力調査の標本の交代においては、前月、前年同月との比較の安定性の向上を図るため、標本調査区は4か月継続して調査し、毎月1/4ずつ新しい調査区に交代している。また、標本調査区は、1年後の同じ時期にも調査を行う。

同様に、比較の安定性の向上を図るため、調査区を継続して調査する4か月について2か月ずつ前期と後期に分け、前期と後期との入れ替わりにおいて住戸（調査標本）を交代し、前期と後期はそれぞれ2か月同じ住戸（調査標本）を継続して調査している。

(2) 標本交代の効果

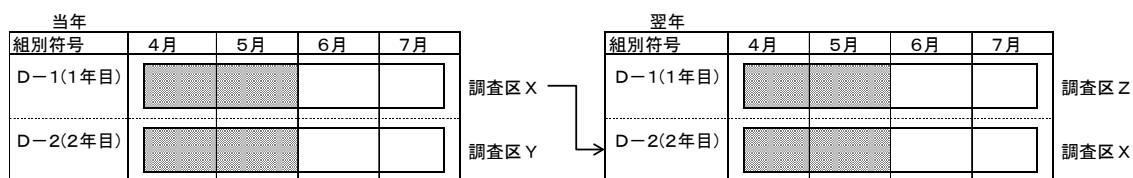
この標本の交代方法を図示すると図「標本の交代方法」のようになる。同図に示すように、ある月をみた場合、調査を行う調査区は8組に分けられる。まず、調査区が今年初めて標本調査区となった調査区（これを「1年目調査区」という。）か、前年同月に調査し、再び調査を行う調査区（これを「2年目調査区」という。）かにより二つに分かれる。次に、調査区を4か月継続して調査するうちの前期か後期か、住戸を2か月継続するうちの1か月目か2か月目かにより四つに分かれ、計8組となる。

図「標本交代の例」に示すように、前年との継続を見ると、2年目の調査区（A-2, B-2, C-2, D-2）が常に半分含まれており、調査を行う住戸のうち半分は前年の同じ月に調査を行っている。また、前月との継続をみると3/4が同じ調査区となっており、調査を行う住戸のうち半分は前月にも調査を行った調査区（B-1, B-2, D-1, D-2）である。これらは、それぞれの前年同月との比較、前月との比較の安定性を向上させる効果を持っている。

図 標本の交代方法

組別符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A-1(1年目)	前 1か月目	期 2か月目	後 1か月目	期 2か月目								
A-2(2年目)												
B-1(1年目)												
B-2(2年目)												
C-1(1年目)												
C-2(2年目)												
D-1(1年目)												
D-2(2年目)												

標本交代の例



例) 5月の調査区

	組別符号			
1年目	A-1	B-1	C-1	D-1
2年目	A-2	B-2	C-2	D-2

	組別符号			
前期	A-1	A-2	D-1	D-2
後期	B-1	B-2	C-1	C-2

	組別符号			
1か月目	A-1	A-2	C-1	C-2
2か月目	B-1	B-2	D-1	D-2

このとき、例えば2年目・前期・2か月目はD-2といえる。

第7章 結果の推定方法と標本誤差等

労働力調査は標本調査であることから、その結果や誤差は統計理論に基づいて推定される。また、季節性を除去するため、季節調整値を算出している。本章では、労働力調査における結果の推定方法と標本誤差のほか、季節調整等について解説する。

1 線型推定

標本調査は、一部を調査して全体を推定しようとするものであるが、全体の推定値は、標本から得られた値に、抽出率（抽出確率－標本として選ばれる確率）の逆数を乗じることによって得ることができる。このような推定を線型推定という。

労働力調査の場合に当てはめれば、調査区の抽出の際に層別抽出を行っているので、まず各層で独立に推定を行い、次に、各層における推定値を足し合わせて全体の推定値を得ることになる。第 l 層における推定方法について、第 l 層の就業者数 X_l を推定する場合を例に説明することにする。

第 l 層で抽出された調査区が m_l 個、各調査区のウエイト^{注)}が $w_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ であるとし、第 i 調査区において、抽出された住戸全体で就業者が $X_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ 人居住していたとすると、線型推定値は次のようにして求めることができる。

- ① まず、抽出された調査区内の就業者数の合計を推定する。抽出率はウエイトの逆数としていたから、抽出率の逆数とはウエイトそのものになる。したがって、 $X_{li}w_{li}$ が第 i 調査区の就業者数になる。これは、ウエイト3の調査区の場合、三つに一つの割合で住戸を調査するから、調査した住戸に居住する就業者の数が50人であったならば、 $50 \times 3 = 150$ 人をその調査区の就業者数と推定するというものである。別の見方をすれば、抽出された住戸は、3住戸分を「代表」しているのであるから、各住戸の就業者数を3倍し、それを足し合わせれば推定値が得られるともいうことができる。この「代表」の度合いがつまり抽出率の逆数なのである。
- ② 次に、層全体の就業者数 X_l の推定値 \hat{X}_l を求める。調査区の抽出は、確率比例抽出であったから、各調査区の抽出確率は等しくはなく、したがって推定値も同じ値を一律に乗じて求めるというわけにはいかない。そこで、同じ値を乗じて求める代わりに、調査区内の就業者数に調査区の抽出確率の逆数を乗じて推定値を求めることとする。

第 i 調査区の就業者数は $X_{li}w_{li}$ と推定されていることから、第 i 調査区一つ

注) 第6章の2を参照

から層内全体の就業者数 \hat{X}_l を推定しようとするとき、層内の全調査区のウェイトの合計を w_l ^{注)}とすれば、第 i 調査区からの推定値 \hat{X}_{li} は、

$$\hat{X}_{li} = (X_{li} w_{li}) \times \frac{w_l}{w_{li}} = X_{li} w_l$$

となり、第 i 調査区のウェイト w_{li} によらない値となる。このため、 $\hat{X}_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ の平均値をこの層の推定値と考えることができるから、層全体の就業者数 \hat{X}_l は、

$$\hat{X}_l = \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \hat{X}_{li} = \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} X_{li} w_l = \frac{w_l}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} X_{li}$$

と推定できる。ウェイトの逆数を抽出率としたことにより、上の式の $\frac{w_l}{m_l}$ は調査区によらない定数になっている。この $\frac{w_l}{m_l}$ を線型推定用乗率という。

結局、第 l 層の就業者の推定式は、各調査区中の就業者数を単純に足し合わせ、 $\frac{w_l}{m_l}$ 倍すればよいという簡単な式になっている。

2 比推定の考え方

1で述べたように、線型推定により推定値は得られるのであるが、補助的な情報を利用することにより、精度を高めることができる。

上の例で考えてみると、第 l 層の就業者数 X_l の線型推定値 \hat{X}_l を求める方法と全く同様な方法により、第 l 層の総人口 P_l の線型推定値 \hat{P}_l を求めることができる。すなわち i 番目の標本調査区において抽出された住戸に P_{li} 人の者が居住していたとすると、

$$\hat{P}_l = \frac{w_l}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} P_{li}$$

となる。 \hat{P}_l も \hat{X}_l も標本からの推定値であるから、標本の選ばれ方によって、実際の値である P_l や X_l より大きくなったり小さくなったりする。しかし、この二つの推定値の実際の値からのずれ方は、同じ方向であることが多いと考えられる。というのは、例えば世帯規模の大きい世帯からなる調査区がたまたま数多く抽出された場合、 \hat{P}_l も大きい値となるが、同時に \hat{X}_l も大きい値となる可能性が高いからである。その結果、 \hat{P}_l と \hat{X}_l の比を考えると、 \hat{P}_l や \hat{X}_l そのものに比べ、かなり安定することが予想される。

そこで、仮に人口の大きさ P_l が、別の資料により正確に知ることができたとす

注) 国勢調査時に得られる層内の全調査区のウェイトの合計

ると、 \hat{X}_l そのものを推定値とするより、

$$\tilde{X} = P_l \times \frac{\hat{X}_l}{\hat{P}_l} = \hat{X}_l \times \frac{P_l}{\hat{P}_l}$$

を推定値とした方が安定した値を得ることができる。この方法は比推定と呼ばれ、 P_l をベンチマーク人口という。この方法を用いると、 \hat{X}_l の誤差は、 \hat{P}_l の誤差が同じ方向に向かう場合、かなり縮小する。このように、別途正確な数値が得られるものと高い正の相関を持つものの推定には、比推定は非常に有効である。

線型推定値は標本調査区のウエイトの情報など国勢調査結果に基づく推定値であることから、国勢調査結果以降の人口の移動等は加味していないため、実際の推定値との間に乖離が生じている可能性がある。そのため、労働力調査では線型推定値を求めた後、比推定を用いることでその乖離を補正している。

3 推定方法

(1) ベンチマーク人口の推計方法

ベンチマーク人口には、総務省統計局が毎月公表している「推計人口」を利用している。推計人口とは、国勢調査による人口を基準とし、次の国勢調査結果が得られるまでの間、その後の出生児数・死亡者数（人口動態統計）及び出国者数・入国者数（出入国管理統計）のデータを加減することにより、男女・年齢階級別に毎月1日現在の人口を推計したものである。年齢階級別人口は、国勢調査時点を出発点として、次の式により毎月計算される。

$$\begin{aligned} \left[\begin{array}{l} \text{今月1日現在の} \\ \text{当該年齢階級人口} \end{array} \right] &= \left[\begin{array}{l} \text{前月1日現在の} \\ \text{当該年齢階級人口} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月1日現在の当該} \\ \text{年齢階級人口のうち} \\ \text{前月中に死亡した者} \end{array} \right] \\ &+ \left[\begin{array}{l} \text{前月中新たに当該} \\ \text{年齢階級に達した人口} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月中新たに一つ上の} \\ \text{年齢階級に達した人口} \end{array} \right] \\ &+ \left[\begin{array}{l} \text{前月中の当該} \\ \text{年齢階級入国者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月中の当該} \\ \text{年齢階級出国者数} \end{array} \right] \end{aligned}$$

※ 0～4歳階級については、「前月中新たに当該年齢階級に達した人口」の代わりに「前月中の出生児数」を用いる。

なお、月末1週間を調査期間とする労働力調査においては、翌月1日現在の概算値を用いることとしている。

また、労働力調査では、都道府県別の推計人口についても全国と同様に作成し、(2)で述べる線型推定区分と同じ11地域^{注)}に合わせて、都道府県別の推計

注) 標本設計での層化区分と同じ11地域。第6章の2を参照

人口を合算し、男女、年齢階級（16区分^{注)}、地域（11区分）別のベンチマーク人口を算出している。

(2) 基本集計

ア 結果の推定方法

毎月の就業者数や完全失業者数等の調査結果の算出は、男女、年齢5歳階級（16区分）、地域（11区分）別人口をベンチマーク人口とする比推定によって算出している。

四半期平均、年平均等の平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

イ 推定の手順

算出の基本的考え方は、以下のとおりである。

- ① 各標本調査区の男女、年齢階級別調査人口に線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、男女、年齢階級、地域別人口の線型推定値を算出する。
- ② 男女、年齢階級、地域別に、ベンチマーク人口をそれぞれ①で算出した線型推定値で除し、比推定用乗率を算出する。
- ③ 各標本調査区の属性 X を有する男女、年齢階級別調査人口に、線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、さらに②で算出した比推定用乗率を乗じて、男女、年齢階級、地域別の比推定値 \tilde{X} を算定する。
- ④ この比推定値 \tilde{X} を必要に応じて、男女、年齢階級、地域について合算して就業者数や完全失業者数等の結果数値を得る。

(参考) 上記①、②、③をまとめて計算式で表すと、次のとおりである。

$$\begin{aligned}\tilde{X} &= \sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot x_{li} \cdot r_{li} \frac{P}{\sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot P_{li} \cdot r_{li}} \\ &= \sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} x_{li} r_{li} F_l \frac{P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot r_{li} \cdot F_l}\end{aligned}$$

上記計算式のうち、

$l(= 1, 2, \dots, L)$ は11地域、層による区分の番号

$i(= 1, 2, \dots, m_l)$ は各区分中の標本調査区の番号

x_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区内の属性 X を有する(男女、年齢階級別)調査人口

注) 0～14歳、15～19歳から80～84歳までの5歳階級及び85歳以上

w_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区のウェイト

f_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区の住戸の抽出率の逆数 ($f_{li} = w_{li}$)

w_l は第 l 区分に含まれる全ての調査区のウェイトの合計

m_l は第 l 区分の標本調査区数

r_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区の修正倍率（調査区の分割など。 $0 < r_{li} \leq 2$ ）

F_l は第 l 区分の抽出間隔 ($F_l = w_l/m_l$)

$r_{li} \cdot F_l$ は第 l 区分、第 i 標本調査区の線型推定用乗率

P は（男女，年齢階級，地域別）ベンチマーク人口

P_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区内の（男女，年齢階級別）調査人口

$\frac{P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot r_{li} \cdot F_l}$ は比推定用乗率を表す。

(3) 詳細集計

四半期平均結果及び年平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して出している。

月次結果については、毎月の男女，年齢10歳階級（6区分^{注1)}，就業状態（就業者，失業者，非労働力人口），従業上の地位（5区分^{注2)}，雇用形態（7区分^{注3)}）別人口が基本集計結果（月別値）に合うよう比例補正して算出している。

なお，詳細集計では，刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を除いている。

4 推定値の誤差

ある時点における就業者や完全失業者等の人数を，統計調査によって推定しようとする場合，得られる結果数値（推定値）は必ずしも真の値に一致するわけではない。このような推定値と真の値との差を誤差という。結果数値をみる際には，誤差の存在を認識して注意する必要がある。

一般的に，誤差は，標本調査であることに起因する標本誤差と，それ以外の実地調査における調査票の誤記入などに起因する非標本誤差に分けられる。

(1) 標本誤差

労働力調査では，国内に居住する全ての者を調査しているのではなく，その

注1) 15～24歳から55～64歳までの10歳階級及び65歳以上

注2) 役員を除く雇用者，役員，自営業主，家族従業者，従業上の地位不詳

注3) 正規の職員・従業員，パート，アルバイト，労働者派遣事業所の派遣社員，契約社員，嘱託，その他

一部である標本を調査して全体を推定している。第6章及び本章の第3節までに記載したように、労働力調査の標本抽出方法及び結果の推定方法はやや複雑である。推定に関して簡単な例を挙げると、抽出率が1/1000で10万人を調査したとき、そのうちの5万人が就業者であったとする。このとき、全体の就業者数は、

$$5 \text{ 万人} \times \frac{1000}{1} = 5000 \text{ 万人}$$

と推定することができる。ただし、この5000万人という推定値は真の値に等しいとは限らない。なぜならば、調査対象として抽出された10万人は、全ての国民の完全な縮図になるとは限らないからである。標本の抽出をやり直して再び10万人を調査したとしても、就業者数が同数の5万人になるとは限らず、5万1000人あるいは4万9000人かもしれない。つまり、真の値は一つであっても、推定値はそれより大きくなることもあれば、逆に小さくなることも考えられる。このように、標本から推定することによって生じる誤差を標本誤差という。

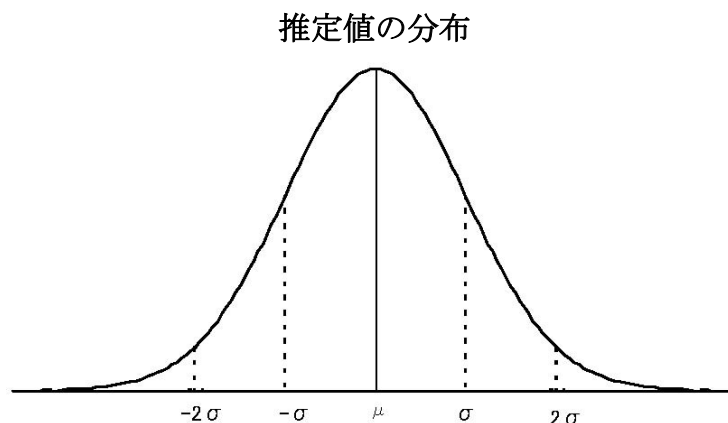
労働力調査の結果は、このような標本誤差を持つことから、結果数値をみる際には注意が必要である。例えば、先月5000万人であった就業者数が今月は5001万人と推定された場合、仮に後述するような季節性を持たないとしても、この結果から直ちに就業者数が増加したと判断することは早計である。それは、先月と今月の結果数値の両方に標本誤差が含まれているため、真の値は逆に減少している可能性が考えられるからである。

しかしながら、標本誤差の存在は、必ずしも結果数値が信頼性を持たないということにはつながらない。なぜならば、推定値が真の値に近いことは事実であり、真の値から大きく離れることが少ないことを理論的に証明できるためである。上記の例で、もし就業者数の推定値が5000万人から5100万人に増加したとすれば、真の値も増加していることが高い確率で示される。このような判断に根拠を与えるものが標本理論である。

標本理論は、標本調査から得られる推定値が真の値からどの程度離れる可能性があるかを理論的に示すものである。このとき、真の値からの距離を測定する際の物差しになるものが標準誤差である。標本抽出を何度も繰り返して推定を行えば、得られる推定値は真の値を中心とした位置に分布する。この分布の広がりが小さければ精度の良い推定ということができる。分布の広がり具合は、通常、分布の標準偏差で示される。この標準偏差を標本理論では標準誤差という。標準誤差は精度を示す指標であると同時に、誤差を測る尺度となる。また、標準誤差を真の値に対する比率で表したものを標準誤差率という。

標本理論によれば、推定値 \bar{x} は真の値 μ の周りにほぼ正規分布をしていると

考えられる。また、標準誤差 σ が分かれば、 \bar{x} と μ の差が σ 未満となる確率は、 $|\bar{x} - \mu| < \sigma$ が約68%、 $|\bar{x} - \mu| < 2\sigma$ が約95%と示される。したがって、推定値の誤差は、3回中2回は σ の範囲に収まっており、 2σ の範囲を超えることは20回に1回程度しかないことがいえる。



労働力調査では、月次結果の推定値が5000万人のとき、標準誤差は約30万人と推定されている。そのため、調査結果をより正確に記述するならば、単に推定値を5000万人と表すのではなく、例えば、5000万人±30万人というように表す必要がある。

標本の抽出方法あるいは結果の推定方法が複雑な場合、標準誤差は簡単には算出できない。労働力調査のような人数を推定する場合、15歳以上人口を N 、ある属性を持つ人口を X 、標本の大きさ n の標本による X の推定値を \bar{x} としたとき、 \bar{x} の標準誤差 $\sigma(\bar{x})$ は、

$$\sigma(\bar{x}) \doteq N \times \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}} \quad p = \frac{X}{N} \text{ (Xの15歳以上人口に占める割合)}$$

となる。また、標準誤差 $\sigma(\bar{x})$ を真の値 X で割った標準誤差率は、

$$\frac{\sigma(\bar{x})}{X} \doteq \frac{N \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{X} = \frac{N \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \sqrt{\frac{1-p}{pn}}$$

と表される。この式から、標準誤差は標本の大きさの平方根に反比例して小さくなり、例えば、標本の大きさが4倍になれば標準誤差は半分になることが分かる。また、全体に占める割合 p が小さい場合、標準誤差は小さくなるが、逆に標準誤差率は大きくなることが分かる。

なお、労働力調査では2段抽出法で標本を抽出しているため、実際の標準誤差は上の式で示される値よりも少し大きくなる。

ア 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差

年平均値及び月別値の標準誤差率は、標本の交代を行うために設けられた8組の副標本を利用して、下記の算式により推定されたものである(ただし、組別の推定値が独立に正規分布していると仮定している。)

年平均値用

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{k=1}^8 (\bar{X}_k - \bar{X})^2} / \bar{X}$$

ここで、 \bar{X}_k 及び \bar{X} は、それぞれ第 k 副標本及び全標本による属性 X を有する人口の推定値(年平均値)を表す。

月別値用

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{k=1}^8 (\tilde{X}_k - \tilde{X})^2} / \tilde{X}$$

ここで、 \tilde{X}_k 及び \tilde{X} は、それぞれ第 k 副標本及び全標本による属性 X を有する人口の推定値(月別値)を表す。

属性ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価し、推定値の大きさ別に標準誤差及び標準誤差率(2018年)を算出すると、次表のとおりとなる。

(ア) 基本集計

年平均結果の標準誤差			月次結果の標準誤差※		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	16.2	0.3	5000	27.9	0.6
2000	9.7	0.5	2000	17.7	0.9
1000	6.6	0.7	1000	12.6	1.3
500	4.5	0.9	500	8.9	1.8
200	2.7	1.3	200	5.7	2.8
100	1.8	1.8	100	4.0	4.0
50	1.2	2.5	50	2.9	5.7
20	0.7	3.7	20	1.8	9.1
10	0.5	5.1	10	1.3	13.0

※2018年1月～12月分を単純平均したもの

(イ) 詳細集計

年平均結果の標準誤差			四半期平均結果の標準誤差※		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	18.7	0.4	5000	37.6	0.8
2000	11.4	0.6	2000	22.9	1.1
1000	7.8	0.8	1000	15.7	1.6
500	5.4	1.1	500	10.7	2.1
200	3.3	1.6	200	6.5	3.3
100	2.2	2.2	100	4.5	4.5
50	1.5	3.1	50	3.1	6.1
20	0.9	4.7	20	1.9	9.3
10	0.6	6.4	10	1.3	12.8

※2018年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したもの

イ 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

全国結果と同様の方法で、地域別結果の推定値の大きさ別に標準誤差率（2018年）を算出すると、次表のとおりとなる。

年平均結果の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.4								
1000			0.6			0.5	0.5			0.5	
500	0.6	0.5	0.8	0.5		0.7	0.7	0.6		0.7	
200	1.0	0.8	1.3	0.9	0.7	1.1	1.2	0.9	0.7	1.1	
100	1.4	1.2	1.9	1.2	1.0	1.6	1.6	1.3	1.0	1.5	0.5
50	1.9	1.7	2.6	1.8	1.5	2.3	2.4	1.9	1.5	2.1	0.7
20	3.1	2.8	4.1	2.9	2.5	3.6	3.8	3.0	2.4	3.3	1.3
10	4.4	4.0	5.7	4.2	3.6	5.1	5.4	4.3	3.5	4.7	1.9

四半期平均の標準誤差率※

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.6								
1000			0.9			0.7	0.8			0.7	
500	0.8	0.8	1.3	0.8		1.1	1.2	0.9		1.1	
200	1.4	1.4	2.1	1.4	1.1	1.8	2.0	1.4	1.1	1.7	
100	2.1	2.0	3.0	2.0	1.6	2.5	2.8	2.1	1.6	2.5	0.8
50	3.0	3.0	4.3	3.0	2.4	3.7	4.1	3.0	2.4	3.6	1.2
20	5.0	4.9	7.0	5.0	4.1	6.1	6.6	5.0	4.1	5.8	2.2
10	7.4	7.2	10.1	7.3	6.2	8.8	9.5	7.3	6.0	8.3	3.4

※ 2018年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したもの

(2) 非標本誤差

非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができる。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。

非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。

調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に懸かっている。

5 季節調整値

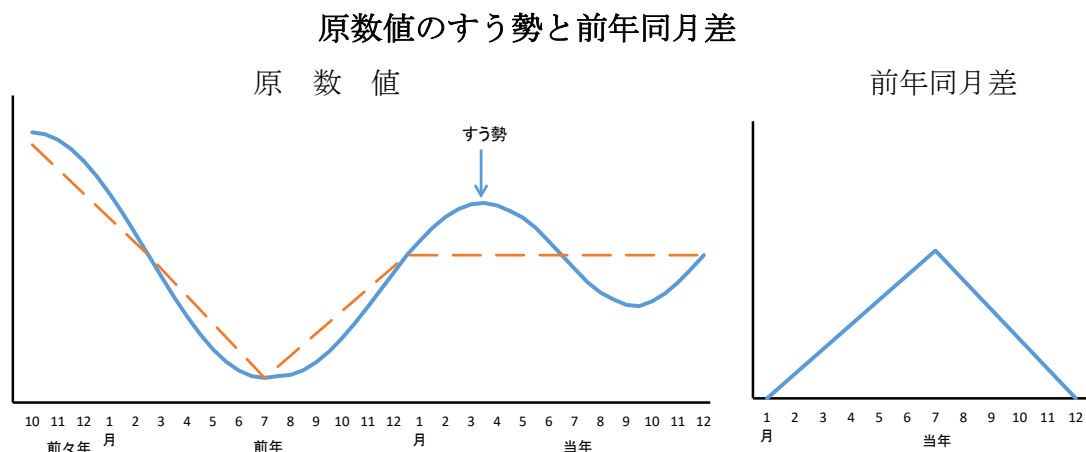
労働力調査の結果をみる場合、本章の4で述べた誤差の存在とともに注意する必要があるのは季節性の存在である。例えば、農業就業者は夏多く冬少ないが、これは毎年ほぼ決まって繰り返されるパターンであって、農林業就業者数のすう勢とは関係ない。したがって各月のデータを時系列的にみて農林業就業者が増加する傾向にあるのか否かを判断しようとする場合、季節的な変動による部分は除去して考えることが必要となる。

(1) 前年同月差の利用

前年同月差又は前年同月比（以下「前年同月差」という。）を見るというのは、季節性を除いてデータを見る最も手軽な方法である。同じ月同士を比較すれば季節的な変動は自動的に除かれる。このため労働力調査の結果は、前年同月差の形にして動向をみることが多い。労働力調査の標本設計においても、標本のうち半分を前年同月との継続標本とするなど、前年同月との比較の精度が向上するような工夫がなされている。

前年同月比較を行う場合、いくつか注意すべき点がある。例えば、1年前との比較であるため、前年同月差の変化方向は、基本的なすう勢の変化方向と必ずしも一致していない。前年同月差が拡大したといっても、それは1年前の動

きによって引き起こされているかもしれない。例えば、下図のような例の場合、当年の前年同月差の動きは前年におけるすう勢的变化によって引き起こされたものであって、当年における原数値の動きは季節性を除けば安定したものとなっている。また、季節パターンが年とともに変化していく場合は、前年同月との比較では十分でないことに注意する必要がある。



(2) 季節調整の考え方

もう一つの一般的な方法として、季節パターンを除去する手法を原数値に適用して季節調整値を得る方法がある。季節調整値が得られれば、前月との直接比較が可能となる。

まず、原数値の動きが、次の四つの要素から構成されていると仮定する。

- すう勢変動(T:Trend)：経済の成長などに伴い、長期的に上昇・下降を示す変動
- 循環変動(C:Cycle)：景気の循環に伴う変動など、ほぼ一定の周期を持つ周期変動で、周期が12か月を超えるもの
- 季節変動(S:Seasonal)：12か月を周期とする変動
- 不規則変動(I:Irregular)：上の三つ以外の変動で、突発的な出来事や、標本誤差などの変動

そして、原数値の系列O (Original) は

$$O = T \times C \times S \times I$$

という形で、各要素が乗法的に結び付いたものと仮定する。原数値の系列が、絶対水準が高くなるにしたがって季節的な変動の振幅も大きくなっているような場合は、このように仮定するのが一般的で、労働力調査の結果の季節調整もこの「乗法モデル」を用いている。

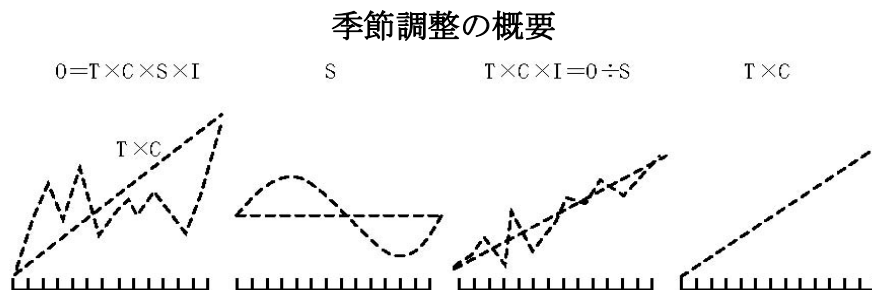
このとき、次の(3)で述べる方法などにより、年の各月のSが得られたとする。Sはその年の季節パターンを示し、季節指数と呼ばれる。季節調整値は、

各月において原数値を季節指数で除することによって得られる。式で示せば、

$$O \div S = (T \times C \times S \times I) \div S = T \times C \times I$$

となる。このようにして得られた系列は、TCI系列ともいう。

これを図で示せば、次のようになる。



さらに、Iを除去すれば、すう勢変動と循環変動のみが残り、傾向的な動きを知ることができる。この系列をTC系列ともいう。

(3) 季節調整の方法

季節調整を行う方法は幾つかあるが、一般的な方法としては、アメリカ商務省センサス局が開発したセンサス局法^{注)}がある。センサス局法は、移動平均比率法に基づくもので、移動平均を繰り返すことによって季節変動成分を取り出そうというものである。センサス局法による基本的な季節調整の考え方は以下のとおりである。

- ① 原数値の系列 $O = T \times C \times S \times I$ $\xrightarrow{\text{12か月移動平均}}$ $(T \times C)^*$
- ② $O \div (T \times C)^* \longrightarrow S \times I^*$
- ③ $S \times I^* \xrightarrow{\text{移動平均}} S$
- ④ $O \div S \longrightarrow T \times C \times I$ (TCI系列)
- ⑤ $T \times C \times I \xrightarrow{\text{移動平均}} T \times C$ (TC系列)

※「*」は暫定値であることを示す。

実際には、このような手続を1回行っただけでは純粋な季節変動成分を安定的に取り出すことはできないので、⑤からまた②に戻るといったように、手続を何度か繰り返すようになっている。また、移動平均も様々な種類のものが使われている。

注) センサス局は、1950年代から研究を始め、1954年にセンサス局法Iを完成し、複数次にわたる改正を行い、1965年にセンサス局法II(X-11)を公表している。その後1996年にX-11を改良したX-12-ARIMAが公表された。

さらに、Oには、大規模なストライキや天候不順等による例外的な変動が含まれていることがあり、その影響で季節変動成分、すう勢・循環変動成分の推定値がゆがんでしまう場合がある。センサス局法では、各成分を正しく推定するため、例外的な変動の部分の特異項として取り出し、それらを修正、あるいは除去して季節調整を行うようにしている。その場合、特異項と判定するためには、ベースとなるTC系列が安定したものである必要があり、逆に安定したTC系列を得るためには、特異項を修正しておく必要がある。このため、前述の①～⑤のステップを、特異項を検出修正しつつ何度か繰り返すといった方法を採用している。

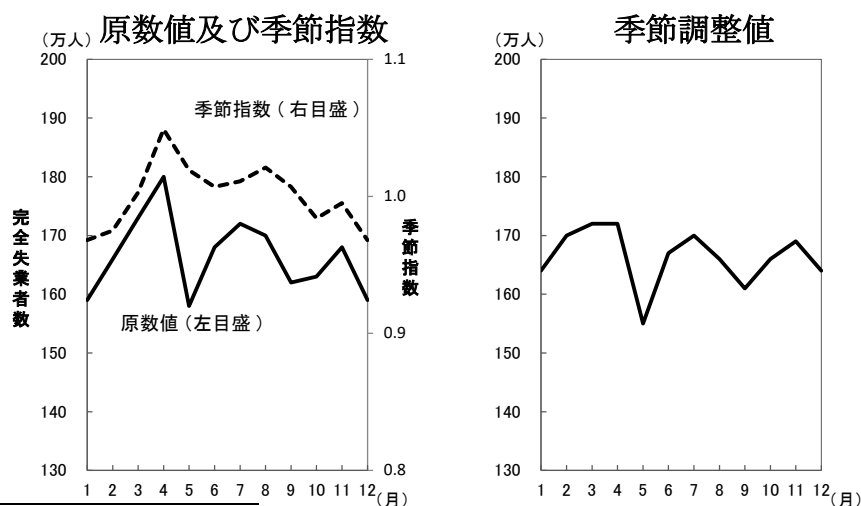
なお、センサス局法による移動平均の仕方、特異項の修正法については、「付録6 センサス局法の概要」で解説している。

(4) 労働力調査結果の季節調整値

労働力調査では、センサス局法（X-12-ARIMA）^{注1)}のX-11デフォルトを用いて季節調整を行っているが、主要系列については、季節調整の安定性などの向上を図るために、reg-ARIMAモデルを導入している。現在約130系列^{注2)}について、季節調整済みの月次又は四半期データがあり、うち24系列^{注3)}がreg-ARIMAモデルの導入系列である。

完全失業者数の季節調整値の例を示すと、下図のとおりである。

季節調整値の例（完全失業者数－2018年（2019年1月改定））



注1) 特異項の管理限界は、下限 9.8σ 、上限 9.9σ とし、X-11 デフォルトではこれ以外は標準オプションとしている。reg-ARIMA モデルについては「付録6 センサス局法の概要」を参照

注2) 開始年は系列により異なる。なお、最も長い系列は1953年1月からの月次データがある。

注3) reg-ARIMA モデルを導入している系列は、(労働力人口、就業者、雇用者、正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員、完全失業者、非労働力人口、完全失業率) × (男女計、男、女) の計 24 系列

季節調整値をみる場合、二つの点に注意する必要がある。第一は、過去に公表された季節指数及び季節調整値は、年1回改定されるという点である。センサス局法では、過去の傾向から、将来の季節指数の推定値(推計季節指数)も計算できる。労働力調査では、例えば当年12月までの月次データがそろると、それを使って翌年1月から12月までの推計季節指数を計算し、その推計季節指数により翌年の各月の季節調整値を公表している。そして、当年12月までのデータがそろると、当年12月までのデータに基づき翌年の推計季節指数を計算するとともに、過去に遡って各月の季節指数及び季節調整値の再計算^{注1)}を行っている。このように、新たなデータが加わることにより、過去に公表した数値が改定されることに注意する必要がある。

第二は、各系列に対して独立に季節調整しているため、例えば男性の系列の季節調整値と女性の系列の季節調整値が、男女計の季節調整値に一致しないこともあり得る点(不加法性)である。また、完全失業率も、独立した一つの系列として季節調整している。このため、完全失業者数の季節調整値を労働力人口の季節調整値で除したものは一致しない場合があることにも注意する必要がある。

6 時系列回帰モデルによる都道府県別結果の推定

(1) 経緯

労働力調査では、都道府県別に標本設計をしておらず(北海道及び沖縄県を除く。)^{注2)}、都道府県ごとの標本規模も小さいことから、当初は都道府県別結果を集計していなかった。しかし、2001年中頃に完全失業率(季節調整値)が調査開始以来初めて5%に達し、その後も高水準で推移し、厳しい雇用情勢が続いた。このような状況の中、雇用・失業情勢の詳細な把握に必要であることから、各方面から都道府県別の結果の公表が要請されるようになった。

このような背景から、都道府県別結果について、2006年5月から時系列回帰モデルによる推定手法を採用し、より安定的な結果が得られるようにした上で、四半期平均結果(モデル推計値)の公表を開始^{注3)}した。

(2) 公表系列

モデル推計値は、1997年以降の労働力人口、就業者、完全失業者、非労働

注1) 原則として、当年から29年前までの原数値を用いて再計算を行い、直近10年分の結果について改定している。

注2) 第6章の2を参照

注3) 2002年から、参考として比推定による都道府県別の年平均結果(試算値)を公表していたが、モデル推計値の時系列データが十分に整備されたことに伴い、2007年平均結果をもって廃止した。

力人口、完全失業率の5項目について、都道府県別四半期平均及び年平均結果を公表している。

(3) 推定方法

労働力調査の都道府県別結果を推定する方法については、以下のような5つの要素から成る時系列回帰モデルを採用している。

$$\underbrace{Y(t)}_{\text{観測値}} = \underbrace{X(t)\beta(t)}_{\text{回帰}} + \underbrace{T(t)}_{\text{トレンド}} + \underbrace{S(t)}_{\text{季節変動}} + \underbrace{I(t)}_{\text{不規則変動}} + \underbrace{e(t)}_{\text{標本誤差}}$$

※観測値とは全国等の結果を求める方法（比推定）による調査結果数値である。

それぞれの要素は次のような変動を表している。

- 回帰項：各都道府県の動きと都道府県が属する地域のトレンドとの関係を表す。
- トレンド項：経済の成長などに伴い長期的に変動を示すすう勢変動と、景気の循環に伴う変動などほぼ一定の周期を持つ変動で、周期が12か月を超える循環変動とを合わせた変動。景気の後退と回復によって、完全失業者が傾向的に増加したり、減少したりするような動きのことである。
- 季節変動項：12か月を周期とする季節変動。例えば、就業者数は3月から増加し、5月～6月にピークとなり、その後の年後半に減少するような動きのことである。
- 不規則変動項：すう勢変動、循環変動、季節変動以外の変動で、突発的な出来事による変動や景気の短期的変動。地震などの自然災害や石油ショックなど一時的な現象の影響によって起こる生産の減少といった動きのことである。
- 標本誤差項：労働力調査は、当月調査世帯の半分が前月・前年同月にも調査世帯となるような標本設計となっている。したがって、標本誤差は自己相関を持つ（前月・前年同月の標本誤差が大きければ、当月の標本誤差も大きい）とみなすことが可能である。そこで、これを仮定した時系列モデルにより、標本誤差と考えられる変動パターンと変動幅を前後の時系列データから推計したものである。

回帰項は、トレンドに近い変動を捉えており、回帰項とトレンド項とですう勢変動及び循環変動を合わせた変動と考えることも可能である。回帰項により、時系列的な変動要素に空間（地域）情報も取り入れることになり、より多面的

な情報を推計に利用できるものになっている。

この推計方法による都道府県別の推計値は、比推定値（全国と同様の推計方法）から標本誤差の推計値（標本誤差項）を除くことにより得られる。

なお、相対的に標本規模の大きい北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び沖縄県については、比推定による推計を用いている。

(4) 利用上の注意

時系列回帰モデルによる推計では、(3)に示したように、時系列モデルに基づいて推計された標本誤差項を取り除くことで、比推定結果よりも安定的な結果が得られるようにしている。しかし、労働力調査は、都道府県別に結果表章するための標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く。）、標本規模も小さいことなどにより、都道府県別結果（モデル推計値）については、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては注意を要する。

また、時系列回帰モデルは、推定時点以前のデータに加え、推定時点以降のデータをモデル計算に算入することで、より安定的な結果を得ることができる。このため、毎年1～3月期平均結果の公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って改定している。

IV 労働力調査における諸定義の発展と調査の変遷

第8章 諸定義の発展と国際基準

労働力調査における諸定義は国際的にも幾多の変遷を経て発展してきており、近年では国際基準も整備されてきている。本章では、国際的にみた労働力調査の起源、諸定義の発展、国際基準の変遷などについて解説する。

1 国際的にみた労働力調査の起源

人口の経済的屬性に関する統計資料は基本的かつ重要なものであるが、労働力調査を実施することによって経常的に国民の就業状態、産業別人口構成等を明らかにするようになったのは1940年代に入ってからのことである。

それまでは、各国とも数年に一度実施される人口センサスによりそれらの情報を得ていた。アメリカでは、1820年の第4回センサスから就業に関する調査事項が設けられており、日本においても、1920年の第1回国勢調査から就業状態に関する問が設けられている。ちなみに、第1回国勢調査における調査票上の表現は、「職業のあるものは、職業の種類と職業上の身分、勤柄を示す様詳細に書き入れること。」というものであった。

当時の就業状態の決定の仕方は、いわゆる「有業者方式 (gainful worker approach)」というものであった。これは「ふだんの状態 (usual status)」によって人口を分類しようとするものであり、社会の構成員である各人は、工場労働者であるとか、主婦であるとか、学生であるといった社会内における一定の「身分」を保有しているという考えに基づいている。したがって、調査時における状況が必ずしもその人の属性に対応するものではなかった。また、この方式においては、失業の測定というものは必ずしも重視されていなかったが、これは当時の古典派経済学において、市場経済の自動調整機能によって失業は一時的にしか存在しないという認識があったことも関係している。

アメリカにおいては、1930年代の人口センサスまでこの方式が採られていたが、19世紀後半からの急速な産業化、労働組合の結成等、社会経済における種々の変化は、新たな経済学発展を促すとともに、統計資料に対しても変革を求めるものとなった。特に、1929年に始まった大恐慌による大量失業は、失業の実態を正確かつ迅速に明らかにする統計資料を要求した。こうしたことからアメリカは、雇用促進局 (Works Progress Administration, 後に Work Project Administration と改称) を中心に新しい概念体系の研究を行い、1940年の人口センサスから新しい方式を導入することとし、同時に、1940年1月から標本調査を毎月実施することとした。この標本調査が現在の Current Population Survey (以下「CPS」という。)の原型であるが、このような標本調査が実施さ

れるようになった背景として、統計理論の社会科学への応用、特に社会調査における標本理論の応用が、アメリカを中心として急速に広まったことも忘れてはならない。

さて、このとき採用された方式が現在使われている「労働力方式 (labour force approach)」であり、「調査時における活動状態 (current activity status)」を調査しようとするものである。すなわち、ある一定の期間に少しでも収入になる仕事をしたか否かという「事実」に基づいて就業者か否かを決定しようとするもので、「何をしたか」という観点から人口を分類することになる。有業者方式と労働力方式を比べると、有業者方式は、調査の時期や調査時の偶発的状況に影響されることが少ないという利点を持つ一方、定義に曖昧さが残り回答者の意識に左右される部分が多いという欠点があり、労働力方式は、逆に調査の時期や偶発的状況に影響されやすいという欠点を持つ一方、厳密に定義ができるという利点をもっている。

労働力方式と有業者方式の比較

	労働力方式 (アクチュアル方式)	有業者方式 (ユージュアル方式)
分類の観点	特定の期間の状態 (current activity status) で人口を分類	ふだんの状態 (usual status) で人口を分類
定義の明確さ	定義が明確で客観的	定義に曖昧さが残り、回答者の意識に左右されやすい
偶発的要素の影響	調査の時期や偶発的状況に左右されやすい	調査の時期や偶発的状況に影響されることが少ない

労働力方式が登場する2年前の1938年に国際連盟統計委員会では、有業者方式が提唱されていたが、労働力方式は、定義が明確であること、毎月行う調査に向いていること、失業の把握に適していることなどから次第に広まるようになり、1950年の人口センサスに向けての国際連合人口委員会の勧告では、両方の方式のいずれを選択するかは、各国の判断に任せるということになった。

我が国においては、1950年の第7回国勢調査から労働力方式を採用し、また、これに先立って1946年9月から、終戦後の混乱した日本経済の実態把握のため、連合国軍総司令部 (GHQ) の指導により、労働力方式による労働力調査が始められた。

2 就業状態の定義の変遷及び国際基準

労働力方式における就業者、休業者、失業者等の諸概念は、1940年代に登場したものであるが、その後次第に厳密かつ明確なものへと整備されていった。これらの諸概念を整理し、国際基準を作るべく努力したのが国際労働機関(ILO)である。ILOは、労働者の生活状態や労働条件に関する国際的な資料を得るために、労働統計に関する基準を策定し、統計による国際比較を可能にする必要があった。そこで、労働統計の作成業務を担当する代表者をILO加盟国から招集する国際会議(国際労働統計家会議: International Conference of Labour Statisticians)を開催し、労働統計に関する決議(resolution)や指針(guideline)を採択するようになった。

国際労働統計家会議は2018年までに20回開催されてきたが、このうち第2回(1925年)、第6回(1947年)、第8回(1954年)、第13回(1982年)、第19回(2013年)において就業状態の定義等に関する決議を行っている。この決議は、条約とは異なり、勧告やガイドラインと同様に、拘束力を持つものではなく、決議内容の実施についてはある程度各国の実情により決定されることが認められているが、各国に与える影響は非常に大きいものがある。以下において、これらの決議を中心として諸概念の発展をみることにし、同時に影響力の強かったアメリカの労働力調査の変遷についても触れることにする。

(1) 第2回国際労働統計家会議

1925年に開催された第2回会議においては、労働力方式が登場する前でもあり、失業統計に関してのみ決議を行っている。具体的な内容を要約すると次のとおりである。

- ア 失業保険制度が普及している国においては、その制度の運用から得られる資料は失業統計の最良の基礎である。
- イ それを利用できない場合は、労働組合から失業者総数、組合員総数等の資料を得ることが望ましい。
- ウ 公共職業紹介所による統計により、求職登録者数等の資料を作成すべきである。
- エ 失業に関する資料が上記の方法で得られない国では、人口センサスや標本調査により失業者数等を得るようにするのが望ましい。

このほか、失業の定義に類する決議も行っているが、それは極めて漠然としたものであり、むしろこの時点では失業の定義をする段階に至っていなかったといえる。

失業統計は、もともと労働組合が、失業している組合員の数を公表したこと

に始まる。アメリカでは、1900年代に入ってから、政府が組合統計や失業給付統計などを集めて公表するようになった。この決議の行われた頃は、アメリカでも業務統計や組合統計が中心であったのである。

その後の1930年代のアメリカにおける労働力方式に関する研究は失業の定義についても先駆的役割を果たした。すなわち、失業者を「職を失った者」ではなく「職を求めている者」としようとする見方が生まれたのである。これは、それまでの職を失って路頭に迷っている者といった固定的な失業者のイメージから脱却し、仕事をする意志と能力を持つ者のうち、実際にその労働力が活用されていない部分として、失業者を認識しようとするものであった。

(2) 第6回国際労働統計家会議

1947年のこの会議において、初めて労働力方式が提唱された。また、失業については、第2回会議の決議とは異なり、人口調査や労働力調査によって包括的データを得るべきであり、それが利用できない場合に労働組合の失業記録や職業紹介所の記録を利用すべきであるとされ、また、失業を決定する要件も明確化された。この決議において、定義が揚げられた諸概念のうち主なものは、次のとおりである。

ア 「文民労働力人口 (civilian labour force)」とは、一定年齢以上の全ての文民のうち就業者と失業者の合計とし、「総労働力人口 (total labour force)」とは、文民労働力人口と軍隊を合わせたものとする。

イ 就業者とは、特定の期間に何らかの仕事に従事する者と仕事を持ちながら一時的に休んでいる者の合計とする。また、就業者には、次のもの全てが含まれる。

- (ア) 公共及び民間の労働者
- (イ) 使用者
- (ウ) 雇い人のいない自営業主
- (エ) 無給の家族従業者

ウ 失業者とは、一定の日において職業を持たず、1週間を超えない一定の最短期間中引き続き職業を持たず、かつ求職中の者で、もし職があれば就業し得るものをいう。

この失業者の定義は、必ずしも厳密なものではないが、失業の3条件、すなわち就業者とはならず、求職活動をしていて、就業可能という条件を明示するなど、ほぼ今日一般的になっている定義の原型を見ることができる。

日本の労働力調査の定義をみると、1949年5月以降の就業状態の定義は、

この決議の内容に合ったものとなっている。一方、当時のアメリカの労働力調査においては、幾つかの特殊な取扱いがあった。15時間未満しか働かなかった無給の家族従業者を就業者としない点、レイオフ中の者について、30日以内に復職できるという明確な指示がある者は就業者、復職を待っているが待機期間が不明確な者は失業者とする点、一時的病気で求職活動ができなかった者と、仕事がないと考えて求職活動をしていないディスカレッジドワーカー、いわゆる「求職意欲喪失者」を失業者とする点などである。また、失業の定義における「求職中」という概念には、過去の求職活動の結果を待っている者も含まれるとも考えられるため、日本もアメリカも失業者に含めていた（アメリカでは過去60日の求職活動に限定）。

アメリカでは、1940年に労働力調査が開始された以降も、定義に関する研究をかなり行っているが、最初に定義の本質的変更があったのは、1954年3月に設定された「概念再検討委員会」の勧告を受けて、1957年1月に行われた改正の際である。改正の結果、30日以内に復職するレイオフ中の者が就業者から失業者となったことから、レイオフ中の者で復職を待っている「就業待機者」が新たに失業者に含められるようになった。

(3) 第8回国際労働統計家会議

第8回会議は1954年に開かれ、新しい定義が採択された。第6回会議の決議と比較すると、定義の精密化が図られる一方、無給の家族従業者、レイオフ中の者及び就業待機者については、アメリカにおける扱いが新しい定義の中にも採用されることになった。第8回会議の決議は、第13回会議が開かれた1982年までの28年間国際基準として通用し、労働力調査を実施するようになった多くの国において、そのガイドラインとなるものであった。一方、無給の家族従業者、レイオフ中の者、就業待機者の扱いについては、勧告に従わない国も多かった。特にレイオフの取扱いについては、アメリカと雇用慣行の異なる国においては、そのまま適用するのは難しかった。

勧告に示された定義は次のとおりである。

労働力

ア 文民労働力

以下に定義する就業又は失業としての諸要件を備える全ての文民(civilian)をいう。

イ 総労働力

文民労働力と軍隊 (armed forces) の合計をいう。

就業

ア 就業者は一定の年齢を超える者で、次の部類に属する者をいう。

- (ア) 従業中の者：1週間又は1日という特定の短期間中、賃金又は利益を目的として、何らかの仕事に従事した者
- (イ) 仕事を持っているが休業中の者：現在の仕事に既に従事したが、病気、傷害、労働争議、定期休暇、その他の休暇、無断欠勤、悪天候、又は機械的故障等による一時的な作業の混乱により、特定期間中、臨時に仕事を休んだ者

イ 使用者及び自営業主は就業者に含め、他の就業者と同様に、「就業中」又は「休業中」に分類する。

ウ 無給の家族従業者で、現に事業所又は農業の経営を補助している者は、一定の期間において、通常の労働時間の3分の1以上従業した場合は、就業者とみなす。

エ 次の部類に属する者は就業者とみなさない。

- (ア) 一定期間を通じ、期間を定め、又は期限の定めなく一時解雇（レイオフ）され、賃金の支払を受けていない者
- (イ) 調査期間後のある期日に新規の仕事、事業又は農業を始める準備を既に整えたが、現在仕事を持っていない者
- (ウ) 一定期間中、家族の事業又は農業に通常の労働時間の3分の1未満しか従事しなかった無給の家族従業者

失業

ア 失業者は、一定の年齢を超える者で、一定の日又は週を通じ、次の部類に属した者をいう。

- (ア) 雇用契約が満了又は一時停止され、仕事を持たず、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている就業能力のある労働者
- (イ) いまだ就業したことのない者、最近の地位が雇用者以外であった者（以前、使用者であった者等）、又は引退していた者であって、一定期間を通じ就業能力を有し（軽微の疾病を含む。）、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている者
- (ウ) 一定期間後のある期日に新規の仕事始める準備を既に整えた者で現在仕事を持たず、かつ就業能力を有する者

- (エ) 期限を定め、又は期限の定めなく一時解雇（レイオフ）され、賃金の支払を受けていない者
- イ 次の部類に属する者は失業者とみなさない。
 - (ア) 自己の事業又は農業を始める準備をいまだ整えていないが、その意図を持つ者であって、賃金又は利益を目的とする職を求めている者
 - (イ) 以前、無給の家族従業者であって仕事に就いておらず、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている者

(4) アメリカ及び国際機関における検討

就業状態の定義については、労働力調査を実施している国においてはそれぞれの国の状態のより良い把握のために、国際機関においてはより一般的かつ厳密な定義を得るために、様々な検討が行われた。ここでは、次の第13回会議へ影響を与えたものとして、アメリカ及び国際機関における検討について説明する。

アメリカにおける検討及び調査の改正

アメリカでは、1961年11月に「雇用・失業統計を検討するための大統領委員会（President's Committee to Appraise Employment and Unemployment Statistics）」（通称ゴールドン委員会）が設置され、1年後に「雇用及び失業の測定」という研究報告書が出された。この報告書は200以上もの勧告を行っており、これを受けて1967年にCPSの改正が行われた。この改正により、幾つか定義が変更になったほか、パートタイム労働力の測定、非労働力人口の実態把握、失業の内容解明、誤った回答の修正などのために質問が追加された。就業状態の定義については、失業に関する部分で次のような変更が行われた。

- ア 調査週間中病気や休暇などのために仕事を休み、その間に仕事を探していた者は、これまで失業者に分類していたが、これを休業者とする事とした。このように休業を優先させるというのは、仕事を持っている者をまず把握するという考えに基づくものであろう。
- イ 求職活動の有無は、それまで求職中か否かという質問に対してYesかNoかによって決定していたが、これを過去4週間という期間の限定を設け、その期間に具体的な求職活動をしたか否かによって判定することにした。この結果、一時的な病気で求職できなかった者や過去の求職活動の結果を待っている者についても、過去4週間に求職活動をし

ていなければ失業者としないことになった。この変更は、把握を厳密にするためのもので、後に述べるように第13回労働統計家会議の決議にも影響を与えた。なお、新旧両調査を同時に行った結果をみると、この定義の変更に伴う設問の変更は女性の失業率を高めるという結果をもたらしていたようである。

- ウ 失業とする要件として、調査期間中の就業可能性をはっきりと求めた。それまでは就業可能性に関する質問項目がなかった。就業可能性の条件は、現在でも求めている国があり、求職活動の有無と並列する独立した条件であるという意識は必ずしも強くなかったのである。
- エ 職がないと考えて求職活動をしていない「求職意欲喪失者」は、それまで失業者としていたが、これを非労働力人口に含めた。しかし、このグループは失業の周辺にある者としては重要なので、非労働力人口の実態把握として調査されることになった。

以上のような変更のうち、ア、ウ、エの結果として、CPSの定義は第8回会議の決議に極めて似たものとなった。また、イについては、新しいアプローチを示したという意味で、決議を一步進めるものであった。

国際機関における検討

1975年にOECDの人的資源及び社会問題委員会は雇用失業統計に関する作業部会を設立し、作業部会は一連の勧告を含む暫定報告書を作成している。また、ILO内部においても第8回会議の決議の妥当性について検討が進められた。これらの過程で出てきた、この第8回会議の決議に対する意見としては、例えば、

- ア 無給の家族従業者を就業者とする際に設けている就業時間の制限は、合理的な理由がない。2時間しか働かなかった学生のアルバイトを就業者として、10時間働いた家族従業者を就業者としないのはおかしい。
- イ レイオフについては、勧告は各国の現状に必ずしも適合しないため、各国とも取扱いはまちまちになっている。国際比較を可能にするためにも定義の再検討が必要である。

などがある。

(5) 第13回国際労働統計家会議

第13回会議は、1982年10月に開かれ、28年ぶりに国際基準を変更するものとなった。第8回会議の決議に対する批判にもかなり応えており、定義の厳密化が図られるとともに、発展途上国の実情も考慮されるようになっている。決議のうち就業状態に関する部分は次のとおりである。

経済活動人口

この決議では、まず「経済活動人口 (economically active population)」という概念を規定している。経済活動人口とは、「特定の期間内に、国連の国民経済計算体系 (SNA) の定義による経済的な財及びサービスの生産のために労働の供給を行った者」と定義されている。また、この経済活動人口について、1年のような長い期間を調査期間として測定されるものを「通常活動人口 (usually active population)」、1日又は1週間のような短い期間を調査期間とするものを「現在活動人口 (currently active population)」としている。現在活動人口は労働力人口と同義であり、就業者と失業者の合計となるのは従来と同じである。

就業者

就業者の決定に関しては、有給就業 (paid employment) と自営就業 (self employment) に分けて従業者と休業者を定義し、定義の精密化を図ったというのがこの決議の特色である。就業者は、1週間又は1日という特定の短い期間において、次の範囲に属する一定年齢以上の者とされる。

ア 有給就業者

従業者：調査期間中に現金又は現物による賃金又は給料を得るために何らかの仕事をした者。

休業者：調査期間中一時的に仕事をしなかったが、仕事との「正式な結び付き」を持っている者。正式な結び付きとは、

- (ア) 賃金又は給料の継続的受領
- (イ) 仕事への復帰の保証又は復帰日の確約
- (ウ) 休み始めてからの期間

のうちの一つ又は二つを用いて国情に照らして決定する。

イ 自営就業者

従業者：調査期間中に、現金又は現物による利益又は家族の利益のために何らかの仕事をした者。

休業者：商業、農業又はサービス業のような企業を持っているが、調査期間中には何らかの特別の理由により一時的に仕事をしなかった者。

無給の家族従業者及び軍隊

無給の家族従業者については、第8回会議の決議で示された「通常の労働時間の3分の1以上働けば就業とみなす」という制限が廃止され、「調査期間中の就業時間数に関係なく自営就業とみなされなければならない。」とされた。また、第6回会議及び第8回会議の決議においては文民労働力と軍隊を区別していたが、第13回の決議においては「軍隊の構成員は有給の就業者に含めなければならない。」とされ、文民労働力という用語は消えている。これらは、財又はサービスを生産するために労働を提供する以上、特別扱いはしないという考えに基づく。

失業

失業者は、調査期間において次の条件を満たす者として定義された。

- ア 「仕事を持っていない」、すなわち、有給雇用でも自営でもない。
- イ 「現に就業が可能」、すなわち、有給雇用又は自営の仕事に就くことが可能である。
- ウ 「仕事を探していた」、すなわち、最近の特定期間に、有給雇用又は自営の仕事を探す特別な手だてをした。

これに加え、この定義にかかわらず、「調査期間後のある時点から有給雇用又は自営業を始める手はずを整えた者で、仕事がなく、現在就業可能である者は失業者とみなされなければならない。」とされ、就業待機者はこの決議においても失業者とされた。

失業の定義に関しては、次の3点を特徴として挙げることができる。

① 失業の3条件の明確化

失業を決定するための3条件は従来の定義にもあったものだが、第13回会議の定義では項を立てて各条件を厳密に規定している。特に今回の定義において、従来の定義と異なっているのは、求職活動の有無の判定方法である。第8回会議の決議においては、「調査期間中に、雇用又は自営の職を求めている」ことを求職活動としていたが、今回は「最近の特定期間に、有給雇用又は自営業を探すために特別な手段を講じた」ことをもつ

て求職活動とした。これは、アメリカの過去4週間における具体的な求職活動の有無によって判定するという方式を念頭においていると思われる。

調査期間において「求職中である」というのは、一種の「ふだんの状態」ともいえるもので、それゆえに過去の結果を待っている者も含めた。今回の定義は、一定の期間を定め（調査期間と同一期間とは限らない。）、その間に「求職活動」とされる活動の「事実」があったか否かによって判定しようとするもので、労働力方式を導入した際と同様な発想をみることができ。

② レイオフの特別扱いの廃止

第8回会議の決議においては、レイオフ中の者は求職活動をしていなくても失業者としていたが、今回はレイオフ中の者についても上の三つの条件を適用して失業者か否かを判定することとした。つまり、レイオフ中の者についても求職活動をしていなければ失業者とならない。特別扱いがなくなったのであるから、まず就業者（休業者）の条件に照らし、次に失業者の条件に照らし、いずれにも当てはまらなければ非労働力人口ということになる。

従来レイオフ中の者は失業者とするという定義は、アメリカのような先任権制度に基づくレイオフ制度が雇用慣行として確立している国を想定したものであり、使用者の都合で一時的に仕事を休ませるという制度はあっても、アメリカのレイオフとは全く内容の異なっている当時の西ドイツやフランスなどの西ヨーロッパ諸国や日本においては、もともと適用し得ないものであった。アメリカのレイオフは解雇であって、無給が普通で、社会保険も切れることが多く、必ずしも復帰の保証はないが、日本やヨーロッパ諸国においては、解雇は法的に厳しく制限されており、一時的に休んでいても雇用関係は継続しており、有給で、社会保険もそのままであり、復帰もほぼ確実であるというように、内容は全く異なっているのである。実際、カナダやオーストラリアのようにレイオフ制度のある国においては、レイオフ中の者を失業者としていたが、日本やヨーロッパ諸国においては、使用者の都合で仕事を休ませられている者は休業者となるのが普通であった。

この定義でレイオフを特別扱いしなくなったことにより、それぞれの国における扱いが自然なものとなった。日本などの場合は、休業の定義に照らせばおのずから休業者となり、アメリカの場合も、レイオフ中の者の約80%は求職活動をしている（期間は限定せず。）という1976年の調査もあり、大多数は失業の定義に照らしておのずから失業者となるようになった

のである。

③ 途上国への配慮

従来の定義が、発展途上国にはそのまま適用しにくいということがあったため、「通常の求職方法が十分に利用できない場合であったり、労働市場が大部分未組織であるか又は範囲が限られていたり、労働吸収力がその時点では不十分であったり、労働力の多くが自営業的であったりする状況においては」求職活動の要件を緩めてもよいとされた。

【参考】EU加盟国における労働統計に関する規則

西ヨーロッパ諸国では、従来、労働力調査を年に1回程度実施していたものの、失業者の経常的な把握に関しては、第13回国際労働統計家会議の後も、行政記録に基づく業務統計（失業給付事務所や雇用事務所等への登録者数など）が中心となっていた。しかし、EU域内各国間の経済的な関係が強まっていくにつれて、共通基準に基づく経常的な労働統計を整備する必要性が高まっていった。1998年にEU理事会規則（council regulation No.577）、2000年にEU委員会規則（commission regulation No.1897）がそれぞれ制定された。これらの規則では、EU加盟国に対し労働力調査の毎年実施を義務づけ、原則として年を通じた連続的な調査を実施するよう求めるとともに、適用すべき失業者の定義等も定められた。これに基づき、加盟国は順次EU規則に基づく経常的な労働統計の作成を開始し、EU統計局（Eurostat）も加盟各国及びEU加盟国全体の失業率等を毎月公表するようになった。

EU規則に基づく就業者・失業者の定義は、第13回会議で採択されたILO基準に準拠したものではあるが、ILO基準（1982年基準）では特に定めていない詳細な事項についても、EU規則には定めがある。以下、その主な点を列挙する。

就業者

年齢要件について、EU規則では「15歳以上」と定義（ILO基準では「一定年齢以上」とし、具体的な年齢は明示していない。）

失業者

ア 年齢要件について、EU規則では「15歳以上74歳以下」と定義（ILO基準では「一定年齢以上」とし、具体的な年齢は明示していない。）

イ 「現に就業が可能で」という要件について、EU規則では「2週間以内に就業が可能」と定義（ILO基準では「調査期間中に就業が可能」と定義）

ウ 「仕事を探していた」という要件について、EU 規則では「過去4週間以内に求職活動を行ったか、就業内定者でその仕事に3か月以内に就く者」と定義（ILO 基準（1982年基準）では「最近の特定期間に求職活動を行った者」と定義）

(6) 労働力未活用労働に関する指標の検討^{注)}

第13回国際労働統計家会議で採択された、就業と失業の測定に関する国際基準は世界的に認知されており、国際比較に寄与していた。また、この定義に基づく時系列データの蓄積が各国で進んでいる。しかしながら、失業の定義は、人々の幸福度（well-being）や就業希望の達成度（extent to which their aspirations for employment）を完全に反映したものではない。例えば、発展途上国の失業率は一般に低い傾向にあるが、これは雇用保険などの社会保障制度が十分に整備されていないため、失業することができず、不十分な待遇の仕事に就かざるを得ない状況にあることにも一因があるからである。また、パートタイム就業の増加に見られるように就業の形態は多様化し、失業の内容も一様でなくなるなど、就業・不就業を巡る諸状況は大きく変化してきた。

このため、単に就業者、失業者、非労働力人口に分けるだけでなく、それらの境界領域にある者について、多面的な情報を得ることを目的として、失業率だけでは捉えきれない様々な社会問題の統計的把握や分析をするための、失業率の補助となる労働力の未活用労働（labour underutilization）指標を策定すべく検討された。

労働力の未活用労働指標の中でも、不完全就業（underemployment）の定義と測定法の問題については、過去7回にわたる国際労働統計家会議で検討されてきた。1925年の第2回会議では、失業統計と併行してこの問題が初めて取り上げられた。1947年の第6回会議では、不完全就業の測定の必要性に対して明確に言及されたほか、1954年の第8回会議では不完全就業の定義に関する提案が始めて提起された。しかし、不完全就業に関する最初の国際統計の定義が採択されたのは1957年の第9回会議であり、そこで初めて国際指針の基礎が確立された。同指針には不完全就業の測定と分析及び人的資源の未活用に関する二つの決議が盛り込まれ、それらの決議は1966年の第11回会議で採択された。その後1982年の第13回会議では、この内容が改正され、また、1997年の第16回会議において新たな定義が採択されている。

注) 以下における“Time-related Underemployment”等の用語の和訳は、現段階での仮訳であることに注意（本章及び付録7について同じ。）。

第16回会議において採択された不完全就業に関する定義は、次のとおりである。

時間関連不完全就業 (Time-related Underemployment)

時間関連不完全就業は次の条件を満たす者として定義された。

- ア 追加的な仕事を望んでいる
- イ 追加的な仕事を行うことが可能
- ウ 就業時間が国情に応じて定められた基準 (threshold) より短い

不十分な就業状態 (Inadequate Employment Status)

不十分な就業状態とは、当該個人が従事したいと望み、また従事することが可能なほかに取り得る雇用状態に比べ、能力活用や幸福度が低い状態。統計的な定義・計測方法については、更に検討が必要である。

2008年の第18回会議では、労働力の未活用労働指標についての検討が行われた。時間関連不完全就業者に加え、就業者のうち単位時間当たり収入が低かったりスキルが十分に活用されていない者、非労働力人口のうち就業意欲喪失者などを労働力の未活用労働指標の範囲に含めるかなどについて議論が行われ、第19回会議で、国際基準として採用するための検討を行うこととなった。

(7) 第19回国際労働統計家会議

第19回会議は、2013年に開かれ、雇用形態の多様化の進展や潜在的労働力の活用等の有効利用指標の検討を行い、第13回決議が見直された。主な内容は以下のとおりであり、「付録7 ILO 第19回国際労働統計家会議における決議 (仮訳) (抄)」として決議の一部を載せている。

① 仕事 (work) の定義

従来定義されていなかった「仕事」について「あらゆる性別・年齢の人によって行われる、他人又は自分自身のために財・サービスを生産する活動」と明確に定義し、有給か無給かに関わらず「仕事」と呼ぶこととしている。更にこの内訳として、(1) 自分自身のために行われる仕事、(2) 他人のために行われる有給の仕事 (=就業)、(3) 他人のために行われる職業経験や技術を得るための無給の仕事、(4) 他人のために行われる非強制的な仕事 (=ボランティア)、(5) 他人のために行われるその他の仕事 (因

人による無給の仕事など) に区分した。

② 未活用労働(Labour Underutilization)の定義

従来は、「就業」という観点から就業者、失業者、非労働力人口の3つに分類されていたが、今回の決議ではより詳しく「未活用労働」と呼ばれる労働の供給と需要が一致していない人についても概念が取り入れられた。具体的には、以下のA、B、Cを含む概念である。

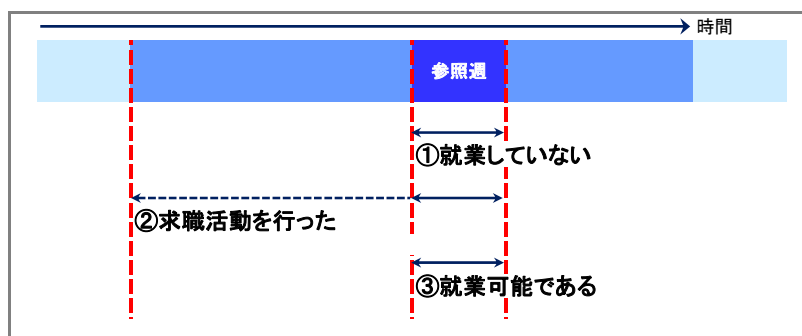
A. 時間関連不完全就業者（就業者の内数）

①追加的に就業を希望し、②就業時間が一定の閾値よりも短く、③追加的な仕事に就業可能な者（背景：就業者であるが短時間労働のため就業時間の面では満足しておらず、追加的な仕事に就業可能な者を未活用労働として捉える必要）

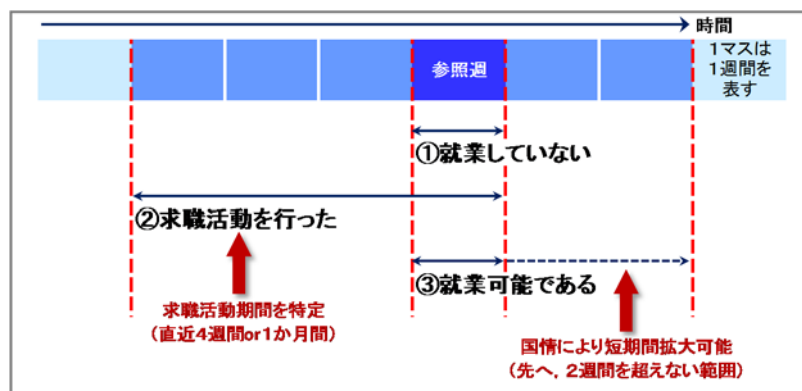
B. 失業者

①就業しておらず、②4週間又は1か月以内に求職活動をしており、③就業可能な者*（背景：求職は短期間では終わらないため、長めの期間が必要。また、1週間よりも長い期間で把握されていることが多くの国での慣例） ※国情により参照期間を先へ2週間を超えない範囲で拡大可能

・従前定義（1982年決議：第13回国際労働統計家会議）



・新定義（2013年決議：第19回国際労働統計家会議）

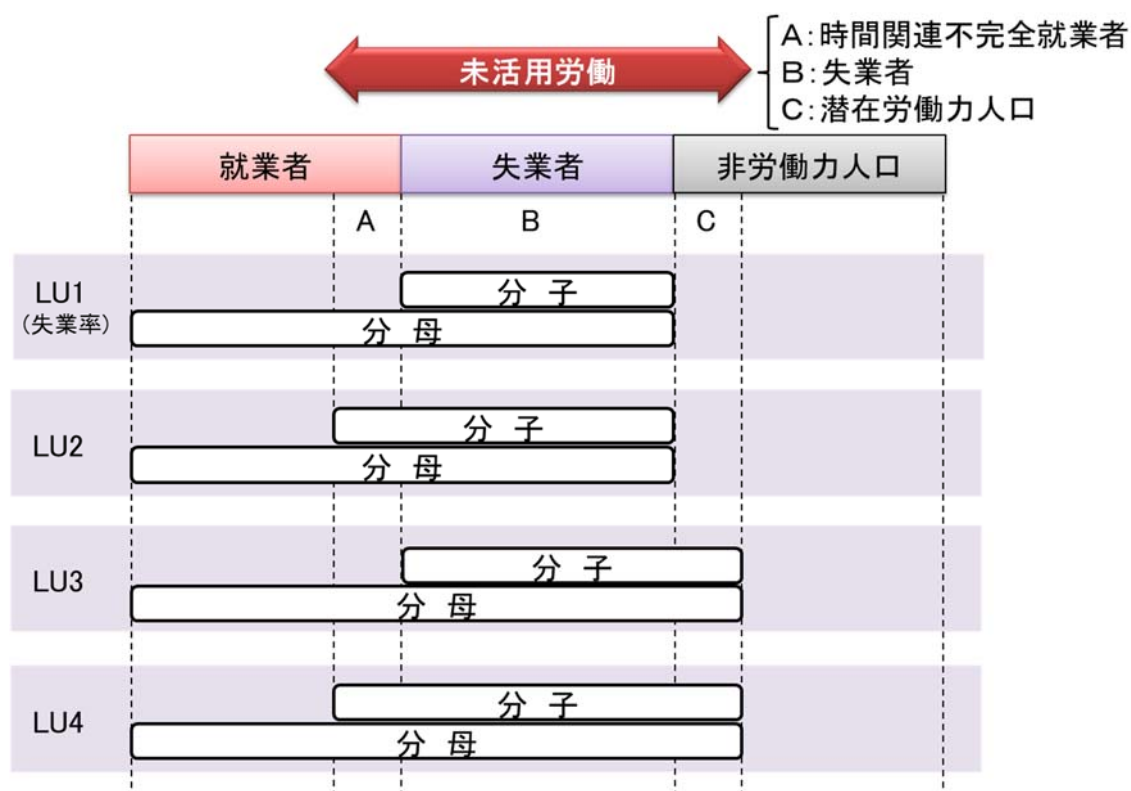


C. 潜在労働力人口(Potential labour force) (非労働力人口の内数)

①求職活動をしており、現在は就業可能ではないが後に就業可能となる者、又は②就業可能であり就業希望しているが、求職活動をしていない者（背景：失業者の3要件を満たさないため非労働力人口であるが、実態は失業に近い状態である者を未活用労働として捉える必要）

なお、未活用労働(Labour Underutilization)に関する測定値としては、以下のLU1からLU4のうち、2以上の指標が必要とされている。

LU1~LU4 の定義式	
$LU1 = \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$	
$LU2 = \frac{\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$	
$LU3 = \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$	
$LU4 = \frac{\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$	



【参考1】アメリカにおける失業・労働力未活用労働指標

失業率だけでは捉えきれない失業に関する多面的な情報を得ることを目的として、アメリカでは1970年代からU指標と呼ばれる失業・労働力未活用労働指標を算出している。これは、失業の概念を拡張又は絞り込んだ複数の失業・労働力未活用労働指標を算出することで、失業の深刻度や、失業に近い状態の人々の動向を捉えようとするものである。

1994年のCPS改正に伴い、U指標の内容も改定され、現在は深刻度の高い順にU-1からU-6までの六つの指標が作成されている。

U-1：(長期失業率) 文民労働力人口(軍人を除く労働力人口)に占める、失業期間15週間以上の失業者の割合

U-2：(失職率) 文民労働力人口に占める失職失業者及び一時的な雇用の雇用契約が満了したことにより離職した失業者の割合

U-3：(アメリカの公式失業率) 文民労働力人口に占める失業者の割合

U-4：(求職意欲喪失者を含む指標) 文民労働力人口及び求職意欲喪失者に占める、失業者及び求職意欲喪失者の割合

ここで、求職意欲喪失者(discouraged workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、適当な仕事がありそうにないため現在仕事を探しておらず、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者

U-5：(縁辺労働者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、求職意欲喪失者及びその他の縁辺労働者の割合

ここで、縁辺労働者(marginally attached workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者(現在仕事を探していない理由を問わない点が「求職意欲喪失者」と異なる。)

U-6：(縁辺労働者・経済的な理由による短時間就業者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、縁辺労働者及び経済的な理由による短時間就業者の割合

ここで、経済的な理由による短時間就業者

(persons employed part time for economic reasons)とは、

週35時間以上の労働時間を希望しているが、実際の労働時間が週35

時間未満であり、その理由が事業不振などによる労働時間の縮減や、週 35 時間以上の仕事を探せなかったなどの経済的な理由である者

3 諸定義の国際基準

就業者については、労働時間、産業など様々な項目について分類されている。ここでは、これらの項目の定義について説明する。

(1) 労働時間

1962 年の第 10 回労働統計家会議では、就業時間の国際基準に関する決議が初めて採択された。この決議では、対象を賃金労働者 (wage earner) 及び俸給職員 (salaried employee) に限定して、労働時間を定義した。このうち、実労働時間 (hours actually worked) に関しては、以下のように定義された。

ア 実労働時間には以下を含むべきである。

(ア) 通常の労働時間中に実際に労働した時間

(イ) 通常の労働時間以外に労働した時間であって、通常の賃金率より高い率 (時間外賃金率) で支払われる時間

(ウ) 作業場の準備、修理及び保全、工具の準備及び清掃、受領書・就業時間の記録カード及び報告書の作成など、仕事のため作業場で費やした時間

(エ) 仕事量の不足、機械の故障、事故等の理由により作業場で手待ち又は待機に費やした時間であって、雇用保障契約により賃金が支払われた時間

(オ) 作業場における短い休憩時間 (short rest periods) に相当する時間であり、茶又はコーヒーを飲む時間

イ 実労働時間からは以下の時間を除外すべきである。

(ア) 年次有給休暇、有給祝祭日、有給疾病休暇など、賃金は支払われるが就労しない時間

(イ) 食事の休憩時間

(ウ) 出勤及び帰宅に要した時間

第 10 回会議の定義では、労働時間統計の対象を賃金労働者及び俸給職員に限定しているほか、定義内容も典型的な製造業の賃金労働者を念頭に置いた記述になっていた。その後、労働時間統計の総合的な体系化の実現、具体的には、労働時間統計の対象者に自営業主なども含め、対象となる労働も全ての生産活動に関わる労働に拡大する方向で、国際的な議論が進められてきた。これは、全ての人々のディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の達成に

向けて、労働時間統計の対象を全ての分野に拡大し、より多くの指標を定めることが必要であるとの認識（第18回国際労働統計家会議で採択された「労働時間の測定に関する決議」前文から引用）に基づくものである。

2008年の第18回会議では、「労働時間の測定に関する決議」が採択された。この決議では、まず「労働時間」が、「特定の参照期間における、生産活動と関連した時間、及び、その時間の取り決めから構成される。」とした上で、「国民経済計算（SNA）において定義された一般的な生産境界内の生産活動に関連して」労働時間が決定され、「有給か無給かに関わりなく、全ての財・サービスの生産に向けて費やされた時間を含み」、「その活動の合法性、それを対象とする契約上の合意の種類、又は、それを行う人々の年齢を考慮しない。」と規定している。

労働時間のうち「実労働時間」については、以下のとおり定義している。

- ① 「実労働時間」は、特定の短い又は長い参照期間中に、財・サービスの生産に寄与する活動遂行のため、仕事に費やされる時間である。実労働時間は、「（SNA 生産境界内外」の）全ての種類の仕事に適用されるが、行政的又は法律的概念とは結び付いていない。
- ② 「SNA 生産境界内」で計測される実労働時間は、生産活動に直接費やされる時間、生産活動に関連して費やされる時間、休止時間、休息時間を「含む」。
 - (a) 「直接時間（direct hours）」は、仕事の作業と職務の遂行に費やされる時間である。直接時間は、あらゆる場所（経済的領域、事業所、路上、自宅）で費やされる可能性があり、また所定時間外や、仕事に専念していないその他の時間（昼食時間や通勤中など）において遂行されることもある。
 - (b) 「関連時間（related hours）」は、生産活動を維持、促進又は向上させるために費やされる時間であり、以下のような活動から構成されるべきである。
 - (1) 道具、機器、工程、手順又は仕事場所についての清掃、修理、準備、設計、管理又は維持のための時間；（作業着を着るための）着替え時間；消毒又は洗浄時間
 - (2) 販売先又は生産元との間の財又は素材の購入又は運搬に要する時間
 - (3) 労働時間の一部として取り決められているか、その時間に対し賃金を支払うことが明示されている、営業、顧客、又は患者対応のため

の待機時間

- (4) 有給又は無給と明示されているかを問わず、(健康及びその他必要不可欠なサービスのような) 仕事場所で、又は、そこから離れた場所で(例えば自宅から)、発生することがあり得るオンコール職務時間。後者の場合、人の活動や移動が制限される程度に応じて、そのオンコール職務時間を実労働時間に含めるかが決まる。なお、職務に呼び戻す指示があった瞬間から、費やした時間は「直接時間」とみなされる。
 - (5) 職場間、プロジェクト現場、漁場、任務、会議会場への移動時間、あるいは、(戸別訪問販売及び巡回活動のような) 顧客に会うための移動時間
 - (6) 職場又は職場とは別の場所で行われる、その仕事、又は同一経済主体内の別の仕事で必要とされる訓練及び技能向上のための時間。有給雇用の場合、これは雇用主又は他の経済主体によって提供されることがある。
- (C) 「休止時間 (down time)」は、仕事に就いている人が、機械又は工程の停止、事故、物資の不足、停電、インターネット接続の切断等により働くことができないが、労働提供は可能な状態が継続している時間であり、「直接時間」や「関連時間」とは区別される。休止時間は、仕事にとっては不可避的又は特有のものであり、また、技術的、物質的又は経済的な理由による一時的な中断を含む。
- (d) 「休息時間 (resting time)」は、短時間の休憩、休息又は軽食に費やされる時間であり、一般的に、確立した規範や国民的な事情に従って、慣習又は契約により行われる、ティーブレイク、コーヒーブレイク又は礼拝時間を含む。
- ③ 「SNA 生産境界内」で計測される実労働時間は、以下の活動を行っている時間である働いていない時間を「除く」。
- (a) 年次休暇、公休日、病気休暇、育児休暇や出産休暇／出産時の父親休暇、その他の個人的・家族の理由による、又は市民の義務のための休暇。
 - (b) 職場と自宅の間の通勤時間のうち仕事に関する何らの生産活動も行われていない時間。なお、有給雇用の場合で、雇用主によって賃金が支払われた通勤時間であっても、生産活動が行われていなければ実労働時間には含めない。
 - (c) 教育活動のうち②(b)(6)で対象とする活動には含まれないもの。なお、

有給雇用の場合で、それが雇用主によって承認され、賃金が支払われ、あるいは、提供された教育活動時間であっても、②(b)(6)で対象とする活動に含まなければ実労働時間には含めない。

- (d) 生産活動が全く行われない長い休憩時間で、短い休息时间とは区別されるもの。例えば、食事時間又は長距離移動中の睡眠など。有給雇用の場合で、雇用主によって賃金が支払われた休憩時間であっても、生産活動が行われていなければ実労働時間には含めない。

なお、無給の家庭内家事労働やボランティア活動など「SNA 生産境界を超えた」活動についても、実労働時間を同様に定義している。

また、「総実労働時間 (total hours actually worked)」についても、「特定の参照期間における、(経済部門又は地理的地域、及び「SNA 生産境界内外」のような、) 特定の分類項目についての、全ての仕事の、全ての人による実労働時間数の総計である。」と定義している。また、世帯調査から「総実労働時間」を推計する場合で、その世帯調査が非連続的な調査(参照期間内の全ての週についての調査が行われていない)である場合については、「起こり得る暦の影響、労働時間規則及び他の情報源からの労働時間の情報を考慮して、調整を行うべきである。」としている。

さらに、各国に対し、労働時間統計の国際的報告において、少なくとも(「SNA 生産境界内」の)以下の報告について努力義務を課している。

- (a) 年ベースの総実労働時間、及び、
- (b) (全ての仕事に関する) 就業者1人当たり平均年間実労働時間、又は、
- (c) 上記の(a)、(b)が不可能な場合、週当たり平均実労働時間。

(2) 産業

産業分類についての国際基準として、国連統計委員会は1948年に国際標準産業分類 (ISIC: International Standard Industrial Classification) を設定した。このとき、国連経済社会理事会は、「経済社会理事会は、経済統計の国際比較性の必要に関する統計委員会の勧告に注目し、また、統計委員会が、加盟国政府の助言と助力を得て開発した全経済活動に関する国際標準産業分類に注目し、全ての加盟国政府が、(a) この分類体系を自国の標準として採用することにより、または、(b) 国際比較可能性のために、各国の統計データを本分類に合わせて再構成することにより、全経済活動に関する国際標準産業分類を使用するよう」勧告した。その後、経済構造の変化などを反映しながら、旧版との継続性にも配慮しつつ、数次にわたり改定が行われた。国連統計委員

会による改定は、1958年（ISIC-Rev.1）、1968年（ISIC-Rev.2）、1989年（ISIC-Rev.3）、2002年（ISIC-Rev.3.1）、2008年（ISIC-Rev.4）に行われ、現在に至っている。

多くの国では、国際標準産業分類を基礎として、自国の産業分類の設定を行っている。日本でも1949年に日本標準産業分類を設定し、その後数次にわたる改定で、経済構造の変化への対応や国際分類との整合性を高め、現在は2013年の第13回改定分類が用いられている。このほか、各国では、国際標準産業分類に準拠して策定された欧州共同体標準産業分類（NACE）や北米産業分類システム（NAICS）なども用いられている。

(3) 職業

職業分類については、ILOが1958年に国際標準職業分類（ISCO: International Standard Classification of Occupations）を設定した。その後、1968年（ISCO-68）、1988年（ISCO-88）、2008年（ISCO-08）に改定が行われ、現在に至っている。

日本でも国際標準職業分類の設定を考慮した検討を踏まえ、1960年に日本標準職業分類を設定した。その後数次にわたる改定で、経済構造の変化に対する対応や国際分類との整合性を高め、現在は2009年の第5回改定分類が用いられている。

(4) 従業上の地位

従業上の地位については、国連統計委員会が1958年に従業上の地位別国際分類（ICSE: International Classification of Status in Employment）を設定した。その後、ILOの国際労働統計家会議において、1993年（ICSE-93）に改定が行われ、日本の労働力調査に適用している従業上の地位の分類基準は、ICSE-93におおむね準拠している。ICSE-93は、以下のような分類項目で構成されている。

- ① 雇用者（employees）
- ② 使用者（employers）
- ③ 自営業者（own-account workers）
- ④ 生産者共同組合員（members of producers' cooperatives）
- ⑤ 補助的家族従業者（contributing family workers）
- ⑥ 地位別分類不能の労働者（workers not classifiable by status）

なお、2018年にはICSE-18が採択されている。

4 主要各国の労働力調査

主要各国の労働力調査は ILO の基準に従って実施されているが、各国の実情により、異なる部分がある。

このうち、EU 加盟国のイギリス、ドイツ、フランス、イタリアは、欧州統計局 (Eurostat) が示している概念や規定に基づき、公表頻度、調査項目、選択肢などが統一されている。標本抽出の方法、実施時期などの具体的実施方法については、やはり各国でやや違いがみられる。

また、失業者についても、ILO が国際基準を設定しており、各国と同様、日本もその基準に準拠し定義している。しかし、ILO の基準には、定義に幅がある箇所や国情に応じた特例を認めている箇所などもあり、各国の定義には、次の①、②のように細かな点で若干の相違がみられる。

① 求職活動期間の取扱いについて

ILO 基準(1982 年決議)では、失業者の要件のうち、求職活動期間については特に定めていない(ただし、2013 年 10 月の第 19 回国際労働統計家会議において新たな決議が採択され、求職活動期間を過去 4 週間(1 か月)とした。)。日本では、調査週間の 1 週間に求職活動を行った者を失業者^{注)}とし、これに加え、以前に求職活動を行い、その結果を待っている者も失業者としている。

アメリカ、カナダなどの国では、過去 1 か月(4 週間)以内に求職活動を行った者を失業者としているが、日本の定義でも、過去 1 か月以内に求職活動を行った者は、その結果を待っている限り、失業者に含まれることとなる。

② 就業内定者の取扱いについて

ILO 基準では、就業内定者は、求職活動をしている場合だけでなく、求職活動をしていない場合であっても失業者としている。日本では就業内定者は求職活動をしている場合のみを失業者としており、求職活動をしていない場合には非労働力人口に含まれる。アメリカにおいては、1993 年以前は ILO 基準に沿った取扱いをしていたが、1994 年以降は日本と同様に、求職活動をしていない就業内定者は失業者に含めていない。

求職活動を行っていない就業内定者を失業者に含める国においては、カナダなどの多くの場合、就業内定者のうち、就業予定時期が 1 か月(4 週間)以内の者に限って失業者としている。

注) 完全失業者及び失業者の定義については、第 2 章参照

主要各国の労働力調査の概要

	ILO(1982年決議)の定義・概念	日 本	韓 国	ア メ リ カ
1. 失業者のデータ収集方法	・経済活動人口データの収集のための設計においては、可能な限り、国際基準を取り入れる努力をしなければならない	実地調査による収集		
		・労働力調査(標本調査)	・経済活動人口調査(標本調査)	・Current Population Survey(標本調査)
2. 調査時期及び期間	・1週間又は1日のような特定の短期間(調査期間)に関して測る	・毎月1回 ・1週間(月末)	・毎月1回 ・1週間(15日を含む)	・毎月1回 ・1週間(12日を含む)
3. 調査対象年齢	・一定年齢以上の全ての人	・15歳以上	・15歳以上	・16歳以上
4. 調査方法	—————	・調査員が世帯を訪問 ・自計調査	・CAPI ^{注1)} , CATI ^{注2)} 及びCASI ^{注3)} を併用	・1回目と5回目は原則CAPI ・それ以外は電話調査 ・一部中央のCATIオフィスにより調査
5. 標本の大きさ	—————	・約40,000世帯/月 ・約100,000人/月	・約32,000世帯	・約60,000世帯/月 ・約112,000人/月
6. 失業者の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を持たず(就業者でない) ・現に就業が可能で(調査期間中に就業が可能) ・仕事を探していた(最近の特定期間に仕事を探す特別な手だてをした) <p>☆ 失業者の求職の定義にかかわらず調査期間後のある時点から就業の手はずを整えた者で、現在は仕事がなく、現に就業が可能なのは失業者とみなされなければならない</p> <p>☆ 一時レイオフの場合は、国情によっては、求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には、非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者でなく ・調査期間中に就業可能で ・調査期間中(過去1週間)に求職活動を行った者* <p>※ 2018年から、過去1か月に求職活動を行った者の集計も開始</p> <p>☆ 仕事があればすぐ就ける状態で過去に行った求職活動の結果を待っている者も失業者とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者でなく ・調査期間中に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 <p>☆ 30日以内に新たな仕事を始める予定の者も失業者とする</p> <p>☆ 過去に求職活動を行ったが、不可避の理由で調査期間中に求職活動を行えなかった者も失業者とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者でなく ・調査期間中に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 <p>☆ レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする</p>
7. 失業率の算出方法	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$	同左	同左	同左
	分母人口	・就業者+失業者	・就業者+失業者	・就業者+失業者(軍人を除く)
	分母人口のデータ収集方法	—————	・労働力調査	・Current Population Survey
8. 公表機関	—————	・総務省統計局	・統計庁	・労働省労働統計局

注1) CAPI (Computer Assisted Personal Interviewing) : 面接、訪問調査において、調査員が、回答をコンピュータに直接入力するシステムをいう。

注2) CATI (Computer Assisted Telephone Interviewing) : 調査員が調査対象者に電話を掛けながら、聞き取った回答をその場でコンピュータに入力するシステムをいう。

第8章 諸定義の発展と国際基準

カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
実地調査による収集				
・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)	・労働力調査 (標本調査)
・毎月1回 ・1週間 (15日を含む)	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査 ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査 ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査 ・各1週間	・3か月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査 ・各1週間
・15歳以上	・16歳以上	・15歳以上	・15歳以上	・15歳以上
・CATI又は訪問面接調査 ・電話番号が不明な場合には、1回目は面接調査で2回目以降はCATI	・1回目は訪問面接調査 ・2回目以降は原則電話調査	・原則CAPI ・郵送による調査票の提出や電話調査を併用	・1回目と6回目の調査はCAPI ・それ以外は原則CATI	・1回目は原則CAPI ・2回目以降は原則CATI
・約56,000世帯/月 約100,000人/月	・約43,000世帯 /四半期 約76,000人 /四半期	・約83,000世帯 /四半期 約130,000人 /四半期	・約57,000世帯 /四半期 約108,000人 /四半期	・約65,000世帯 /四半期 約111,000人 /四半期
・就業者でなく ・調査期間中に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 ☆ レイオフ中の者は求職活動要件に関係なく失業者とする ☆ 4週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする	・就業者でなく ・2週間以内に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 ☆ 2週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする	・就業者でなく ・2週間以内に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 ☆ 2週間以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする	・就業者でなく ・2週間以内に就業可能で ・過去4週間以内に求職活動を行った者 ☆ 3か月以内の就業が内定している待機者も求職活動要件に関係なく失業者とする	・就業者でなく ・2週間以内に就業可能で ・過去30日以内に求職活動を行った者 ☆ 3か月以内の就業が内定しており2週間以内に就業可能な待機者も失業者とする
同左	同左	同左	同左	同左
・就業者+失業者 (軍人を除く)	・就業者+失業者	・就業者+失業者	・就業者+失業者	・就業者+失業者
・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査	・労働力調査
・統計局	・国家統計局	・統計局	・国立統計経済研究所	・国家統計局

注3) CASI (Computer Assisted Self Interviewing) : 調査対象者が、回答をコンピュータに直接入力するシステムをいう。

第9章 我が国の労働力調査の変遷

労働力調査は、1946年に調査が開始されて以降、数次にわたり改正が行われ、現在に至っている。本章では、労働力調査の調査結果に関わる主な変更、調査方法及び調査事項、就業状態の定義、標本設計などの変遷について解説する。

1 標本設計等に関わる主な変更

(1) 1946年9月：労働力調査の試験的開始^{注)}

労働力調査は、第4章で述べたように1946年9月から実施されるようになった。これは、第2次世界大戦後の1946年5月に、連合軍総司令部（GHQ）が戦後の混乱した社会経済の実態を把握するために出した重要な経済統計の作成を求める覚書、及び同年8月に経済科学局が発した「労働力調査月報提出に関する指令」を受け、試験的に始められたものであった。当時は、この種の標本調査は初めての試みであったため、アメリカの労働力調査「Monthly Report on Labor Force」（1947年に拡充されて名称も Current Population Survey となった。）を参考として設計されたが、当初の設計は現在のものとは大きく異なっている。

抽出方法は、層化3段抽出法によった。抽出率は1/1000（市部1/500、郡部1/1500）であったが、これは予算的制約から調査客体数を約6万に抑える必要があり、また、当時の数え年15歳以上人口が約6000万人だったことによる。最終抽出単位は、旧隣組（又は隣保班^{りんぽはん}）の地域を利用し、隣組内は全世帯を調査した。

層化の基準としては、市部においては地方（寒冷地とそれ以外）別、人口の大きさ、工業就業者率、戦災都市については爆撃の被害程度を測るものとして1944年から1945年への女子人口移動率等を用いた。郡部においては、人口の大きさ、農業就業者率、水産業就業者率、鉱業就業者率等を用いた。この層化基準に用いた資料は1930年、1940年国勢調査及び1944年、1945年人口調査の結果である。

(2) 1952年11月～1953年3月：精度向上のための標本設計の見直し

1952年11月から1953年3月にかけて、標本誤差を抑えるために、また調査区を一部の市や郡に限定しないよう標本設計を見直し、5か月かけて大幅な標本改正を行った。

注) これ以前には、失業者を把握する調査として、1925年10月に「失業統計調査」が実施されている。調査の概要については「付録8 第二次世界大戦前の「失業統計」」を参照されたい。

具体的には、標本抽出について、層化3段抽出から層化2段抽出へ変更した。

変更前	層化3段抽出 第1次抽出単位…市、郡 第2次抽出単位…1950年の国勢調査調査区 第3次抽出単位…世帯
↓	
変更後	層化2段抽出 第1次抽出単位…1950年の国勢調査調査区 第2次抽出単位…世帯

また、標本交代について、調査区の継続期間を6か月から3か月へ変更した。

変更前	調査区は6か月間継続し、同一調査区内では世帯は3か月で交代。毎月世帯全体の1/3を更新。
↓	
変更後	調査区は3か月継続し、毎月調査区全体の1/3を更新。

標本の大きさは、約1,000調査区の約11,000世帯、約5万人となった。

(3) 1954年12月：抽出単位の対象の変更

第2次抽出単位を、それまでの「世帯」から「住戸」へと変更した。

(4) 1961年10月：調査対象数の拡大、標本交代方式及び比推定方法の変更

調査対象数を約25,000世帯に拡大した。また、調査区は4か月継続し、同一調査区内では世帯は2か月で交代、毎月全体の1/4を更新する現行の標本交代方式に変更した。

また、比推定の方法を、男女、年齢階級、地域別の15歳以上の推計人口をベンチマークとする方法に変更した。

(5) 1962年7月：新設集団住宅地域による単位区の抽出

国勢調査時以降の、住宅の集団建設による調査区の変化に対処するため、新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした(2002年5月廃止)。

(6) 1972年7月：沖縄県の復帰に伴う沖縄県内調査区の抽出

沖縄県の復帰に伴い、沖縄県内の標本を追加抽出した(約150調査区、約

1,900世帯)。

(7) 1982年10月～1983年1月：地域別表章のための標本改正

1982年10月から1983年1月にかけて、調査地域として抽出する国勢調査の調査区を、1975年国勢調査のものから1980年国勢調査のものに切り替えた。このとき、同時に標本規模を約3割増やし、その結果調査対象世帯を約40,000世帯とし、また調査区の抽出における層化を11地域ごとに行うよう改めた。

これにより、地域別の表章が可能になり、四半期別に集計し、正式な公表系列として、月報にも掲載するようになった。なお、地域別の表章はそれまでも年平均値を参考値として年報に掲載していた。

(8) 2012年1月：比推定及び地域別結果の公表における地域区分の変更

2012年1月から基準人口を2010年国勢調査に基づく推計人口に切替えた。

このとき、結果推計に用いるベンチマーク人口の地域区分を、従来の大都市部・非大都市部の2区分から、標本設計での層化区分と同じ11区分(北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄)に変更した。

併せて、地域別結果について、従来1つの地域として公表してきた「九州・沖縄」について、「九州」と「沖縄」とを別々の地域として公表するよう変更した。ただし、季節調整値については、従来どおり「九州・沖縄」を一つの地域として公表している。

2 調査方法、調査事項等の変遷

(1) 1946年9月：試験的調査開始

[調査期間]

- ・毎月1～10日の10日間(日数を単位として就業状態を調査)

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年15歳以上の者

[調査方法、調査事項]

- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業日数
 - ② 理由別就業故障日数(理由別にみた休んだ日数)
 - ③ 失業、無職業の理由(上記①と②以外の未就業日について)
 - ④ 就業者については産業及び従業上の地位
 - ⑤ 農家の世帯主に対しては過剰労働力の有無とその人員

- ⑥ 農家以外の雇用者のいない事業主，世帯主に対して調査期間中の推定収入

(2) 1947年7月：本格的調査開始

[調査期間]

変更前	毎月1～10日の10日間（日数を単位として就業状態を調査）
-----	-------------------------------

↓

変更後	毎月第1日曜に始まる1週間（時間を単位として就業状態を調査）
-----	--------------------------------

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票を，あらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更（就業時間のほか，主な仕事の産業，従業上の地位についても記入）
 - ・調査票様式を全面的に変更
 - ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業時間（「主な仕事」と「それ以外の仕事」について）
 - ② 短時間就業日（4時間未満）及び就業しなかった日のある者についてその理由
 - ③ 不就業者に対してその理由
 - ④ 就業者に対して産業及び従業上の地位
 - ⑤ 失業者に対して就業希望時間
- なお，「(1)1946年9月」における⑤及び⑥の農家の世帯主及びそれ以外の事業主に対する調査事項は廃止した。

(3) 1949年5月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・「追加就業希望の有無」，「追加就業希望時間」などを追加

(4) 1950年1月

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者から，満 14 歳以上の者へ変更^{注)}

(5) 1950 年 8 月

[調査期間]

変更前	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間（時間を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月月末 1 週間（ただし 12 月は 20～26 日）

この変更は，他の主要な経済統計調査が月末を調査時点として
いるものが多いため，比較可能性を高める目的で行われた。

(6) 1951 年 10 月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・単記式（1 枚の調査票に 1 客体についてのみ記入する方式）から
連記式（1 枚の調査票に複数の調査客体について記入する方式）
に変更
- ・「職業」を調査事項に追加

(7) 1959 年 1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・満 14 歳以上の者から，満 15 歳以上の者へ変更
この変更は，義務教育課程で中学校を卒業するのは満 15 歳にな
ってからであり，したがって，生産年齢人口としては満 15 歳以
上を対象とするのが妥当であるとの見地から行われた。

[調査方法，調査事項]

- ・「追加就業希望時間」を廃止
- ・「希望する仕事の本業，副業の別」，「経営組織」，「従業先の従業員
数」，「従業状況」及び「転職希望の有無」を追加

注) 1949 年以前は，満 14 歳以上の代わりに数え年 15 歳以上を対象としていたので，年平均の上からみた場合には，1949 年までの数え年 15 歳を満年齢でいうと約 13 歳 6 か月以上の人口ということになり，1950 年以後の満 14 歳以上人口との間には約 0.5 歳の食い違いがあるため注意を要する。

(8) 1961年10月

1961年7月から9月にかけて調査票の様式、標本設計、推計方法等を変更し、10月分から新手法による結果を公表した。

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票，「従業状況」を廃止
- ・「世帯の種類」を追加
- ・「経営組織」及び「従業先の従業員数」の分類を変更
- ・世帯調査票をあらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更

(9) 1967年9月

[調査方法，調査事項]

- ・調査方法を，調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし，世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替え，これに伴い調査票の質問形式を大幅に変更

この変更は，調査員による調査票への記入では，①世帯が記入している世帯調査票と重複する感があること，②留守世帯が増加しており，これらの世帯では希望意識などが調査しにくくなったこと，③調査員の負担を軽減することなどの事由により行われた。

- ・世帯調査票を廃止

(10) 1983年10月

[調査方法，調査事項]

- ・2か月目調査票にのみ「求職理由」を追加

(11) 1992年1月

[調査方法，調査事項]

- ・15か月かけて，調査開始調査区ごとに順次調査票を OMR (Optical Mark Reader : 光学式マーク読取装置) 仕様に変更
- ・「出生の年月日」を「出生の年月」に変更
- ・「耕地面積」を削除

(12) 2002年1月：労働力調査特別調査を統合

雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中での労働市場の実態を的確

に捉えるため、労働力調査、労働力調査特別調査、就業構造基本調査の労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方を整理する「労働3統計の見直し」の具体化に向けた検討が行われた。そして、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）において、労働統計における位置付けや効率的連携の在り方について見直すことが求められた。

その結果、2002年1月から、それまで年1回又は2回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施されていた労働力調査特別調査を労働力調査に統合することとなった。これにより、提供データの充実、調査事務の効率化等が図られるとともに、詳細なデータの経常的な（四半期平均及び年平均の）提供が可能となった。

〔調査方法、調査事項〕

- ・調査票を「基礎調査票」、「特定調査票」とし、いずれもOCR(Optical Character Reader：光学式文字読取装置)仕様に変更

基礎調査票…従前からの労働力調査を継承した調査票。1か月目調査票についても「求職理由」を追加し、2か月目調査票と同様式とした。

特定調査票…従前の労働力調査特別調査を継承し、新たに統合された調査票。

この特定調査票での調査事項は以下のとおりである。

① 15歳以上の世帯員について

「在学、卒業等教育の状況」

「仕事からの年間収入」

② 就業者について

「短時間就業及び休業の理由」

「就業時間増減希望の有無」

「現職についた時期」

「雇用形態」

「前職の有無」

「転職時の収入の増減」

③ 完全失業者について

「求職活動の方法」

「求職活動の期間」

「求職活動の時期」

「探している仕事の形態」

「就職できない理由」

「前職の有無」

④ 非労働力人口について

「就業希望の有無」

「非求職の理由」

「希望する又は内定している仕事の形態」

「最近の求職活動の時期」

「就業可能時期」

「前職の有無」

⑤ 前職のある者について

「前職の従業上の地位及び雇用形態」

「前職の事業の種類」

「前職の仕事の種類」

「前職の企業全体の従業者数」

「前職をやめた時期」

「前職をやめた理由」

(13) 2013年1月

当時、経済の低迷等を背景として、非正規雇用者の増加等就業構造が大きく変化しつつあった。また、労働力人口の減少が社会全体の課題となる中で、多様な人材を十分に活用するため、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっており、これに伴い労働時間のより正確な把握が必要となった。

これを背景に、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、働き方の多様化に対応した労働統計の整備を図る観点や労働時間の分析に資する観点から、調査事項の改善が求められたことから、調査事項を変更した。

[調査事項]

(基礎調査票)

- ・「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割
- ・非正規の雇用形態別の調査事項を特定調査票から基礎調査票に移動し、選択肢の「契約社員・嘱託」を「契約社員」及び「嘱託」に分割
- ・「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を追加

(特定調査票)

- ・非正規の職員・従業員について「現職の雇用形態についての理由」を追加

- ・「転職などの希望の有無」を基礎調査票から特定調査票に移動
- ・「転職に伴う収入の増減」の削除
- ・前職の雇用形態の選択肢「その他」を「契約社員・嘱託」及び「その他」に分割
- ・「就業希望者の非求職理由」の選択肢「家事・育児のため」を「出産・育児のため」及び「介護・看護のため」に分割
- ・「教育（卒業）」の選択肢「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に分割

(14) 2018年1月

2013年のILO決議で導入された「未活用労働」を把握するために、調査事項の変更を行った。完全失業率や就業率等に加え、「未活用労働」を指標化した「未活用労働指標」を用いることで、雇用情勢をより多角的に把握することが可能となった。

そのほか、多様化する雇用・失業の実態をよりの確に把握するため、雇用契約期間の有無やその期間について、より詳細に把握する等の変更を行った。

[調査事項]

(基礎調査票)

- ・「従業上の地位」の「常雇（無期の契約）」、「常雇（有期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の選択肢を廃止し、「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」を追加
- ・「求職活動時期」及び「就業可能時期」を特定調査票から基礎調査票へ移動

(特定調査票)

- ・「就業時間増加の可否」を追加
- ・「求職方法」の選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」と「求職活動の結果を待っていた」を追加
- ・失業者の「求職活動時期」を廃止

(参考) 労働力調査特別調査

労働力調査特別調査は、毎月実施している労働力調査を補完する目的として1949年12月に開始された。

このため、その時々々の経済情勢に即した雇用・失業問題の最も重要な領域に焦点を合わせることから、調査内容は毎回変更された。

調査が始められた当初は、「労働力調査臨時調査」という名称で、主として労働力調査に附帯して実施されていたが、1962年以降は「労働力調査特別調査」として、1973年までは3月と10月の年2回（1974年は3月と12月）実施された。

1975年以降は年1回3月の実施となり、1983年は2月と6月の年2回、1984年以降は年1回2月実施となった。この頃から、この調査が我が国の就業状態を的確に把握するために不可欠なものとなったこともあり、その時々々の雇用情勢に必要な調査事項を入れ替えながらも、主要な調査事項は変更しないという時系列を重視した形に変えられてきた。

その後、1998年以降の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、1999年度からは2月に加え8月にも調査を実施してきたが、労働力調査の見直しに伴い、労働力調査特別調査は労働力調査に統合され、2002年に廃止された。したがって、労働力調査特別調査は2001年8月が最後の調査となった。

3 就業状態の定義の変遷

就業状態の定義は1947年7月、1948年1月、1949年5月、1951年10月、1967年9月及び2018年1月の6回にわたって改正された。以下、7期に分けて説明する。

(1) 1946年9月～1947年6月

従業者

調査期間中の就業日数が10日間ある者、及び10日未満でも就業故障(就業しなかった)理由が①公休、定休日、②給料賃金に関係ない休暇、③悪天候、労働争議、病气事故等による者

休業者

調査期間中の10日間全部を上記の理由により就業しなかった者

失業者

適当な仕事がないため就業日数が1日もなかった者、又は就業故障の理由として材料、資金の不足、販売の見込み薄のためである旨申告した日数のある者

労働力人口/非労働力人口

就業者と失業者を労働力人口とし、その他を非労働力人口とする(ただし、当時はそれぞれ稼動力、非稼動力と呼んでいた。)

(2) 1947年7月～12月

従業者

調査期間中収入を伴う仕事に1時間以上従事した者。なお、従業者の定義については、1947年7月以降現在まで変更はない。

休業者

「平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者」となっており、休業の理由に重きを置いている。

失業者

「調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者」となっており、求職という条件はなかった。

(3) 1948年1月～1949年4月

失業者

変更前	就業希望時間の条件なし
-----	-------------

↓

変更後	就業希望時間が25時間以上の者だけを失業者として分類（25時間未満は非労働力人口）
-----	---

(4) 1949年5月～1951年9月

休業者

休業の理由よりも、休業期間及び給料・賃金の支払の有無に重点をおいたものに改めた。

変更前	平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者
-----	--

↓

変更後	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が <u>1か月未満の者</u> 。ただし、 <u>雇用者は休業期間が1か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む</u>
-----	---

失業者

職を探していたという条件を加えた。

変更前	調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者で、就業希望時間が25時間以上の者
-----	--

↓

変更後	調査週間中、全く仕事をしなかった者（休業者を除く。）で、就業を希望し、かつ就業が可能であって、 <u>求職活動をしている者</u> （就業希望時間の条件は廃止）
-----	--

なお、1950年1月に上記の定義変更に伴って、「失業者」の呼称を「完全失業者」と名称変更した。

(5) 1951年10月～1967年8月

休業者

自営業主，雇用者のみに限定し，家族従業者は休業者とはならないものとした。

変更前	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて，その休業期間が1か月未満の者。ただし，雇用者は休業期間が1か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む
-----	--



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

(6) 1967年9月以降

休業者

自営業主について，休業期間に重点をおいたものとした。

変更前	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は， <u>事業を持ちながら，その仕事を休み始めてから30日にならない者</u> ，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

なお，定義の変更は，1967年9月から毎月全調査客体の1/4ずつ順次行った。したがって，1967年9月から同年11月までの休業者（自営業主）の定義は一義的でない。

(7) 2018年1～3月期以降（変更は詳細集計のみ）

失業者

「完全失業者」の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大した「失業者」を、就業状態区分として導入した（「完全失業者」は「失業者」の内数として表章）。

労働力人口/非労働力人口

労働力人口を、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものから、「就業者」と「失業者」を合わせたものに変更した。これにより、15歳以上人口のうち、労働力人口以外の者である非労働力人口の範囲も変更となった。

未活用労働

未活用労働として、「失業者」に加え、「追加就労希望就業者」、「潜在労働力人口」、「拡張求職者」及び「就業可能非求職者」を就業状態区分として導入した。

※ 当該変更や未活用労働の定義等の詳細は、「第2章 基本的諸概念と用語」を参照

4 標本設計の変遷

標本設計の変遷については、以下の表のとおりである。

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1946年 9月	(試験的調査開始) ○層化3段抽出法 第1次抽出単位…市, 郡 第2次抽出単位…6大都市以外 の市では隣組, 6大都市及び 郡部では区, 町, 村 第3次抽出単位…6大都市及び 郡部で隣組 (隣組内では全世帯を調査) ○全人口を基にする比推定方式	31都市, 46郡 17区, 84町, 114村 1,187隣組 約15,000世帯 約50,000人 (数え年15歳 以上)	初めに指定した隣組 を固定し継続調査す る。 1947年8月及び1948 年1月に隣接隣組に 一斉交代する。	・調査期間は毎月1 ～10日までの10日 間とする。 ・調査対象は数え年 15歳以上の者とす る。 ・調査は他計申告方 式を採用する。
1947年 7月	(本格的調査開始)			調査期間を第1日 曜日に始まる1週間 とした。
1948年 1月	鉱業関係の標本を追加した。	33都市, 47郡 17区, 86町, 118村 (隣組数未詳) 約15,000世帯 約50,000人 (数え年15歳 以上)		
10月	第2次抽出単位を1948年常住人口 調査区, 第3次抽出単位を世帯とし た。 第2次抽出単位…調査区 第3次抽出単位…世帯	48都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯 約56,000人 (数え年15歳 以上)	調査区を4か月ごとに 一斉に交代する。	
1949年 9月			調査区を8か月ごとに 一斉に交代し, 同一 調査区内では世帯が 4か月ごとに交代す る。	
1950年 1月				調査対象を満14歳 以上の者に改めた。
3月			毎月1/3の世帯を更 新する。調査区は6か 月間継続調査する。 同一調査区内では世 帯は3か月で交代す る。	
4月	(指定統計第30号に指定)			

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1950年 6月	第2次抽出単位を1950年国勢調査調査区とした。	51都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯 約51,000人 (満14歳以上)		
8月				調査期間を月末1週間とした。
1951年 3月	100人以上の準世帯のある調査区を別途抽出した。			
5月	調査客体を1割削減した。			
10月				調査票を単記式から連記式に変更した。
1952年 11月 ～1953年 3月	層化3段→2段抽出法に変更 ○層化2段抽出法 第1次抽出単位…1950年国勢調査調査区 第2次抽出単位…世帯	約1,000調査区 約11,000世帯 約50,000人 (満14歳以上)	毎月1/3の調査区を更新。調査区は3か月間継続調査する。	
1954年 5月	離島の7調査区を追加抽出した。 (佐渡島2, 対馬島, 小値賀島, 奈留島, 奄美大島, 徳之島の各1調査区)			
11月	国勢調査時の無人調査区10調査区を追加抽出した。			
12月	第2次抽出単位を世帯から住戸へと変更した。 第2次抽出単位…住戸			
1955年 7月	社会施設, 矯正施設11調査区を追加抽出した。			
1956年 1月 (1957年 5月に遡 及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別14歳以上人口とした。			
5月	自衛隊, 矯正施設の調査区の抽出を取り止めて, 業務資料により集計することにした。			
10月	第1次抽出単位を1955年国勢調査調査区とした。			
1959年 1月 (遡及 改定)	調査の対象を15歳以上人口にしたことに伴い, 比推定のベンチマーク人口を男女別15歳以上人口とした。			調査対象を満15歳以上の者に改めた。

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1961年 10月	第1次抽出単位を1960年国勢調査調査区とした。 比推定のベンチマーク人口を男女, 年齢階級, 地域(2区分)別15歳以上推計人口とした。 標本調査区を約1,000調査区から約2,000調査区に拡大した。	約2,000調査区 約25,000世帯 約70,000人 (15歳以上)	現行の方式となる。 すなわち, 毎月1/4の調査区を交代, 同じ調査区は4か月間調査を継続し, 前半の2か月と後半の2か月で住戸を交代する。 一度抽出された調査区及び住戸は翌年の同期も再び調査する。	
1962年 7月	国勢調査時以後の新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした(2002年5月以降廃止)。			
10月	前年との結果比較の精度を高めるため前年調査した調査区を2年目調査区として調査し始めた。 (全標本の1/2)			
1967年 9月				調査を自計申告方式に改めた。
12月	第1次抽出単位を1965年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは1967年9月より段階的に行った。			
1972年 7月	沖縄県復帰(1972年5月)に伴い, 第1次抽出単位を1970年国勢調査調査区として, 沖縄県を追加抽出した。	沖縄県分 約150調査区 約1,900世帯 約5,200人を追加した。		
1973年 7月	第1次抽出単位を1970年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは1973年4月より段階的に行った。			
1978年 5月	第1次抽出単位を1975年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1979年8月まで段階的に行った。			
1982年 10月	地域別結果を表章するため, 標本の拡大を行った。併せて, 第1次抽出単位を1980年国勢調査調査区とした。 なお, 標本の拡大及び調査区の切替えは, 1983年1月まで段階的に行った。	約2,900調査区 約40,000世帯 約100,000人 (15歳以上)		

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1988年 5月	第1次抽出単位を1985年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1989年8月まで段階的に行った。			
1993年 5月	第1次抽出単位を1990年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1994年8月まで段階的に行った。			
1998年 5月	第1次抽出単位を1995年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1999年8月まで段階的に行った。			
2002年 5月	新設集団住宅地域による単位区の追加抽出を廃止した。	2,912 調査区 約 40,000 世帯 約 100,000 人 (15 歳以上)		
2003年 1月	第1次抽出単位を2000年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2004年4月まで段階的に行った。			
2008年 5月	第1次抽出単位を2005年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2009年8月まで段階的に行った。			
2012年 1月	比推定の地域区分を2区分(大都市部, 非大都市部)から11区分(北海道, 東北, 南関東, 北関東・甲信, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州及び沖縄)に変更した。			
2013年 5月	第1次抽出単位を2010年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2014年8月まで段階的に行った。			
2018年 5月	第1次抽出単位を2015年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2019年8月まで段階的に行った。			
2023年 5月	換算世帯数を算出するための単身世帯の換算率を1/3から1/2.5に変更した。住戸抽出間隔(ウェイト)の算出に用いる基本数を15から16に変更した。 第1次抽出単位を2020年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2024年8月まで段階的に行った。			